

個 人 情 報 保 護 事 務 の 手 引
及 び
情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 議 会 事 務 の 手 引

令和2年4月

京都市総合企画局

個 人 情 報 保 護 事 務 の 手 引

目 次

1	個人情報保護制度の意義	1
2	京都市個人情報保護条例の主な内容	2
3	京都市個人情報保護条例の趣旨及び運用	
第1章 総則（第1条～第5条）		
	第1条 目的	5
	第2条 定義	7
	第3条 實施機関等の責務	13
	第4条 事業者の責務	15
	第5条 市民の責務	16
第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条～第13条の2）		
	第6条 個人情報の収集の制限	17
	第7条 個人情報取扱事務の届出	24
	第8条 個人情報の利用及び提供の制限	29
	第8条の2 特定個人情報の利用の制限	32
	【番号法第19条】 特定個人情報の提供の制限	33
	第9条 提供先に対する措置要求	36
	第10条 電子計算機処理の制限	37
	第11条 電子計算機の結合の制限	38
	第12条 個人情報の適正な管理	39
	第13条 個人情報取扱事務の委託に伴う措置	42
	【番号法第10条】 再委託	44
	【番号法第11条】 委託先の監督	45
	第13条の2 適用の除外	46
第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求（第14条～第34条）		
	第14条 個人情報の開示の請求	47
	第15条 開示請求の手続	50
	第16条 個人情報の開示義務	59
	第17条 個人情報の部分開示	73
	第18条 個人情報の存否に関する情報	74
	第19条 開示請求に対する決定等	75
	第20条 開示決定等の期限	80
	第21条 開示決定等の期限の特例	83
	第22条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等	85
	第23条 開示の実施等	88
	第24条 個人情報の訂正の請求	92
	第25条 訂正請求の手続	93
	第26条 個人情報の訂正義務	96
	第27条 訂正請求に対する決定等	97
	第28条 訂正決定等の期限の特例	101
	第29条 個人情報の提供先への通知	102

第30条 個人情報の利用停止の請求	104
第31条 利用停止請求の手続	106
第32条 個人情報の利用停止義務	109
第33条 利用停止請求に対する決定等	110
第34条 利用停止決定等の期限の特例	114
第4章 審査請求（第35条～第37条）	
第35条 審理員による審理手続に関する規定の適用除外	115
第36条 審査会への諮問等	116
第37条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	120
第5章 雜則（第38条～第44条）	
第38条 苦情の処理	122
第39条 費用の負担	123
第40条 他の制度との調整	125
第41条 市長の調整	128
第42条 運用状況の公表	129
第43条 出資法人の個人情報の保護に関する措置	130
第44条 委任	131
第6章 罰則（第45条～第49条）	
第45条 刑罰①	132
第46条 刑罰②	134
第47条 刑罰③	136
第48条 刑罰の適用区域	137
第49条 過料	138
【番号法第9章】 罰則	139
4 条例、規則、要綱等	
京都市個人情報保護条例	141
京都市個人情報保護条例施行規則	155
京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱	195
「類型処理」に関する説明	220
個人情報の開示に関する事務のフロー図	227
審査請求に関する事務のフロー図	228
個人情報の保護に関する法律	229
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	243
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	259

1 個人情報保護制度の意義

京都市が、その保有する個人情報の保護対策において本格的な取組を開始したのは、昭和62年12月の「京都市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」の制定時までに遡る。この条例は、京都市が電子計算機で処理する個人情報を保護するためのものであったが、その後、手作業による処理（マニュアル処理）による個人情報も含めた総合的な保護制度を確立することが求められ、平成5年4月に「京都市個人情報保護条例」が制定された。

本条例は、マニュアル処理に係るものも含めた個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、市民が自己の個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障するものであり、平成6年4月の施行以後、本条例の下で、保有する個人情報の適正な取扱いの確保が図られてきた。

一方、昨今の社会に目を転じてみると、多くの分野で情報通信技術の活用が進み、高度情報社会は予想以上の速度で進展してきた。人々の周りでは、情報通信ネットワークを介して、大量、迅速な情報処理が行われ、日常生活の利便性も飛躍的に向上してきた。しかし、その一方では、全国的に、公、民を問わず、個人情報の漏えい等に関する事件や事故が発生している。個人情報は、一旦流出すれば、人々に回復不能な被害をもたらし、深刻な事態も起こり得ることから、国においては、平成15年5月に個人情報保護関連5法を制定し、平成17年4月から本格施行した。

本市では、個人情報保護制度を取り巻く環境の大きな変化に的確に対応し、制度が市民と本市のより強固な信頼関係の構築に資するよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の趣旨も考慮しつつ、個人情報の利用停止を請求する権利の保障、職員等に対する罰則の新設などを柱とした条例改正を行い、平成17年4月から施行した。

その後、平成18年4月から地方自治法上の議決機関である議会（本市においては、「市会」と称する。）を、平成23年4月から本市が設立した地方独立行政法人を、それぞれ実施機関に加えた。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の制定に伴い、特定個人情報の保護措置を強化すること、任意代理人による特定個人情報の開示請求等を認めること等を内容とする条例改正を平成27年3月に行い、平成27年10月5日から施行した（一部平成27年3月27日施行、一部平成29年5月30日施行）。

さらに、平成27年9月に番号法が改正され、番号法で定める法定事務だけでなく地方公共団体が条例で定める独自利用事務についても、法定事務と同様に、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うことができる事が規定された。これに伴い、独自利用事務に係る情報提供等記録について、その取扱いを定める必要があったため、平成29年3月に条例改正を行った（一部平成29年5月30日施行、一部平成29年7月18日施行）。

2 京都市個人情報保護条例の主な内容

(1) 目的

個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護及び市政の公正かつ適正な運営に資する。

(2) 個人情報

個人情報とは、個人に関する情報で、個人が識別され、又は識別され得るものという。ただし、法人等の役員に関する情報は除く。

特定個人情報とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(3) 制度実施機関

制度を実施する機関は、次のとおりである。

市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び市会並びに本市が設立した地方独立行政法人

(4) 収集の制限

ア 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、事務の目的を明確にし、目的達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

イ 個人情報は、法令に定めがあるときや本人の同意があるときなどを除き、本人から収集しなければならない。

ウ 「思想、信条及び宗教に関する個人情報」、「人種、民族その他社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報」及び「病歴、遺伝子情報その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの」(以下「センシティブ情報」という。)は、原則として収集してはならない。

エ 法令に定めがあるとき、本人の同意があるときなどを除き、本人以外から個人情報を収集する場合やセンシティブ情報を収集する場合は、あらかじめ京都市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(5) 個人情報取扱事務の市長への届出等

ア 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ事務の目的、内容等を市長に届け出なければならない。

イ 市長は、個人情報取扱事務の目録を作成し、市民の閲覧に供さなければならない。

(6) 利用、提供の制限

ア 個人情報(特定個人情報を除く。イにおいて同じ。)の利用、提供は、事務の目的の範囲内で行わなければならない。

イ 法令に定めがあるとき、本人の同意があるときなどを除き、個人情報の目的外の利用、提供を行う場合は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

ウ 特定個人情報は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合を除き、目的外の利用を行ってはならない。

(7) 電子計算機による処理の制限

個人情報を電子計算機により処理しようとする場合は、あらかじめ審議会の意見を聴

かなければならない。

また、センシティブ情報や犯罪に関する個人情報は、法令に定めがあるときを除き、原則として、電子計算機処理をしてはならない。

(8) 電子計算機の結合の制限

個人情報の提供等を行うため、実施機関以外のものとの間において、電子計算機を結合しようとする場合は、法令に定めがあるときを除き、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(9) 個人情報の適正な管理

ア 個人情報は、正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

イ 実施機関は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失等のないように必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために個人情報管理責任者を置かなければならぬ。

ウ 保有する必要がなくなった個人情報は、確実かつ速やかに廃棄又は消去しなければならない。

(10) 個人情報取扱事務の委託に伴う措置

個人情報取扱事務を委託（指定管理者に公の施設の管理を行わせるものを含む。）するときは、個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならない。

また、個人情報取扱事務の受託者（指定管理者を含む。）は、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(11) 個人情報の開示の請求

ア 何人も、公文書に記録された自己の個人情報の開示を請求することができる。

イ 開示請求をしようとする者は、本人であることを証明する書類の提示等をしなければならない。

ウ 実施機関は、原則として、請求のあった日の翌日から14日以内に、開示するかどうかを決定しなければならない。

(12) 個人情報の訂正の請求

ア 公文書に記録されている自己の個人情報に事実についての誤りがあると認める者は、その訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができる。

なお、訂正請求に際しては、事実を証する資料を提出しなければならない。

イ 実施機関は、原則として、請求があった日の翌日から30日以内に、訂正するかどうかを決定しなければならない。

(13) 個人情報の利用停止の請求

ア 公文書に記録されている自己の個人情報が、収集の制限又は利用及び提供の制限に違反して収集又は利用若しくは提供されたと認める者等は、その利用の停止、消去及び提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

イ 実施機関は、原則として、請求があった日の翌日から30日以内に、利用停止をするかどうかを決定しなければならない。

(14) 代理人による請求

法定代理人は、本人に代わって、個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求を行うことができる。本人の委任による代理人は、特定個人情報に限り、本人に代わって、これ

らの請求をすることができる。

(15) 審査請求

実施機関は、個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求（以下「開示請求等」という。）に対する処分及び開示請求等についての不作為について、審査請求があったときは、京都市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行わなければならない。

(16) 事業者、市民の責務

ア 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害しないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

イ 本市が出資している法人で市長が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、個人情報を保護するための必要な措置を講じるよう努めなければならない。

ウ 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害しないよう努めなければならない。

(17) 職員、受託業務従事者（指定管理業務従事者を含む。）に対する罰則

本市職員（地方独立行政法人の役員及び職員を含む。）及び受託業務に従事する者（公の施設の指定管理業務に従事する者を含む。）に対して、正当な理由がないのに、個人の秘密事項が記録されたファイルを提供したり、業務上で知り得た個人情報を不正な利益を得る目的で提供又は盗用したとき、あるいは、現職の職員が職権を濫用して、職務外に用いる目的で個人の秘密事項が記録された公文書を収集したときは、懲役刑又は罰金刑を科す。

3 京都市個人情報保護条例の趣旨及び運用

第1章 総則

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権を擁護するうえで個人情報の保護が重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護及び市政の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。

【趣 旨】

- 1 本条は、この条例の目的を明らかにしたものであって、この条例の解釈及び運用に当たっては、常にこれに照らして行わなければならない。
- 2 個人のプライバシーは個人の尊厳に関わるものであり、また、ある意味で、個人情報は個人そのものである。個人情報が誤っていたり、不適切な取扱いを行ったために、名誉や人格が傷付けられることもあるし、不当な扱いを受ける原因となることも考えられる。
「基本的人権を擁護するうえで個人情報の保護が重要であることにかんがみ」とは、このようなことから、個人情報を保護することは、基本的人権を擁護するうえで重要な意義を有するものであり、「基本的人権の擁護」をこの条例の理念として強く示したものである。
- 3 「個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項」とは、個人情報保護対策の基本原則として広く承認されている5原則（①「収集制限の原則」、②「利用制限の原則」、③「個人参加の原則」、④「適正管理の原則」及び⑤「責任明確化の原則」）を踏まえ、本市の実情に即した制度とするための具体的個別的な基準、手続等をいう。
具体的には、5の各権利の保障と共に、第3条（実施機関等の責務）、第4条（事業者の責務）、第5条（市民の責務）及び第2章（個人情報の適正な取扱いの確保）で定める事項などをいう。
- 4 「個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利を保障」とは、市が保有する自己の個人情報について、開示、訂正及び利用の停止等を請求する権利は、この条例により創設した権利であることから、その重要性を考慮し、本条においてこれを明示したものである。
この条例により、市民に限らず、何人にも、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用の停止等を請求する権利が保障される。
- 5 「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要のある個人の権利利益一般をいう。一般にプライバシーとして捉えられる精神的、人格的な権利利益のほか、社会的、経済的な権利利益も含まれるものである。
- 6 「個人の権利利益の保護及び市政の公正かつ適正な運営に資することを目的とする」とは、この条例の目的は、個人の権利利益の保護を図ることが第一義であるが、個人の権利利益を保護することが結果として、適正に取り扱われた正確な情報に基づき行政を行うことにより、市政の公正かつ適正な運営に結びつくものであるという趣旨である。

【運 用】

この条例は、個人情報を収集する場合や、外部へ提供する場合等の制限、個人情報の適正な管理等について規定し、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることにより、伝統的、消極的意味におけるプライバシーの権利を保護するとともに、更に、自己の個人情報の開示、訂正及び利用の

停止等を請求する権利を保障することにより、積極的に自己の個人情報に関与するいわゆる現代的、積極的意味におけるプライバシーの権利の保護を目指したものである。

したがって、実施機関は、この意義を十分認識し、この制度を運用しなければならない。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報で、個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分（同法第26条前段において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (4) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び市会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (5) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他市長が定める処理を除く。
- (6) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (7) 公文書 実施機関の職員等（実施機関の職員（市会にあっては、事務局の職員。第45条及び第47条において同じ。）及び本市が設立した地方独立行政法人の役員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員等が組織的に用いるものとして、当該実施機関（市会にあっては、議長。第3章（第16条第4号を除く。）及び第4章において同じ。）が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 図書館その他の本市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの

【趣旨】

- 1 本条は、この条例において中心的な用語である「個人情報」、「実施機関」、「電子計算機処理」、「事業者」及び「公文書」について定義したものである。
- 2 第1号は、この条例において、対象となる個人情報の範囲を定めたものである。
個人情報保護制度は、プライバシーの保護を目的とするものであるが、プライバシーの概念、内容はいまだ確定したものでないことなどから、対象をプライバシーの侵害のおそれがある個人情報に限定することは困難である。

このため、対象とする個人情報は、できるだけ広い範囲のプライバシーの保護を図るため、「個人に関する情報で、個人が識別され、又は識別され得るもの」としている。

- 3 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、生年月日はもとより、思想、信条、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。

また、この「個人に関する情報」には、死者に関する情報や事業を営む個人の当該事業に関する情報も含まれる。

- 4 「個人が識別され、又は識別され得る」とは、特定の個人であると明らかに識別され、又は識別される可能性がある場合をいう。住所及び氏名のように、特定の個人が直接識別できる情報のほか、他の情報と結び付けることにより、間接的に特定の個人が識別されるものを含む。

なお、「他の情報」には、その保有者が他の実施機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。

- 5 個人に関する情報であっても、「法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」は「個人情報」から除くこととした。

これは、法人等に関する情報の中に当該法人等の役員の氏名、役職等の情報が含まれている場合があるが、法人等の役員は、法人等それ自体に代わってその行為を行う機関であることから、法人等の情報の一部であると考えられるので、この条例の対象から除外したものである。

- 6 「法人その他の団体」の「法人」とは、商法上の会社、民法上の公益法人その他の法人格を有するものをいい、「その他の団体」とは、法人格は有しないが、団体の規約、代表者の定めがあるなど、団体としての実体を有するものをいう。

「役員」とは、法人等において、その業務の執行、業務の監査等の職権を有する者をいう。民法第34条の法人における理事及び監事、株式会社における取締役及び監査役、特別の法律に基づき設立されている法人における総裁、副総裁、理事長、理事、社長及び監事のほか、団体における代表者、管理人などがこれに該当する。

- 7 第2号は、「特定個人情報」は行政機関における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に規定する特定個人情報の定義をそのまま使用することを定めたものである。

番号法では、特定個人情報を「個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。」と定義している。ここで「個人情報」は、地方自治体にあっては、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であるとされており（番号法第2条第3号），個人情報保護法の定義は、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。」としている。

条例と個人情報保護法の「個人情報」の定義を比較すると、条例では死者に関する情報を含み、法人等の役員に関する情報は含まない点が異なっている。

- 8 第3号の情報提供等記録は、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報である。（同法第26条前段において準用する場合を含む。）としているのは、番号法の一部が改正（第19条第8号が追加）され、番号法第9条第2項に基づき地方公共団体

が条例で定める独自利用事務についても、番号法別表第2で定める事務と同様に、国の機関等、地方公共団体相互間で特定個人情報の情報連携を行うことが規定されたことに伴い、情報提供等記録の定義に、独自利用事務の処理に関し記録された特定個人情報についても含めるという趣旨である。

番号法第23条では、情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の授受の記録は記録し、かつ保存しなければならないと規定されている。これは、どの行政機関等との間でどのような情報のやり取りがされたのか、その記録を情報照会者及び情報提供者並びに情報提供ネットワークシステムに記録・保存させることにより、問題が発生しても情報提供の記録を確認することを可能とするとともに、不正行為を抑止するためである。(情報提供ネットワークシステムとは、番号法第19条第7号及び同条第8号に基づき実施される情報連携において、正確かつ迅速に情報提供ができるよう、また、不正な情報提供がなされないよう、総務省により設置・管理されるITシステムである。番号法第19条第7号及び同条第8号については、P33を参照。)

情報提供等記録に関する規定は、平成29年5月30日（番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日）から施行される。

- 9 第4号は、この条例による個人情報の保護に関する制度を実施する機関を定めたものである。地方自治法上の執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）は、独立して事務を管理し、執行するものであり、全て実施機関とした。

なお、選挙管理委員会は、市選挙管理委員会のほか、各区の選挙管理委員会もそれぞれ実施機関となる。

公営企業管理者及び消防長については、執行機関ではなく、市長の補助機関であるが、地方公営企業法及び消防組織法の規定により一定の権限を有し、独立して事務を執行していることから、実施機関として位置付けた。

更に、地方自治法上の議決機関である議会（本市においては、「市会」と称する。）を実施機関と位置付けた。

地方独立行政法人は、公共上の見地からその地域において確実に実施されなければならない事務及び事業を実施するために地方公共団体が設立する法人であり、本市が設立する地方独立行政法人については、本市と同様に、その保有する個人情報の保護を確実にする必要があるため、実施機関と位置付けた。

- 10 第5号は、電子計算機処理について定義したものである。

「入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理」とは、通常、電子計算機により情報を処理する場合の具体的な類型を列挙したものである。具体的には、エクセルソフトで個人情報を管理する場合は、本号に該当する。

「その他これらに類する処理」とは、前記に列挙した処理類型と同等に捉えるべき処理を指すもので、具体的には分類などがある。

「専ら文章を作成するための処理」とは、具体的には、文書作成ソフトを利用したパソコン・ルコンピュータ等（例えば、ワードソフト）による文書作成をいう。

「専ら文書図面の内容を記録するための処理」とは、具体的には、電子計算機を用いて光ディスク等にイメージ情報として保存することなどをいう。

なお、電子計算機それ自体の定義は、確定的な定義がないこと、技術の進歩により、現段階

における定義がすぐに不適切になるおそれがあることなどから設けていないが、その意味は、デジタル回路により構成されたプログラム内蔵方式による電子式情報処理機械を指している。

11 「その他市長が定める処理」に基づき、施行規則第2条が定められている。

施行規則第2条第1号の「製版その他専ら印刷物を製作するための処理」とは、印刷物等の製作のために行われる電子計算機処理は該当しない旨を記載したものであり、印刷物等の製作後当該データ等を電子計算機で処理することは含まれない。

施行規則第2条第2号の「電気通信の方法」とは、ファクシミリ、電子メール等を指す。

12 第6号は、この条例において個人情報の保護の責務を負う事業者の範囲を定めたものである。

「法人その他の団体」とは、第1号と同じ意味である。

「国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く」としたのは、これらの機関においては、その保有する個人情報の保護について自らの権限と責任において施策を講じるべきであると考えられること等によるものである。

「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人を含むものあり、営利、非営利を問わず、およそ事業と称することのできる活動を反復継続して行う個人をいう。

13 第7号は、この条例の規定による開示、訂正及び利用停止の請求の対象となる個人情報が、公文書に記録されている個人情報であることから、その定義を明らかにしたものである。

「公文書」については、京都市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書と同じである。

【運用】

法人その他の団体の役員に関する個人情報の取扱いについては、これらの役員に係る情報が、法人等の機関としての行為に付随するものである場合について、この条例の対象外とする。

関係規則及び要綱

【京都市個人情報保護条例施行規則】

（電子計算機処理に該当しない処理）

第2条 条例第2条第4号に規定する市長が定める処理は、次の各号に掲げる処理とする。

- (1) 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
- (2) 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

関 係 法 令

【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律】

(定義)

第2条

- 3 この法律において「個人情報」とは、(中略)個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)第2条第1項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- 5 この法律において「個人番号」とは、第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コード(住民基本台帳法第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第7条第1項及び第2項、第8条並びに第47条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除き、以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。

(特定個人情報の提供の制限)

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- (7) 別表第2の第1欄に掲げる者(法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第3欄に掲げる者(法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- (8) 条例事務関係情報照会者(第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第2の第2欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第26条において同じ。)が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者(当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。)に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの(条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(情報提供等の記録)

第23条 情報照会者及び情報提供者は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

- (1) 情報照会者及び情報提供者の名称
- (2) 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
- (3) 特定個人情報の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるととき。
- (3)・(4) (略)

3 総務大臣は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、前2項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第1項に規定する期間保存しなければならない。

(第19条第8号の規定による特定個人情報の提供)

第26条 第21条（第1項を除く。）から前条までの規定は、第19条第8号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。（以下、略）

第3条 実施機関等の責務

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性に関する事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員等又は実施機関の職員等であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

【趣 旨】

1 本条は、個人情報保護制度を実施するに当たって、実施機関及び実施機関の職員等の責務を定めたものである。

2 第1項の規定は、実施機関の責務であり、実施機関は、この条例の目的を達成するために個人の権利利益の保護を常に念頭において、個人情報の収集、利用、提供、管理等に当たらなければならぬ。

「個人情報の保護に関し必要な措置」とは、この条例の個人情報の収集、利用、提供、管理等に関する各制限に従うこと、個人情報取扱事務の届出、京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）への意見聴取、職員の意識啓発、事務処理上の改善、整備などをを行うことである。

3 第1項後段は、個人情報保護の民間部門における重要性から、民間事業者においてもプライバシー保護のための積極的かつ自主的な対応が望まれ、また、市民が日常的にお互いに個人情報の重要性について認識し合うことが大切であることから、個人情報の保護の重要性等について、市政の様々な分野において事業者及び市民への意識啓発を積極的に行うことを実施機関の責務としたものである。

4 第2項の規定は、実施機関の職員等（実施機関の職員及び本市が設立した地方独立行政法人の役員）の責務について定めたものである。地方独立行政法人以外の実施機関において、「職員」とは、地方公務員法に規定する一般職の職員及び特別職の職員（市会議員を含む。）をいう。

一般職の職員には地方公務員法第34条により守秘義務が課せられており、また、地方独立行政法人法第58条の規定により、非公務員型の地方独立行政法人の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととされており、同様に守秘義務が課せられている。

地方公務員法第34条で規定する守秘義務の対象となる「秘密」は、いわゆる実質密（形式的に秘密扱いの指定をしただけでは足りず、非公知の事項であつて、実質的にそれを秘密として保護するに値すると認められるもの）と解されている。

この条例は、このような実質密に当たる情報だけでなく、秘匿性があるか、まだ知られていないかを問わず、より広範囲な個人情報が職員により漏えいされ、又は不当な目的に使用されることを防止しようとするものである。

このため、地方公務員法上の守秘義務に加え、本条で更に、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に漏らしてはならないこと等を規定したものである。

「職務上知り得た」とは、職員が職務執行上知り得たということであり、たとえ担当外の事項であっても職務に関連して知り得たものは含まれる。

「みだりに」とは、社会通念上正当な理由があると認められない場合をいい、「みだりに他人に知らせ」とは、他人に知らせることが、自己の権限、事務に属しない場合、あるいは自己の

権限、事務に属する場合であっても、正当な理由なく知らせる場合などをいう。

「不当」とは、相当でないこと、妥当でないことをいい、「不当な目的に使用」とは、職員が自己の利益のために個人情報を使用する場合、あるいは他人の正当な利益や社会公共の利益に反して個人情報を使用する場合などをいう。

【運用】

地方公務員法の適用を受ける職員には、地方公務員法に基づく職員の服務規律としての守秘義務に重ねて、この条例により個人情報保護の観点からの義務が課されていることになる。地方独立行政法人の役員及び職員も同様である。

また、市会議員、非常勤の調査員、嘱託員など地方公務員法の適用を受けない職員は、この規定によって個人情報保護についての義務が課されることになる。

第4条 事業者の責務

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

【趣 旨】

- 1 本条は、実施機関と共に、個人情報の保護に関して重要な役割を持つ事業者の責務について定めたものである。
- 2 平成17年4月に施行された個人情報保護法によって、民間部門の事業者のうち一定以上の量の個人情報を事業の用に供しているもの（個人情報取扱事業者）に対しては、個人情報の取扱いに係る義務等が課せられることになった。また、事業者団体や業界においては、同法等に基づく自律的な取組を進め、国及び地方公共団体もこのような取組を支援していくこととなっている。

しかし、全ての事業者が同法に規定する個人情報取扱事業者に該当するものではなく、また、事業者団体等の自律的な取組を促進する必要もあることから、この条例では、全ての事業者に、個人情報の取扱いに当たって個人の権利利益を侵害することのないように努めることなど、事業者の自主的対応を促すための一般的責務を課している。

なお、平成27年9月の個人情報保護法の改正により、全ての事業者が個人情報取扱事業者として個人情報保護法の規定の適用を受けることになった。（平成29年5月30日に施行）

- 3 「個人情報の保護の重要性を認識し」とは、個人情報の有用性を踏まえ、個人情報が不当に流出、利用、改ざんされることなどのないように、適正な取扱いを行うことの必要性を認識することをいう。
- 4 「個人の権利利益を侵害することのないよう努める」とは、事業者は個人情報の収集、管理、利用についての内部基準を定めたり、研修を実施するなど、個人情報の保護措置を講じるべき努力義務を有することを明らかにしたものである。
- 5 「本市の施策に協力」とは、条例の適正な運用、個人情報の保護の重要性についての意識啓発活動その他の個人情報の保護に関する本市の施策に対する協力をいう。
- 6 事業者のうち、本市が出資している法人で市長が定めるものについては、本条の規定に加えて、第43条で更に責務を課している。

【運 用】

事業者が本条の責務を果たせるよう、各実施機関は、条例第3条第1項で規定する事業者への意識の啓発を積極的に行うものとする。

第5条 市民の責務

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

【趣 旨】

- 1 本条は、市民は個人情報の保護の重要性について認識し、一人一人が個人情報の保護に努める責務を有することを明らかにしたものである。
- 2 一般に、市民は、個人情報の保護の主体として、その権利利益の不当な侵害の被害者として扱われる場合が多いが、ケースによっては、自覚があるか否かにかかわらず市民が加害者の立場に立つこともあり得る。

このため、日常生活の中で、市民がお互いに個人情報の重要性について認識し合うとともに、市民自身が加害者になり得るという認識を持ち、個人情報の保護に一定の役割を果たすようになることを期待するものである。

【運 用】

市民が本条の責務を果たせるよう、各実施機関は、事業者に対する意識の啓発と同様に、条例第3条第1項で規定する市民への意識啓発を行うものとする。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

第6条第1項 個人情報の収集の制限①

(個人情報の収集の制限①)

第6条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

【趣旨】

1 本項は、個人情報の収集について、その目的の明確化及び収集の方法を定めたものである。

なお、本項、第2項又は第3項の規定に違反して収集した個人情報は、第30条第1項第1号の規定による消去の請求の対象となるものである。

2 「収集」とは、実施機関が当該実施機関以外のものから個人情報を入手することをいう。入手の形態を問わず、実施機関の職員等が職務上口頭で個人情報を得る場合も収集に当たる。

なお、一度収集した個人情報を当該実施機関内部で使用することは、第8条に規定する個人情報の利用に該当し、「個人情報を収集する」行為には該当しない。

3 「個人情報取扱事務」とは、実施機関の所掌する事務であって、個人情報の取扱いを伴うものをいう。

4 「個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし」とは、個人情報の収集を始めるに際し、内部規制として、事務を所管する部署において事務の目的を確認することをいうが、第7条の規定による個人情報取扱事務の届出事項の目録への記載により事務の目的を市民に明らかにすることとなる。

5 「当該事務の目的を達成するために必要な範囲内」とは、当該個人情報を取り扱う事務を執行していくうえで、目的達成上必要とされる個人情報の範囲をいい、過剰な収集を禁じる趣旨である。

6 「適法かつ公正な手段」とは、法規に適合し、かつ社会通念に照らして是認できるような手段をいう。

7 特定個人情報の収集については、本条に加え、番号法第20条の規定が適用されるので注意が必要である。

番号法第20条では、何人も、同法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。他人とは、自己と同一の世帯の属する者以外の者をいう。）を収集し、又は保管してはならないと定められている。これは、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合には、特定個人情報の提供が認められており、提供を受ける者が特定個人情報を収集・保管することに正当な理由があると考えられるためである。（番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）については、P33を参照。）

番号法第20条における「収集」とは、集める意思を持って自己の占有に置くことをいう。人から取得する場合のほか、電子計算機等から取得する場合も含む。情報を閲覧することのみでは「収集」に当たらない。

【運用】

内部規制として個人情報を取り扱う事務の目的を確認することにより、必要な個人情報、不必要な個人情報がおのずから明らかになる。これにより、過剰な収集に歯止めをかけるものとする。

また、個人情報の収集に当たっては、相手方に対して、誤解や疑惑を抱かせることのないよう努めなければならない。

第6条第2項 個人情報の収集の制限②

(個人情報の収集の制限②)

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令（条例を含む。以下同じ。）に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明、心神喪失その他の事由により、本人から収集することができないとき。
 - (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務を処理する場合において、本人から個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができず、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生じると認められるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

【趣旨】

- 1 本項は、実施機関が個人情報を収集するときは、個人情報の正確性を確保し、個人の不安感を除去するため、本人から直接収集することを原則とするとともに、その例外となる場合を定めたものである。
- 2 個人情報の収集の契機としては、法令等に基づく届出、申請、申告、申込み、相談、検診、調査等がある。
- 3 第1号の「法令（条例を含む。）に定めがあるとき」の「法令」とは、法律、政令、省令等の法形式のものに限定し、法令の委任に基づかない告示、訓令、指令、通達等は含まれない。また、この条例以外の条例についても、条例相互の整合性を保つ観点から、「法令」に含めた。
- 「法令（条例を含む。）に定めがあるとき」とは、法令に本人以外から収集できることを明文で定めている場合のほか、法令の規定の趣旨、目的からみて、本人以外の者から収集することができると解される場合も含まれる。
- なお、本号に基づき収集することができる個人情報の範囲は、それぞれの法令の規定の趣旨から導かれるものに限られる。
- 4 第2号の「本人の同意があるとき」とは、文書又は口頭による個別具体的な意思表示としての同意がある場合のほか、本人以外から個人情報を収集することについて、客観的に本人の同意があつたとみなし得る場合も含む。
- 5 第3号は、書籍、新聞、テレビ、ラジオ等により、何人でも取得あるいは知り得る状態にある場合には、個人のプライバシーを侵害するおそれも少なく、また、本人から収集することは事務の効率性を欠くことから、本人以外からの収集を認めたものである。
- 「出版」とは、図書、雑誌、機関紙、国及び地方公共団体が発行する官報、公報、報告書等を刊行することをいう。
- 「報道」とは、新聞、テレビ、ラジオ等の情報伝達媒体により、ニュースその他の情報を不特定多数の者に知らせることをいう。

「報道等」の「等」とは、講演会、演説会のほか、登記簿謄本のように他の法令により何人でも閲覧可能なものを指す。

「公にされている」とは、不特定多数の者が知り得る状態にあることをいう。

なお、同窓会名簿など特定の範囲にのみ配布されているものは、「公にされている」とはいえない。

6 第4号の「生命、身体又は財産の安全を守るため」とは、火災又は地震等の災害による生命、身体又は財産の損失のおそれのほか、犯罪、事故等の人為的危険などから個人を守ることをいう。また、「緊急かつやむを得ない」とは、時間的余裕がなく、かつ、本人以外のものから収集することに相当な理由があることをいう。緊急性があるときに本人収集の原則を貫くことは、かえって個人の生命、身体又は財産の保護を欠くことになるため、本人以外のものからの収集を認めたものである。

7 第5号は、本人が長期の出張、旅行、行方不明等による不在又は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人や乳幼児等で意思表示を行うことができないため、事実上本人から収集することが困難な場合に、本人以外から個人情報を収集することができる旨を定めたものである。

8 第6号は、争訟のように相手方と争っている場合は相手方の主張等は裁判所等を通じて収集し、選考の場合は例えば入学試験等では内申書として収集し、また、指導、相談等の場合は保護者等から収集する必要性が考えられるが、このように本人から収集したものでは事務が公正、正確に行われないなど事務の目的を達成し得ない場合や、本人から収集して事務を執行することも可能であるが、多大な時間と経費を要し、事務の執行が困難になるなど事務の適正な執行に著しい支障が生じる場合に、本人以外から個人情報を収集することができる旨を定めたものである。

9 第7号は、本項の第1号から第6号までに該当しない場合で、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が判断したときは、本人以外から個人情報を収集できる旨を定めたものである。

【運用】

- 1 「出版、報道等により公にされている」ものについては、出版、報道等により公にされているものの全てが正確な情報であるとは限らないことから、その収集に当たっては、出典、収集時期等を明らかにするよう努めることとする。
- 2 第2項第7号に該当するとして、個人情報を本人以外から収集する場合は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない（第6条第4項）。
- 3 第2項第7号に該当する事務については、個人情報の保護を徹底し、市民との信頼関係をより堅固にするという趣旨から、旧条例では事後報告としていたものをあらかじめ意見を聴くとし、より厳格な運用に改めた。

しかし、当該事務は多岐にわたるため、事務の円滑化を図るため「類型」（P 221 参照）としてあらかじめ審議会で了承を得た。類型を適用するに当たっては、その該当性を慎重に判断しなければならない。

第6条第3項 個人情報の収集の制限③

(個人情報の収集の制限③)

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報、人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報並びに病歴、遺伝子に関する情報その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に定めがあるとき。
- (2) 個人情報取扱事務の性質上当該個人情報が欠くことができないものであると認められるとき。

【趣旨】

1 本項は、内心の自由に関わる思想、信条及び宗教に関する個人情報、人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがある個人情報、また、病歴、遺伝子に関する情報その他身体的特質に関する個人情報について、これらは個人の権利利益の侵害に結び付くおそれの強いものであることから、原則として収集を禁止するとともに、その例外となる場合を定めたものである。

2 「思想、信条に関する個人情報」とは、政治思想、支持政党、政治的活動の経歴、人生観、倫理観など政治、社会等に対するその人の根本的な考え方や信念等に関する情報がこれに該当するものであり、性格、性質、趣味、し好等はこれに該当しないものである。

3 「宗教に関する個人情報」とは、信仰する宗教、宗派、宗教上の儀式、行為等に関する情報をいう。

4 「人種」とは、皮膚の色、毛髪の色や形、体型、頭の形等身体的、生物学的な特徴からのヒトの分類概念である。

「民族」とは、言語、居住する地理的範囲、経済生活と文化、仲間としての共族意識を共通に持ち、歴史的に形成された人間の集団である。

なお、「国籍」は、「人種、民族」には該当しない。

5 「その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報」とは、社会生活において一般に知られることにより、特定の個人又はその関係者が社会的に不当な差別を受けるおそれがある情報をいう。

これに該当するものとして、同和地区出身者であるという事実に関する個人情報が考えられる。

6 「遺伝子に関する情報」とは、生物の個々の遺伝形質を発現させるもとになる遺伝子の情報であり、解析研究を通じて遺伝的特徴や体質を示す情報を得ることができることから、不当に個人の権利利益の侵害を受けるおそれがある情報をいえる。

7 「その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの」としては、個人の身体的又は精神的な障害に関する情報などがある。

8 第1号の「法令に定めがあるとき」とは、第2項第1号と同じ意味であり、第2号の「個人情報取扱事務の性質上当該個人情報が欠くことができないものであると認められるとき」とは、事務の性質上、当該個人情報の収集が必要であり、当該個人情報を欠いてしまうと事務の執行ができなくなる場合をいう。

【運用】

第3項第2号に該当するとして、思想、信条等に関する個人情報を収集する場合は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない（第6条第4項）。

第6条第4項 個人情報の収集の制限④

(個人情報の収集の制限④)

- 4 実施機関は、第2項第7号又は前項第2号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

【趣 旨】

- 1 本項は、第2項第7号又は第3項第2号の規定により個人情報を収集する場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならないことを定めたものである。
- 2 審議会への事前の意見聴取は、実施機関の収集に関する判断を慎重にさせ、その適正な運用を図るため、特に問題となる第2項第7号又は第3項第2号に該当するとして収集する場合について実施機関に義務付けたものである。
- 3 実施機関は、審議会の意見を十分尊重して処理を行わなければならない。

第7条 個人情報取扱事務の届出

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
 - (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
 - (3) 個人情報の対象者の範囲
 - (4) 個人情報の項目
 - (5) 個人情報の収集先
 - (6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
 - (7) 次条第1項ただし書の規定に基づく個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先の名称
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告に係る事項について、実施機関に対し、意見を述べることができる。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

【趣 旨】

- 1 本条は、個人情報を取り扱う事務について、その目的、取り扱う個人情報の対象者の範囲、項目、収集先等の状況を明らかにし、また、自己情報の開示請求等の際の検索に利用するため、個人情報取扱事務の市長への届出、目録の閲覧等について定めたものである。
- 2 第1項は、実施機関が、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、事務の開始前に、事務の名称、目的等を市長に届け出なければならない旨を定めたものである。
この届出により、市長は、全実施機関の個人情報取扱事務を正確に把握することができるとともに、実施機関自らにおいても、当該実施機関が保有する個人情報を把握することができ、その収集の必要性や収集範囲を再確認することが可能となる。
- 3 「個人情報の対象者の範囲」とは、当該個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の対象者の範囲をいい、具体的には、申請者、被表彰者、納税義務者、講師のような個人の類型をいう。
- 4 「個人情報の項目」とは、基本的事項（識別番号、氏名等）、心身の状況（健康状態、病歴等）などをいう。
- 5 「個人情報の収集先」については、本人から収集する場合のほか、本人以外のものから収集する場合もあるので、収集先を明らかにするため、届出事項としたものである。
- 6 「次条第1項ただし書の規定に基づく個人情報の利用又は提供」とは、第8条第1項ただし書の各号の規定に基づく個人情報の目的外の利用、提供をいう。

「経常的に行う」とは、個人情報の目的外の利用、提供が常に、又は定期的に行われているような場合のことをいい、発生する可能性があるという程度の場合は含まない。

- 7 「前各号に定めるもののほか、市長が定める事項」として、「個人番号の利用・特定個人情報の提供」について個人情報取扱事務開始届（個人情報保護条例施行規則第1号様式）に定めている。
- 8 第2項は、実施機関が、個人情報取扱事務を変更又は廃止したときは、事後に、遅滞なく市長に届け出なければならない旨を定めたものである。
- 9 第3項は、市長は、届出制度の適正化を確保するため、届出に係る事項について審議会に報告しなければならないとともに、審議会が実施機関に対して当該報告事項について意見を述べることができる旨を定めたものである。
- 10 第4項は、実施機関における個人情報の取扱いの状況を市民に周知し、個人情報の開示の請求等をする場合の検索に利用するため、市長は、届出に係る事項を記載した目録を作成し、市民が閲覧できるようにする責務があることを定めたものである。

【運用】

個人情報取扱事務の開始、変更又は廃止に伴う届出は、局等の庶務担当課を経由して、総合企画局情報化推進室（以下「情報化推進室」という。）に届け出ることにより行うものとする。

情報化推進室においては、届出に基づき、第4項の規定による目録を作成し、情報公開コーナーで一般の閲覧に供するものとする。

関係規則及び要綱

【京都市個人情報保護条例施行規則】

（個人情報取扱事務開始届等）

第3条 条例第7条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務開始届（第1号様式）により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務変更・廃止届（第2号様式）により行うものとする。

【京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱】

第2 個人情報取扱事務の届出手続

1 事務を開始する場合の届出手續

(1) 個人情報取扱事務（以下「事務」という。）の開始の届出は、当該事務を所管している課等（以下「所管課等」という。）の長が、局等の庶務担当課を経由して、個人情報取扱事務開始届（京都市個人情報保護条例施行規則（以下「施行規則」という。）第1号様式。以下「開始届」という。）を総合企画局情報化推進室（以下「情報化推進室」という。）に提出することにより行うものとする。

(2) 情報化推進室は、開始届が提出されたときは、その記入内容を確認するとともに、

必要に応じて、記入事項について、所管課等と協議するものとする。

- (3) 情報化推進室は、提出された開始届に基づき、目録を作成し、情報化推進室に備え置くとともに、各所管課等に送付するものとする。

2 届出に係る事項を変更し、又は届出に係る事務を廃止した場合の届出手続

- (1) 届出に係る事項の変更又は届出に係る事務の廃止の届出は、個人情報取扱事務変更・廃止届（施行規則第2号様式。以下「変更・廃止届」という。）を情報化推進室に提出することにより行うものとする。

- (2) 情報化推進室は、変更・廃止届が提出されたときは、その記入内容を確認するとともに、必要に応じて、記入事項について、所管課等と協議するものとする。

- (3) 情報化推進室は、(2)に定める確認、協議の結果を踏まえ、次の方法により届出に係る事項を変更し、又は届出に係る事務の廃止の手続を行うものとする。

ア 届出に係る事項の変更

届出に係る事項を変更した事務の部分を含む目録を新たに作成したうえで、新たな目録の備考欄に届出事項を変更した年月日及び情報管理課長が適当と認める変更事項を記入し、差し替えるものとする。

イ 届出に係る事務の廃止

「廃止」欄の□にレ印を記入し、備考欄に事項を廃止した年月日を記入するものとする。

- (4) 情報化推進室は、届出に係る事項を変更した場合は、所管課等の長に対し、変更後の目録の写しを送付するものとする。

3 審議会への報告

情報化推進室は、届出に係る事項を記載した目録を作成し、又は届出に係る事項を変更し、若しくは届出に係る事務の廃止処理を行ったときは、届出に係る事項その他必要な事項について、遅滞なく京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。

4 目録の閲覧

目録は、組織順に整理し、総合企画局情報化推進室情報公開コーナー（以下「情報公開コーナー」という。）において一般の閲覧に供するものとする。

5 開始届等の記入事項

(1) 開始届の記入事項

ア 「共通」、「事務所等共通」、「固有」欄について

各実施機関内の各課等において共通に処理している事務の場合は「共通」、各実施機関内の複数の事業所等において共通に処理している事務の場合は「事務所等共通」、各課等において独自に処理している固有の事務の場合は「固有」とし、それぞれ該当する□にレ印を記入するものとする。

イ 「事務を所掌する組織の名称」欄について

共通事務については、「各課等」と記入し、事務所等共通については、「各〇〇事務所」等、当該事務の所管課等が分かるように記入するものとする。

また、固有事務については、当該事務の所管課等の名称を記入するものとする。

- ウ 「事務の名称」欄について
具体的かつ簡潔な名称とするものとする。
なお、各事務の単位については、公文書分類表の第3分類、京都市事務分掌規則等を参考に、原則として係単位を更に細分化した単位とするものとする。
- エ 「事務の目的」欄について
当該事務の目的、内容が明確に把握できるように記入するものとする。
- オ 「個人情報の対象者の範囲」欄について
対象となる個人の範囲、基準を分かりやすく記入するものとする。
- カ 「個人情報の項目」欄について
当該事務で取り扱っている個人情報のすべての項目の□にレ印を記入するものとする。
- キ 「個人情報の処理形態」欄について
該当する処理形態の□にレ印を記入するものとする。
- ク 「個人情報の収集先」欄について
個人情報の収集先が本人である場合は、「本人」の□にレ印を記入し、個人情報の収集先が本人以外の場合は、「本人以外」の□にレ印を記入するとともに、条例第6条第2項の何号に該当するかを記入し、更に該当する収集先の□にレ印を記入するものとする。
- ケ 「個人情報の経常的な目的外利用・提供先」欄について
個人情報を経常的に、目的外に利用又は提供することがない場合は、「無」の□にレ印を記入するものとする。
個人情報を経常的に、目的外に利用又は提供している場合は、「有」の□にレ印を記入するとともに、条例第8条第1項の何号に該当するかを記入し、更に該当する利用又は提供先の□にレ印を記入するものとする。
なお、「経常的」とは、「常に」又は「定期的」の意味で、目的外の利用又は提供が常に行われている場合をいい、発生する可能性があるという程度の場合は含まないものとする。
- コ 「個人番号の利用・特定個人情報の提供」欄について
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用（特定個人情報の機関内での移転）を行う場合は「個人番号の利用」の□内にレ印を記入するものとする。
番号法第19条第9号の規定に基づき、本市の他の機関に特定個人情報の提供を行う場合は「特定個人情報の提供」の□内にレ印を記入するものとする。
- サ 「備考」欄について
(ア) 「その他」の□にレ印を記入した場合は、その説明
(イ) その他参考となる事項
を記入するものとする。

(2) 変更・廃止届の記入事項

ア 「届出の区分」欄について

届出に係る内容に応じ、「変更」又は「廃止」の□にレ印を記入するものとする。

イ 「変更又は廃止の年月日」欄について

届出に係る事項を変更し、又は届出に係る事務を廃止した年月日を記入するものとする。

ウ 「変更の内容」欄について

変更の内容が容易に把握できるよう記入するものとする。

エ その他の欄については、開始届に準じて記入するものとする。

第8条 個人情報の利用及び提供の制限

(個人情報の利用及び提供の制限)

- 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えて、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 実施機関は、第1項第5号の規定により個人情報を利用し、又は提供しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、個人情報が適正に収集された場合であっても、その利用や提供の仕方によっては個人の権利利益を侵害するおそれが生じることから、実施機関が行う個人情報の利用、提供等に制限を設けたものである。特定個人情報の利用の制限については第8条の2に規定しており、特定個人情報の提供の制限については、番号法第19条の規定が直接適用されるので、本条の規定では特定個人情報を除いている。
なお、本条第1項又は第2項の規定に反して、個人情報の目的外の利用、提供を行っている場合は、利用の停止、提供の停止の請求の対象となる（第30条第1項第2号及び第3号）。
- 2 事務の目的内の個人情報の利用又は提供や、個人に関する情報であっても個人が識別できないものの利用又は提供は、本条の適用を受けない。
- 3 「利用」とは、実施機関が当該実施機関内で個人情報を取り扱うことをいう。
「提供」とは、実施機関が当該実施機関以外のものに個人情報を提供することをいう。本市以外のものに提供する場合はもとより、他の実施機関に提供する場合及び刊行物等により、不特定多数のものに対し公表する場合もこれに含まれる。
- 4 第1条第1号の「法令に定めがあるとき」とは、第6条第2項第1号と同じ意味であり、法令で目的外の利用、提供をすることができると明文で定めている場合のほか、法令の規定の趣旨、目的により目的外の利用、提供をすると解される場合も含まれる。

「法令に定めがあるとき」を原則禁止の対象から除外したのは、それぞれの立法目的から個人情報の利用、提供を可能とし、合理性が認められるためである。

なお、本号は、他の法令に基づく場合は、目的外の利用、提供をし得るとするものであり、本号により利用、提供が義務付けられるものではない。実際に利用、提供することの適否については、それぞれの法令の規定の趣旨に沿って適切に判断される必要がある。

5 第1項第2号は、本人の同意がある場合は、通常、本人の権利利益を侵害することはないでの、目的外の利用、提供をすることができる旨を定めたものである。

「本人の同意があるとき」とは、文書又は口頭により本人が同意している場合、又は客観的事実から同意していることが明らかである場合をいう。この場合、本人が使用目的、提供先等を限定したうえで同意したときは、その同意の範囲内に限られる。

なお、申請書等の記入要領等に、あらかじめ、他の目的に使用する旨や提供先等が記載されている場合は、本人の反対の意思表示のない限り、本号に該当するものとして取り扱うものとする。

6 第1項第3号の「出版、報道等により公にされている」とは、第6条第2項第3号と同じ意味である。書籍、新聞、テレビ、ラジオ等により、何人でも取得あるいは知り得る状態にあり、その公知性に疑義がない場合には、個人のプライバシーを侵害するおそれも少ないため、目的外の利用、提供を認めたものである。

7 第1項第4号の「生命、身体又は財産の安全を守るため」とは、火災又は地震等の災害による生命、身体又は財産の損失のおそれのほか、犯罪、事故等の人為的危険などから個人を守ることをいう。

また、「緊急かつやむを得ない」とは、時間的余裕がなく、かつ、利用又は提供することに相当な理由があることをいう。緊急性があるときに利用及び提供を制限することは、かえって個人の生命、身体又は財産の保護を欠くことになるため、目的外の利用、提供を認めたものである。

8 第1項第5号は、本項の第1号から第4号までに該当しない場合で、公益上特に必要があり、かつ本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が判断したときは、個人情報の目的外提供をすることができる旨を定めたものである。

9 第2項は、第1項の規定に該当するとして目的外の利用、提供をする場合であっても、本人や第三者の権利利益を不当に侵害してはならない旨を定めたものである。

10 第3項は、第1項第5号に該当するとして、目的外の利用、提供を行う場合について、実施機関の判断を慎重にさせ、その適正な運用を図るため、あらかじめ審議会に意見を聞くことを実施機関に義務付けたものである。実施機関は、審議会の意見を十分尊重して処理を行わなければならない。

【運用】

1 他の目的に利用又は提供することがある旨を本人へ説明する方法としては、一般的には、個人情報を収集する際に、調査票、申告書等に他の目的に利用し、又は提供することがある旨を明示し、同意を求めることなどが考えられる。

2 第1号の「法令に定めがあるとき」には、目的外の利用、提供が義務付けられていない場合が含まれるが、この場合においては、条例の趣旨を踏まえ、個別に検討を行う必要があることから、その運用について審議会の意見を聴いたところ、第5号の類型（P223参照）の一部として定められたものであり、当該類型に従って判断を行うものとする。

3 特定の者のみを対象として作成、配布されているものなど公知性に欠けるものに記録されている個人情報は、「出版、報道等により公にされている」として目的外利用又は目的外提供をすることはできないものである。

また、出版、報道等により公にされているものの全てが正確な情報であるとは限らないことから、その利用、提供に当たっては、出典、収集時期等を明らかにするよう努めるものとする。

- 4 本条第1項各号に該当するかどうかの判断については、この制度の趣旨を踏まえ、厳格に解釈するものとする。

また、目的外の利用、提供に当たっては、分離することが可能な情報については、必要な部分のみを利用し、又は提供するものとする。

- 5 第1項第5号に該当する事務については、個人情報の保護を徹底し、市民との信頼関係をより堅固にするという趣旨から、旧条例では事後報告としていたものをあらかじめ意見を聴くとし、より厳格な運用に改めた。

しかし、当該事務は多岐にわたるため、事務の円滑化を図るため「類型」としてあらかじめ審議会で了承を得た。類型を適用するに当たっては、その該当性を慎重に判断しなければならない。

第8条の2 特定個人情報の利用の制限

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えて、特定個人情報を当該実施機関内で利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的を超えて特定個人情報（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）を利用することができる。

3 実施機関は、前項の規定により特定個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、番号法の制定を受けて、特定個人情報の目的外利用に制限を設けたものである。
- 2 情報提供等記録については、生命等保護のため必要な場合が想定されないことから、目的外利用は一切認めないこととする。
- 3 第2項の「生命、身体又は財産の安全を守るため」とは、火災又は地震等の災害による生命、身体又は財産の損失のおそれのほか、犯罪、事故等の人為的危険などから個人を守ることをいう。

また、「緊急かつやむを得ない」とは、時間的余裕がなく、かつ、利用することに相当な理由があることをいう。緊急性があるときに利用を制限することは、かえって個人の生命、身体又は財産の保護を欠くことになるため、目的外の利用を認めたものである。

- 4 第2項の「本人の同意を得ることが困難であるとき」とは、例えば「認知症等により本人の意思を確認することが困難であるとき」をいう。
- 5 個人番号の利用については、番号法第9条に規定されており、同条第1項及び第2項に基づく利用は、目的を超えた利用には該当しない。同条の規定により、個人番号が利用できる分野は、社会保障、税、災害対策のみであり、同条第1項に係る具体的な利用事務は、別表第1に限定列挙されている。また、別表第1に記載されていない事務であっても、同条第2項の規定により、条例で定めることによって利用できることとされている。

【番号法第19条】 特定個人情報の提供の制限

(特定個人情報の提供の制限)

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- (1) 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。
- (2) 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第10号に規定する場合を除く。）。
- (3) 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
- (4) 機構が第14条第2項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- (5) 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。
- (6) 住民基本台帳法第30条の6第1項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。
- (7) 別表第2の第1欄に掲げる者（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第3欄に掲げる者（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- (8) 条例事務関係情報照会者（第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第2の第2欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第26条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- (9) 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村

長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第307条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法第2条第1号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

- (10) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- (11) 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第5項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第1項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第9条第3項に規定する書面（所得税法第225条第1項（第1号、第2号、第8号又は第10号から第12号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- (12) 第38条第1項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。
- (13) 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第39条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。
- (14) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (15) その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

【趣旨】

- 1 「何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。」としているところ、特定個人情報の提供の制限については、本条の規定が直接適用されるため、条例では規定していない。本条では、提供できる場合を限定例挙している。
- 2 本条第7号の規定により、情報提供ネットワークシステムを用いて特定個人情報の提供を行う場合は、別表第2の範囲で行わなければならない。不正な情報提供がなされないよ

う、別表第2では、情報提供のパターンごとに、情報照会者、情報提供者、利用事務及び提供される特定個人情報が全て限定列挙されている。

- 3 本条第8号の規定が追加されたことで、番号法第9条第2項に基づき地方公共団体が条例で定める独自利用事務についても、番号法別表第2で定める事務と同様に、国の機関等、地方公共団体相互間で特定個人情報の情報連携を行うことが規定された。
- 4 本条第9号では、地方税法に基づく国税連携及び地方税連携について規定されている。地方税法又は国税に関する法律に基づく国税連携及び地方税連携は、社会保障・税番号制度導入以前から既に実施されているものであるが、かかる連携にさらに個人番号を付加することにより、国税・地方税間の情報を正確かつ効率的にやりとりすることができ、より正確な所得把握等の実現、より正確な行政が実現できるものと考えられ、特定個人情報の提供が認められている。
- 5 本条第10号の規定に基づき条例を定めたときは、本市の他の実施機関に対し、事務の処理に必要な限度で特定個人情報を提供することができる。
- 6 本条第1号から第14号までに掲げる場合のほか、同条第15号の規定に基づき個人情報保護委員会規則で定められたものについても、特定個人情報を提供することができる。
- 7 番号法第15条では、何人も、本条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。）に対して、個人番号の提供を求めてはならないと定められている。これは、本条において例外として特定個人情報の提供が認められる場合には、逆に提供を受ける側にとっては、個人番号の提供を求めるができる場合であることから、提供が例外として許される場合を本条の例外とともに、その例外を除いて個人番号の提供を求めるなどを禁止することにより、個人番号の保護を図るためである。
- 8 番号法第22条において、情報提供者は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合は、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならないと定められている。これは、第19条第7号に規定する特定個人情報の提供の必要性があり、かつ安全に情報提供されることが保障される状況でなされる特定個人情報の提供については、番号法の趣旨にのっとり、特定個人情報を適切に活用するため、提供の求めを受けた情報提供者は情報を提供しなければならないこととするためである。

番号法第26条では、第19条第8号の規定による独自利用事務に関する特定個人情報の提供において、第22条を準用するとしている。よって、条例事務関係情報提供者は、第19条第8号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合は、条例事務関係情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

第9条 提供先に対する措置要求

(提供先に対する措置要求)

第9条 実施機関は、他の実施機関以外のものに個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は個人情報の適切な取扱いについて必要な措置を講じることを求めなければならない。

【趣 旨】

- 1 本条は、個人情報を取り扱う事務の目的内であると目的外であるとを問わず、実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、個人情報に対する適正な取扱いを確保するため、必要に応じ、相手方に対して、必要な措置を講じることを求める責務があることを明らかにしたものである。
- 2 「他の実施機関以外のもの」とは、この条例に規定する実施機関以外の個人、法人その他の団体をいう。
- 3 「必要があると認めるとき」とは、提供先、提供する個人情報の内容、提供形態、提供先における使用目的、使用方法等を勘案して、個人の権利利益の保護のために必要があると認められる場合をいう。
- 4 「その他必要な制限」とは、使用目的、使用方法の制限のほか、提供する個人情報の取扱者の範囲の制限や、消去、返却等使用後の取扱いの指示などをいう。
- 5 「必要な措置」とは、個人情報の漏えい、滅失、損傷等を防止するための適正な管理、取扱者の研修、雇用契約又は就業規則等における内部管理規程の整備及び内容が遵守されているかを履行中に監督することなどをいい、提供先の状況、提供する情報の内容等に応じ、個別的に判断することとする。
- 6 情報提供等記録については、提供先が個人情報保護委員会等に限定されていることから、本条の対象から除外している。

第10条 電子計算機処理の制限

(電子計算機処理の制限)

第10条 実施機関は、第6条第3項に規定する個人情報及び犯罪に関する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務に関し、新たに個人情報（出版、報道等により公にされている個人情報を除く。次条において同じ。）の電子計算機処理をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、実施機関が個人情報を電子計算機により処理する場合の手続について定めたものである。
- 2 第1項は、第6条第3項の収集の制限で規定している「思想、信条及び宗教に関する個人情報、人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報並びに病歴、遺伝子に関する情報その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの」と、犯罪に関する個人情報について、個人の権利利益の侵害に直結するおそれの強いものであるため、原則的として、電子計算機による処理を行わないこととする旨を定めたものである。
- 3 番号法では、情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報を情報照会者（他の行政機関等）に提供することが義務付けられている。この提供を義務付けられた特定個人情報の中には、障害者関係情報も含まれていることがあることから、第1号で法令に定めがあるときを適用除外とする規定を設けた。また、事務処理の効率的な執行の観点から、第2号であらかじめ審議会の意見を聴き、公益上特に必要と認めたものについては、電子計算機による処理ができるとする規定を設けた。
- 4 第2項は、実施機関が、個人情報取扱事務に関し、新たに個人情報を電子計算機により処理しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことを義務付けたものである。
これは、大量かつ迅速に、しかも目に見えない形で個人情報が処理され、また、情報の加工がしやすいという電子計算機の特徴から、その利用を慎重にさせて利用範囲の適正化を図るために、事前に審議会の意見を聴くこととしたものである。
- 5 「あらかじめ」とは、個人情報の処理から見てあらかじめということであって、具体的には、「電子計算機による個人情報のいかなる処理にも着手する前に」という意味である。したがって、システムの設計に係る契約等の内部事務やダミーデータを利用したシステムテスト等については、個人情報を取り扱わないことから、審議会での意見聴取をすることなく対応できる。
- 6 また、既に電子計算機処理をしているものであっても、処理する個人情報の項目や処理システムの大幅な変更を伴う場合は、「新たな個人情報の電子計算機処理」に当たる。
- 6 なお、「出版、報道等により公にされている個人情報」や、条例第40条第1項及び第3項に規定する個人情報（指定統計に係る個人情報、職員の人事等に関する個人情報等）については、電子計算機処理に当たって、審議会の意見聴取は必要としない。

第11条 電子計算機の結合の制限

(電子計算機の結合の制限)

- 第11条 実施機関は、当該実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、通信回線その他の方法により電子計算機を結合してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令に定めがあるとき。
 - (2) 実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるとき。

【趣旨】

- 1 本条は、個人情報の提供等を行うため、実施機関と、当該実施機関以外のものとの間ににおいて、通信回線等により電子計算機を結合（オンライン）することを、原則として禁止する旨を定めたものである。
- 2 通信回線等による電子計算機の結合（オンライン）による処理は、市民サービスの向上と事務処理の効率化に大きな成果を發揮している。しかし、その反面で、情報の利用が簡単にできることなどから、プライバシー保護のための安全対策が必要である。

第1号は、情報提供ネットワークシステムを通じた他の行政機関等との間での特定個人情報の提供及び取得が必要なこと等から、法令に定めがある場合を適用除外としている。安全対策は、番号法で定める特定個人情報保護評価の的確な実施により担保される。

第2号は、あらかじめ審議会の意見を聞くこと、公益上必要があること及び個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていることを条件として、電子計算機の結合を認めるものである。

- 3 個人情報を提供する目的で行う結合のみでなく、個人情報の提供を受ける目的で行う結合も禁止の対象とした。これは、そのような結合状態が作り出されることにより、技術的にはいつでも本市から個人情報を提供することが可能となるためである。

なお、本条で規定する「提供」は、目的内の提供も含むものである。

- 4 「必要な措置が講じられている」とは、個人情報保護のための規程が定められていること、安全のための措置が講じられていることなどをいう。安全のための措置とは、例えば、オンライン回線の専用回線化、通信データの暗号化等が図られていることなどである。
- 5 電子メールの送受信のように、通信回線を利用して単にデータを送信し、又は受信する場合などは、電子計算機の結合に該当しない。
- 6 第9条（提供先に対する措置要求）と第13条（個人情報の委託に伴う措置）に定義されているように、「提供」と「委託」は明確に使い分けられている。そのため、委託に伴う委託先との電子計算機の結合は、本条の制限は受けない（データの管理を委託すること自体の是非は、第11条の検討事項ではなく、第13条の検討事項となる。）。
- 7 「出版、報道等により公にされている個人情報」や条例第40条第1項及び第3項に規定する個人情報については、本条の規定は適用されない。また、同一実施機関内でのオンライン処理についても、審議会の意見聴取は必要としない。

第12条 個人情報の適正な管理

(個人情報の適正な管理)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるため、個人情報管理責任者を置かなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確實に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

【趣旨】

1 本条は、実施機関が保有する個人情報の管理が適正に行われていない場合には、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じることから、個人情報の正確性、安全性の確保等を実施機関に義務付けたものである。

2 第1項の「事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つ」とは、個人情報の内容、取扱いの目的に応じて、必要な範囲内で正確性、最新性を確保することをいう。したがって、事務に関連して過去の記録を一定期間保存しておくもの、過去の記録に基づき、又はそれをを利用して行う事務に係るものなどは、最新ではない個人情報がそのまま保管されることとなる。

例えば、①過去の一定時点の事実のみで足りる場合、②現在の事実を必要とする場合、③過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合があり得ることから、それぞれの利用目的に応じて必要な範囲内で正確性を確保することとなる。

3 第2項は、実施機関には、個人情報を適正に管理するため漏えい、滅失、き損等するところがないよう必要な措置を講じる義務があることを明らかにし、また、個人情報の適正な管理のための責任体制を明確にするため、個人情報管理責任者を置くこととした。

「必要な措置」とは、個人情報の適正な管理のための具体的措置として、①個人情報の適正な維持管理のための規程等の整備、②アクセスの制限等電子計算機処理に係る技術的な保護措置、③個人情報の維持管理に係る施設、設備の整備等が考えられる。個人情報を含むデータ等の保護については、京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程及び電子情報を保護するための対策その他の情報セキュリティ対策に関する基準が定められているが、これらを遵守した取扱いを行うとともに、それぞれの所属で個人情報の内容、取扱いの目的に応じ、適切な措置を講じるものとする。

また、個人情報が記録されている文書のロッカー等への確実な収納や外部への無用な持出し禁止などに努める必要がある。

4 第3項は、実施機関は、歴史資料館などで歴史的公文書として保存されるものを除き、保管する必要がなくなった個人情報を迅速かつ確実に廃棄又は消去をする義務があることを明らかにしたものである。

「保管する必要がなくなった」とは、公文書に記録されている個人情報の場合は、京都市公文書管理規則別表に基づく保存期間を経過したことをいうが、公文書以外のメモ等保存期間が設定されていないものについても、当該個人情報の性質等に応じて、隨時、廃棄、

消去する等の措置を講じる必要がある。

- 5 「確実に」とは、溶解処分、不要磁気媒体の物理的破断処理等、他に漏えいしたり、盗用されたりすることのないよう確実な方法によることを意味するものである。

【運用】

- 1 個人情報取扱事務は、当該事務を所管している所管課等ごとに届け出るものであることから、個人情報管理責任者には、課長、事業所の長等を充て、日常業務を指揮監督する中で、個人情報の適正な管理についても、常に、適切な指揮監督を行うものとする。
- 2 個人情報が記録されている物の廃棄に当たっては、第三者が当該廃棄物を入手することにより個人情報が他に漏えいすることのないよう、溶解等により確実に処理するものとする。
- 3 個人情報を電子計算機で処理する事務を実施する場合、「個人情報の適正な管理のために必要な措置」として、次のような措置を講じることを検討するものとする。

(1) 人的情報保護対策

- ア 個人情報管理責任者の配置等管理責任体制の明確化
- イ 個人情報の安全確保措置に係る内部規程の整備
- ウ 個人情報保護に係る職員研修の実施
- エ パスワードの守秘及び定期的な変更の義務付け

(2) 物理的、技術的情報保護対策

ア 建物管理、入退室管理

- ① カードチェックドア、生体認証ドア等によるホストコンピュータ（サーバ）室への入室者限定
- ② 監視カメラによるホストコンピュータ（サーバ）室への不正入室の監視
- ③ 入退室の記録を義務付ける入退室管理簿の整備による不正入室の点検

イ 災害、事故によるデータ破損防止

- ① ホストコンピュータ（サーバ）室の耐震及び防火の措置
- ② 停電及び落雷等による過電流発生に対応する措置
- ③ データの定期的なバックアップの実施

ウ 操作者の限定及び不正使用の防止

- ① パスワード及びIDカードによる操作者限定等個人情報にアクセスする者の限定
- ② アクセス記録のログを保存するソフトウェアの導入による不正使用の点検

エ 出力情報の管理

- ① パソコン、出力帳票及び磁気媒体の外部持出しの制限
- ② パソコン及び磁気媒体の施錠式保管庫での保管
- ③ 不要帳票の溶解処分及び不要磁気媒体の破断処理

オ オンライン処理の場合の追加措置

- ① オンライン回線の専用回線（仮想専用回線を含む。）化
- ② 通信データの暗号化によるデータ盗取防止措置
- ③ 外部侵入防護装置（ファイアーウォール）の設定

- 4 特定個人情報の取扱いについては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

(行政機関等・地方公共団体等編)」(平成26年12月18日特定個人情報保護委員会)を確認し、ガイドラインで示された指針を遵守する必要がある。

関係規則及び要綱

【京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱】

第3 個人情報管理責任者

1 個人情報管理責任者

個人情報管理責任者は、実施機関が市長にあっては京都市公文書取扱規程に定める文書管理責任者を、実施機関が市長以外のものにあってはこれに準じるものをもって充てるものとする。

2 個人情報管理責任者の責務

個人情報管理責任者は、所属における個人情報の適正な管理について責任を負うとともに、個人情報の保護に関し、所属職員を指揮監督するものとする。

第13条 個人情報取扱事務の委託に伴う措置

(個人情報取扱事務の委託に伴う措置)

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託しようとするとき（地方自治法第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときを含む。）は、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者及び地方自治法第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者の指定を受けて公の施設の管理を行う者（以下「個人情報取扱事務受託者等」という。）は、受託した業務及び当該管理の業務（以下「受託業務等」という。）に関する個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

1 本条は、実施機関が、個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外のものに委託するとき、公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じる義務があることを明らかにしたものである。

なお、個人番号を取り扱う事務の委託については、本条に加え、番号法第10条及び第11条の規定が適用されるので注意が必要である。

2 「委託」とは、実施機関が行う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに依頼して行わせることをいう。

3 「個人情報取扱事務を委託」とは、委託しようとする事務の中に個人情報が含まれるすべての場合をいう。例えば、①電子計算機の入力、②通知の封入や封緘、③世論調査の実施の委託、④名簿の印刷、⑤物品等の配送委託に伴うリストの貸出等がある。

4 「指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするとき」とは、京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づく指定の手続を行った指定管理者に、公の施設の管理を行わせようとするときである。

5 「個人情報を保護するために必要な措置」とは、委託の場合は、委託事業者を選定するに当たって、個人情報の保護体制等必要な調査を行うこと、委託契約等における契約書等に安全管理、秘密厳守等個人情報の保護について必要なことを明記し、受託者及び受託事務従事者に個人情報の保護についての責務を課すこと、その内容が遵守されているかを履行中に監督することなどをいう。

また、公の施設の管理の場合は、京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条により、指定管理者は、市長等と指定施設の利用者等に係る個人情報の保護に関する事項について協定を締結することとされており、この協定において本条例に準じた個人情報の厳格な取扱い義務を課すことなどをいう。

【運用】

1 大量の個人情報や特定の機微にかかる個人情報（センシティブ情報）が含まれる業務を事業者に委託する場合等においては、「プライバシーマーク」((-財)日本情報経済社会推進協会によって指定された機関が付与）を取得している、個人情報保護指針、プライバシーポリシー等を策定しているなどの視点と合わせ、次のような点を勘案して委託事業者を選定するものとする。

- (1) 事業者が保有する個人情報について、外部からの侵入又は内部からの漏えいが発生しないよう適正な安全確保措置が講じられているか。
 - (2) 事業者が保有する個人情報について、管理責任者を設ける等事業者内における管理責任体制が整備されているか。
 - (3) 事業者の業務従事者に対し、個人情報の保護に係る研修等が実施されているか。
 - (4) 事業者が保有する個人情報について、外部からの苦情相談窓口や苦情に迅速に対処できる体制が整備されているか。
- 2 実施機関は、個人情報の取扱いを委託する場合は、当該委託に関する契約書等に、委託の趣旨、目的に応じて次のような事項を明記するものとする。
- (1) 個人情報の秘密保持義務
 - (2) 個人情報の適正な管理
 - (3) 従業者の監督
 - (4) 再委託の禁止又は制限（再委託を認める場合は、個人情報取扱の態様について、実施機関が十分管理できるよう、あらかじめ再委託の内容及び再委託先等について、実施機関の承諾を求める等の事項が必要である。）
 - (5) 個人情報の目的外利用の禁止
 - (6) 個人情報の第三者提供の禁止
 - (7) 個人情報の不正な複製等の禁止
 - (8) 提供した資料の返還義務
 - (9) 事故の発生の報告義務
 - (10) 損害の負担
 - (11) 契約の解除
 - (12) その他当該契約において必要とする個人情報の保護に関する事項
- 3 個人情報を電子計算機で処理する業務を事業者に委託する場合、委託事業者との間で、個人情報の適正な管理として、「第12条（個人情報の適正な管理）の【運用】3」で述べた措置を考慮しつつ協議を行うものとする。
- 4 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合は、京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針に則って協定を締結し、個人情報の適正な管理を求めるものとする。

【番号法第10条】 再委託

(再委託)

- 第10条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。
- 2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第2条第12項及び第13項、前条第1項から第3項まで並びに前項の規定を適用する。

【趣旨】

- 1 個人番号を取り扱う事務について再委託する場合、委託をした者（最初の委託者）の許諾を得なければならない。また、再委託以降の全ての段階における委託についても同様である。
- 2 第2項の規定により、再委託以降の全ての段階の委託について、委託をした者（最初の委託者）の許諾を必要とすることにより、個人番号の適正な取扱いが期待できないような委託先への再委託等を防止するとともに、最初の委託をする者に対しては、委託後の個人番号の取扱いについて、再委託等以降についても責任をもってその適正を確保することを要求することとなる。

【番号法第11条】 委託先の監督

(委託先の監督)

第11条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

【趣旨】

- 1 個人番号を委託した者に対し、委託に係る特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する監督義務を課すものである。再委託、再々委託等全ての段階の委託について同様である。
- 2 「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。

【運用】

- 1 委託先の選定については、委託先において、番号法に基づき実施機関が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。
- 2 委託契約の締結については、契約内容として、秘密保持義務、事業所からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定を盛り込むとともに、実施機関において必要があると認めるときは委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込まなければならない。

第13条の2 適用の除外

(適用の除外)

第13条の2 この章の規定は、市会議員が市会の構成員として行う個人情報の収集、利用及び提供、電子計算機処理並びに個人情報取扱事務については、適用しない。ただし、議長の職務に係るものについては、この限りでない。

【趣旨】

- 1 本項は、市会議員が、市会の構成員として議会活動を行う上で個人情報を取り扱う行為については、第2章中の関係規定の適用を除外することとしたものである。これを適用すると、議会の検査権（地方自治法第98条）及び調査権（同法第100条）並びに議員の発言の自由等との関係で問題を生じさせるおそれがあるからである。
- 2 「議長の職務に係るものについては、この限りでない。」とは、議長の職務を行う者が、市会の事務を統理し（同法第104条）、市会事務局の職員を指揮する（同法第138条第7項及び第8項）上で、個人情報を取り扱う行為については、第2章の規定を適用する旨を定めたものである。
なお、議長の職務を行うのは、議長、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときの副議長（同法第106条第1項）、議長及び副議長と共に事故があるときの仮議長（同法第106条第2項）並びに臨時議長（同法第107条）である。

第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求

第14条 個人情報の開示の請求

(個人情報の開示の請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録された自己の個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報の開示を請求する場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。次条第2項並びに第16条第1号及び第2号において「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人が反対の意思を表示したとき。
- (2) 開示請求により本人の権利利益を明らかに害すると認められるとき。

【趣旨】

1 本条は、何人も、実施機関に対して自己の個人情報の開示を請求することができること、及び開示請求をすることができる個人情報の範囲を定めたものである。

自己情報のコントロール権としてのプライバシーの権利の保障の観点からは、個人が自己の個人情報の所在と内容を知り得る手段が保障されていることが最も重要であると考えられる。このため、法的権利として、この条例で、自己の個人情報について開示を請求する権利を保障したものである。

2 第1項の実施機関について、市会にあっては、「議長」となる（第2条第6（7）号参照）。これは、市会の閉会中も各種の請求や申立てを受理することができ、また、市会の議決なしに決定を行えることを明らかにするため、「実施機関」（処分庁）を「議長」と読み替えることとしたものである。

3 「何人も」とは、市民に限らず、全ての自然人をいう。

これは、実施機関の保有する個人情報である限り、その情報の主体が市民であるか否かによって個人情報の保護の必要性に差はないため、何人も開示の請求がされることとしたものである。

4 「自己の個人情報」とは、請求者本人の情報が記録されている個人情報（請求者本人の情報とは、自己の氏名、住所、識別番号等によって帳票等が作成され、自己の個人情報が記録されている場合はもとより、自己以外の者の氏名、住所、識別番号等によって作成されている帳票等の中に自己の個人情報が記録されている場合も含む。）をいう。したがって、自己以外の者に係る個人情報について、たとえ親、配偶者に関するものであっても、開示請求することはできない。ただし、自己自身の情報と自己以外のものの情報とがその内容において不可分の状態で自己についての個人情報を形成している場合は、自己以外のものの情報を含めて、自己の個人情報とする。

5 第2項は、代理人による代理請求について定めているが、このうち法定代理人による請求は、本人自ら開示請求することが困難な者であることから、本人請求の例外として、認めることとしたものである。

代理請求を広く認めるることは、個人情報の保護の観点から問題があり、かえって本人の権利利益の保護に欠けるおそれがあるため、未成年者又は成年被後見人の法定代理人に限

って、代理請求をすることができたこととした。したがって、法定代理人以外の任意代理人は、本人に代わって開示請求をすることはできない（ただし、特定個人情報を除く。）。

「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。未成年者の法定代理人は第1次的には親権者、第2次的には未成年後見人であり、成年被後見人の法定代理人は成年後見人である。

なお、未成年者の法定代理人の請求権行使については、父母における親権の共同行使は要件とせず、父母それぞれが単独で請求権を行使することができる。

- 6 特定個人情報については、本人の委任による代理人も開示請求することができることとした。

社会保障・税番号制度においては、情報提供ネットワークシステムの導入に伴い不正な情報提供等がなされる懸念があり得ることから、開示請求、訂正請求及び利用停止請求といった本人参加の権利の実質的な保障が重要である。このため、これらの権利が容易に行はれられるよう、情報提供等記録開示システム（番号法附則第6条第3項及び第4項に規定されている「マイナポータル」）を整備して特定個人情報の開示を容易に行えるようにするとともに、インターネット接続が困難で、かつ書面請求も困難な者についても容易に開示請求権等を行はれるよう、任意代理を認める必要があるとされている。

また、個人番号が利用される社会保障・税分野の手続は、専門家である税理士や社労士などの代理人に手続を委任するニーズが高いことから、開示請求等についても税理士などの任意代理人を認めることができが国民の利便性向上に資する。そこで、本項において任意代理を認めるものである。

- 7 第2項ただし書は、代理人による請求権は、その地位にある者に無条件に与えられた権利ではなく、代理権の濫用と認められるような場合にはその権利も制限を受けることを規定上明らかにしたものである。

- 8 「本人が反対の意思を表示したとき」とは、親権者が行った開示請求に対し、未成年者本人が当該請求は自分の意思に反していることを申し出たような場合であり、この場合、当該請求は、開示請求することができない者からの請求であるとして、却下することになる。開示請求権が、財産的利益処分に係るものではなく、個人の人格的な自律に関わるものであることを考慮すれば、一定の年齢に達して判断能力が備わった未成年者の場合、親権者が未成年者本人に代わって開示請求を行うときは、本人が当該請求行為を是認していることが前提となる。

また、任意代理人が行った開示請求に対し、委任者本人が、当該請求が本人の意思に基づくものではないことを申し出たような場合（施行規則第6条参照）についても、当該請求を却下することになる。

- 9 「開示請求により本人の権利利益を明らかに害すると認められるとき」は、被代理人の権利利益と明らかに相反する立場にある代理人や、本人以外の者の利益のみを図る目的で請求を行う代理人にまで請求権を無条件に付与しているものではないことを明示したもので、虐待を行った親権者が、その被害者である子どもの児童記録の開示を請求したような場合などが考えられる。

【運用】

- 1 一定の年齢に達して判断能力が備わっていると考えられるおおむね15歳以上の未成年者の法定代理人から、本人に係る開示請求について相談があった場合は、当該法定代理人に対し本人から請求するよう要請するものとする。特に、市立学校等における本人の成績の詳細や動向等、本人にとっては法定代理人であっても通常知られたくないと認められるような情報にあっては、原則として本人からの請求を要請する。
- 2 1の要請にもかかわらず、未成年者の法定代理人から本人に係る開示請求がなされた場合は、実施機関は原則として当該請求に係る本人の意思を確認するものとする。本人の意思確認の結果、本人が開示請求に対して反対の意思を表示したときは、開示請求することができない者からの請求であるとして、当該請求は却下することとする。
- 3 死者に関する情報については、請求者自身の個人情報であると考えられる情報、又は社会通念上請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報として、自己を本人とする個人情報開示請求権を認められることが考えられる。この場合、個別具体的に判断するものとする。
(例) 請求者自身の個人情報であると考えられる情報
請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報

第15条 開示請求の手続

(開示請求の手続)

- 第15条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所
 - (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、開示請求書を提出する際、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

1 本条は、個人情報の開示についての具体的な請求手続を定めたものであり、自己の個人情報の開示を請求する者は、第1項に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

開示の請求は、将来、審査請求や訴訟が提起されることも考えられるため、請求に係る事実関係を明確にしておく必要があることから、書面（請求書）によることとしている。

開示請求書に「氏名、住所」を記載させるのは、開示請求に係る事実関係を明確にし、開示請求者本人が本人であることの確認を行う上で不可欠な項目だからである。

「本人であることを証明するために必要な書類」とは、通常、本人の申請により本人に交付され、本人が所持しており、社会生活上広く本人であることを証明する書類として使用されている氏名及び住所が記載されている書類であり、公共料金の納付書、領収書や税金の納税通知書などは当該書類にはあてはまらない。

2 「開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」とは、請求に係る個人情報が記録されている公文書を特定するために必要な事項をいう。

「市長が定める事項」とは、開示の方法（閲覧、視聴、写しの交付の別）、請求書の宛先（実施機関名）、請求者の電話番号等の項目で、具体的には、市規則で定める様式中に定められた事項である。

なお、請求書には、請求の目的の記載を求めないこととしている。

3 第2項は、開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は代理人であることを証明する書類を提出する必要があることを定めたものである。

個人情報の開示は、自己の個人情報を本人に開示するものであり、誤って他人に開示されてしまうと、本人の権利利益を侵害するおそれがあるため、不正利用等の防止の観点から、開示請求者が本人又はその代理人であることの確認を厳格に行うこととしている。

本人であることを「証明するために必要な書類で市長が定めるもの」とは、運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証、個人番号カード等である。

4 法定代理人であることを「証明するために必要な書類で市長が定めるもの」とは、本人

の戸籍の謄本若しくは抄本又は後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書等であり、施行規則第5条第2項に具体的に規定している。

任意代理人であることを「証明するために必要な書類で市長が定めるもの」とは、委任状及び委任者本人の本人確認書類であり、施行規則第5条第2項に具体的に規定している。

5 第3項は、請求書に不備がある場合の補正手続について定めたものである。

「形式上の不備」とは、記載事項に漏れがある場合、本人確認書類の提示等がなされない場合、記載が不鮮明な場合、記載事項が不十分でその内容からは個人情報が特定できない場合等をいう。

6 「相当の期間」とは、請求者が補正をするのに必要な合理的な期間をいう。

7 「補正の参考となる情報」とは、情報公開条例第23条に規定する公文書の検索に必要な資料及び条例第7条に規定する個人情報取扱事務の届出事項に係る目録など開示請求者が開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項を記載するうえで参考となる情報をいう。

【運用】

1 請求に係る受付、相談等は、全ての実施機関を通じて、統一的な事務処理がなされることが望ましいため、情報公開コーナーを窓口として、一元的に行う。ただし、地方独立行政法人が保有する個人情報に係る請求の受付は、当該地方独立行政法人においても行うことができるものとする。

また、請求書の送付による請求については、本人確認及び個人情報の特定が十分に行えないため、病気入院中などやむを得ない理由がある場合を除き認めないこととし、この場合については、本人確認のために必要な書類の提出を求めるほか、個人情報開示請求書を開示請求者が申告した住所又は居所に宛てて転送不要扱いで送付し、当該請求者自身が署名した当該請求書の提出を求めるなどの方法により慎重に行うものとする。

2 所管課等において、従前から、本人からの申出に応じて本人の個人情報を閲覧させるなどの対応を行っていた個人情報や、開示請求の手続を取るまでもなくその場で提供できる本人の個人情報については、従来どおり所管課等で対応するものとする。ただし、その場合についても、本人確認を行い、適切に対応する。

3 特定個人情報について任意代理人から請求があった場合は、施行規則第6条の規定により、「任意代理人による特定個人情報の開示請求に関する通知書（施行規則第4号様式）」を委任者本人に送付して、当該請求が本人の意思に基づくものでない場合にその意思を表示する機会を与えるものとする。

通知書に記載する申出の期限は、送付する日の翌日から起算して7日後とし、通知書には当該個人情報開示請求書の写しを添付するものとする。

期限までに申出がない場合は、請求に係る手続を進めることとし、請求が本人の意思に基づくものではないという申出があった場合は、当該請求を却下することとする。

4 住民基本台帳カードは、その有効期限（発行の日から10年間）の間は、平成28年1月1日以後も本人確認書類として有効である。（改正規則の附則に規定）

5 通知カードは、本人確認書類としては認められない。内閣府大臣官房番号制度担当室参考官及び総務省自治行政局住民制度課長による、平成27年8月28日付け府番第286

号総行住第103号においても、番号法第16条の規定に基づく本人確認以外の一般的な本人確認の手続において、本人確認書類として取り扱うことは適当でないと考えられる旨が通知されている。

関係規則及び要綱

【京都市個人情報保護条例施行規則】

(個人情報開示請求書)

第4条 条例第15条第1項に規定する開示請求書は、個人情報開示請求書（第3号様式）とする。

(本人等であることを証明するために必要な書類)

第5条 条例第15条第2項（条例第23条第4項、第25条第3項、第31条第2項及び第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する本人であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものは、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 健康保険の被保険者証
- (2) 運転免許証
- (3) 旅券
- (4) 在留カード又は特別永住者証明書
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード
- (6) 前各号に掲げるもののほか、条例第14条第1項、第24条第1項又は第30条第1項の規定による請求をしようとする者の氏名及び住所が記載されている書類で総合企画局政策推進担当局長（以下「政策推進担当局長」という。）が定めるもの

2 条例第15条第2項に規定する代理人であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

- (1) 代理人が個人である場合 次に掲げる書類
 - ア 当該代理人に係る前項第1号から第5号までに掲げる書類のいずれか又は当該代理人の氏名及び住所が記載されている書類で政策推進担当局長が定めるもの
 - イ 法定代理人にあっては、本人の戸籍の謄本若しくは抄本又は後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書その他政策推進担当局長が定める書類
 - ウ 本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）にあっては、本人から委任を受けたことを証する書類及び次のいずれかの書類（その写しを含む。）
 - (ア) 当該本人に係る前項第1号から第5号までに掲げる書類のいずれか
 - (イ) 当該本人の氏名及び住所が記載されている書類で政策推進担当局長が定めるもの

- (2) 代理人が法人である場合 次に掲げる書類
- ア 当該代理人の代表者の資格を証する書類
 - イ 当該代理人の代表者若しくはその委任を受けた者であって、実施機関に請求書を提出し、若しくは実施機関から個人情報の開示を受けるもの（以下「代表者等」という。）に係る前項第1号から第5号までに掲げる書類のいずれか又は代表者等の氏名及び住所が記載されている書類で政策推進担当局長が定めるもの
 - ウ 当該代理人の代表者から委任を受けた者が実施機関に請求書を提出し、又は実施機関から個人情報の開示を受ける場合にあっては、当該代表者から委任を受けたことを証する書類
 - エ 法定代理人にあっては、前号イの書類
 - オ 任意代理人にあっては、前号ウの書類
- （任意代理人から特定個人情報の開示請求があった場合における本人への通知）
- 第6条 実施機関は、任意代理人から特定個人情報の開示の請求があったときは、その旨を本人に通知して、当該請求が本人の意思に基づくものでない場合にその意思を表示する機会を与えるなければならない。
- 2 前項の規定による通知は、任意代理人による特定個人情報の開示請求に関する通知書（第4号様式）により行うものとする。

【京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱】

- 第4 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の窓口等
- 1 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の窓口
個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の受付は、情報公開コーナーにおいて行うものとする。ただし、本市が設立した地方独立行政法人が保有する個人情報に係る請求の受付は、当該地方独立行政法人においても行うことができるものとする。
 - 2 受付時間
個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

第5 個人情報の開示事務

- 1 開示請求の相談等
 - (1) 開示請求の相談
情報化推進室においては、個人情報の開示に係る相談に応じるとともに、開示請求をしようとする者に対しては、その内容が個人情報の開示に係るものであるかどうかを判断し、開示請求をすることができない場合は、その旨を説明する等、適切な対応を行うものとする。
また、条例第2条第6号アただし書により公文書から除外され、開示請求の対象とならない場合及び条例第40条各項に規定する個人情報で、条例の規定が適用されない場合については、その旨を説明する等適切な対応を行うものとする。

(2) 各課等の対応

各課等に、直接、個人情報の開示請求に係る問い合わせ等があった場合は、各課等において開示請求に係る個人情報の有無の確認あるいは特定をしたうえで、情報公開コーナーにおいて開示請求を受け付ける旨を案内するとともに情報公開コーナーに連絡するものとする。

2 開示請求の受付

(1) 本人又は本人の代理人であることの確認

ア 本人であることの確認

開示請求者が当該開示請求に係る個人情報の本人であることの確認は、開示請求者が提出し、又は提示する書類で行うものとするが、その書類とは、施行規則第5条に規定する次の書類である。

なお、開示請求に係る個人情報の本人であることが確認できない場合は、個人情報開示請求書（施行規則第3号様式。以下「開示請求書」という。）を受理することができないものとする。

(ア) 健康保険の被保険者証

(イ) 運転免許証

(ウ) 旅券

(エ) 在留カード又は特別永住者証明書（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第15条第1項又は同法附則第28条第1項により在留カード又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含む。）

(オ) 個人番号カード

(カ) 住民基本台帳カード

(キ) その他請求者の氏名及び住所が記載されている書類で総合企画局政策推進担当局長が定めるもの

「総合企画局政策推進担当局長が定めるもの」は、氏名及び住所の記載のある身分証明書等とする。

イ 本人の法定代理人であることの確認

開示請求者が当該開示請求に係る個人情報の本人の法定代理人であることの確認は、開示請求者が提出し、又は提示する次の書類で行うものとする。

(ア) 法定代理人（法定代理人が法人の場合は、法人の代表者又はその委任を受けた者）に係る上記アの書類

(イ) 本人の戸籍の謄本若しくは抄本、後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書又は後見開始の審判書謄本及び審判確定証明書

(ウ) 法定代理人が法人の場合は、法人の代表者の資格、氏名及び住所が記載された登記事項証明書

(エ) 法定代理人である法人の代表者から委任を受けた者が請求を行う場合は、法人

の代表者の委任状及び印鑑証明書

また、アの場合と同様に、開示請求に係る個人情報の本人の法定代理人であることが確認できない場合は、開示請求書を受理することができないものとする。

ウ 本人の任意代理人であることの確認

開示請求者が当該開示請求に係る個人情報の本人の任意代理人であることの確認は、開示請求者が提出し、又は提示する次の書類で行うものとする。

(ア) 任意代理人（任意代理人が法人の場合は、法人の代表者又はその委任を受けた者）に係る上記アの書類

(イ) 本人の委任状

(ウ) 本人に係る上記アの書類又はその書類を複写機により複写したもの

(エ) 任意代理人が法人の場合は、法人の代表者の資格、氏名及び住所が記載された登記事項証明書

(オ) 任意代理人である法人の代表者から委任を受けた者が請求を行う場合は、法人の代表者の委任状及び印鑑証明書)

また、アの場合と同様に、開示請求に係る個人情報の本人の任意代理人であることが確認できない場合は、開示請求書を受理することができないものとする。

エ 本人の意思確認

代理人による開示請求の場合、条例第14条第2項第1号において、本人が反対の意思を表示したときは開示請求ができないこととされているが、当該本人の意思確認については、次の(2)に掲げる場合を除き、開示請求の段階でなく、条例第16条第1号（被代理人の権利利益を保護するために開示できない被代理人に関する情報）の該当性を判断する中で、必要に応じて行うものとする。

(2) 任意代理人から特定個人情報の開示請求があった場合における本人への通知

任意代理人から特定個人情報の開示の請求があったときは、その旨を任意代理人による特定個人情報の開示請求に関する通知書（施行規則第4号様式）により、本人に通知して、当該開示請求が本人の意思に基づくものでない場合にその意思を表示する機会を与えなければならない。

通知書に記載する申出の期限は、送付する日の翌日から起算して7日後とし、通知書には当該開示請求書の写しを添付するものとする。

期限までに申出がない場合は、請求に係る手続を進めることとし、請求が本人の意思に基づくものではないという申出があった場合は、当該請求を却下することとする。

(3) 個人情報の特定

開示請求に係る個人情報の特定については、開示請求者から、開示請求に係る個人情報の特定に必要な事項を十分聴き取るとともに、所管課等の職員の立会いを求めるなど、所管課等と十分連絡を取ることにより行うものとする。

(4) 開示請求書の提出

原則として、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書1件につき1枚の開示請求書の提出を受けて、開示請求を受け付けるものとする。ただし、同一の所管課

等に同一人から複数の開示請求があった場合等は、「開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名又は当該個人情報の内容」欄に記入することができる範囲で、1枚の開示請求書の提出を受けて、開示請求を受け付けるものとする。

(5) 開示請求書の記入事項の確認

ア 「実施機関の名称」欄について

開示請求に係る個人情報に関する事務を所管する実施機関の名称が記入してあること。

イ 「請求者」の区分欄並びに「住所」及び「氏名」欄について

(ア) 本人又は法定代理人用の開示請求書にあっては、開示請求者の区分に応じ、「本人」又は「法定代理人」の□にレ印が記入してあること。

(イ) 本人又は本人の代理人であることの確認、条例第19条第1項又は第2項に規定する文書（以下「開示決定通知書等」という。）等の送付に必要であるため、正確に記入してあること。

(ウ) 住所について、代理人である請求者が法人である場合は、主たる事務所（本社、本店、本部等）の所在地が記入してあること。

(エ) 電話について、請求者が個人である場合は、本人に確実かつ迅速に連絡できる番号（自宅、勤務先、携帯電話等）が、代理人である請求者が法人である場合は、担当者に確実かつ迅速に連絡できる番号及び担当者名が記入してあること。

ウ 本人の「住所」及び「氏名」欄について

開示請求者が代理人の場合、開示請求に係る個人情報の本人の住所、氏名及び電話番号が正確に記入してあること。

エ 「開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名又は当該個人情報の内容」欄について

開示請求に係る個人情報の特定に当たり重要であるため、当該個人情報が記録されている公文書を検索できる程度に具体的に記入してあること。

オ 「個人情報の開示の方法」欄について

開示請求者が希望する方法の□にレ印が記入してあること。

(6) 開示請求書の記入に形式上の不備がある場合の対応

ア 提出を受けた開示請求書の記入に形式上の不備がある場合は、速やかに開示請求者にその箇所の補正を求めるものとする。

なお、補正を求めた日の翌日から当該補正が完了した日までの日数は、条例第20条第1項の規定により決定期間に算入しないものとする。

イ 開示請求者に対し、相当の期間を定めて当該開示請求書の補正を求めたにもかかわらず補正に応じないとき、又は開示請求者に連絡がつかない等の理由により、当該開示請求が条例に規定する要件を満たさず、適法でない場合は、開示請求を却下し、個人情報開示請求却下処分通知書（第1号様式）により通知するものとする。

(7) 開示請求の受付

提出を受けた開示請求書の記入に形式上の不備がない場合は、開示請求を受け付け、

「本人又は法定代理人であることを確認した書類」欄（特定個人情報に係る任意代理人用の開示請求書にあっては、「任意代理人であることを確認した書類」欄及び「本人に関する書類」欄）にレ印又は必要な事項を記入して、開示請求書各葉に受付印を押し、副本1通を開示請求者に交付するとともに、次の事項について説明するものとする。

ア 請求の受付窓口において開示請求を受け付けた日（以下「受付日」という。）の翌日から起算して14日以内に、実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定（以下「開示決定」という。）を、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示をしない旨の決定（以下「非開示決定」という。）を行い、その旨及び開示の実施に関する事項をできる限り速やかに通知すること。

イ ただし、正当な理由があるときは、開示決定及び非開示決定（以下「開示決定等」という。）をする期間（以下「開示決定等期間」という。）が満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することがあり、このときはその旨並びに延長する理由及び期間を個人情報開示決定等期間延長通知書（施行規則第10号様式）により通知すること。

ウ また、開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、受付日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、受付日の翌日から起算して44日以内に相当の部分について開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすることがあり、このときは、14日以内に個人情報開示決定等期間特例延長通知書（施行規則第11号様式）により通知すること。

エ 開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報（以下「第三者情報」という。）が含まれている場合は、当該第三者の意見を聴くことがあること。

オ 個人情報の開示の日時について、事前に連絡を取り調整したうえ、当該文書により通知すること。

カ 個人情報の開示の場所は、原則として、情報公開コーナーとするものであること。ただし、本市が設立した地方独立行政法人が保有する個人情報については、請求者の希望により、当該地方独立行政法人の窓口において開示を行うことができる。

(8) 送付による開示請求の手続

開示請求は、開示請求者が上記(7)カの開示場所に来庁することにより行うことを原則とするが、病気その他やむを得ない理由により来庁が困難な者については、送付による開示請求も受け付けるものとする。

この場合、本人又は本人の代理人であるとの確認は、次の書類を提出させるほか、個人情報開示請求書を開示請求者が申告した住所又は居所に宛てて転送不要扱いで送付し、当該請求者自身が署名した当該請求書の提出を求めるなどの方法により慎重に行うものとする。

ア 本人であることの確認

(ア) (1)のアの書類を複写機により複写したもの

(イ) その者の住民票の写し、又は災害による一時的転居、海外長期滞在、国内短期滞在(外国人)等のやむを得ない理由により、住民票の写しを提出できないか、若しくは住民票の写しに記載された住所と開示請求書記載の住所が異なる場合は、次の書類のいずれかであって、開示請求書の住所と記載が一致するもの(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

a 在外公館の発行する在留証明

b 開示請求書に記載された氏名及び住所が明示された配達済みの郵便物

c 開示請求者が所在している施設の管理者が発行した居住証明書や宿泊証明書等

イ 本人の法定代理人であることの確認

法定代理人(法定代理人が法人の場合は、法人の代表者)に係る上記アの書類、

(1)のイ(イ)の書類及び法定代理人が法人の場合は(1)のイ(ウ)の書類

ウ 本人の任意代理人であることの確認

任意代理人(任意代理人が法人の場合は、法人の代表者)に係る上記アの書類、

(1)のウ(イ)及び(ウ)の書類並びに法定代理人が法人の場合は(1)のウ(エ)の書類

(9) 開示請求書の送付

開示請求を受け付けた場合は、開示請求書の副本1通を情報化推進室で保管し、原本を所管課等に送付するものとする。

(10) 開示決定等期間の起算日

開示決定等期間の起算日は、受付日の翌日とする。

第16条 個人情報の開示義務

(個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

【趣 旨】

- 1 本条は、開示請求があったときは、本条各号のいずれかに該当する情報（非開示情報）が記録されている場合を除き、開示請求のあった個人情報を「開示しなければならない」と定めることにより、実施機関の開示義務を明らかにしたものである。
- 2 非開示情報は、この条例の目的に照らして、必要最小限にとどめるとともに、その基準を可能な限り客観的かつ明確に定める必要があり、本条各号は、それを具体的に類型化したものである。

【運 用】

本条は、原則開示の例外として、開示請求に係る公文書に記録された情報について開示できないものの範囲を定めているのに対し、地方公務員法第34条の規定は、公務員の職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであって、両者は、その趣旨及び目的を異にしている。

したがって、本条の非開示情報の範囲と守秘義務の範囲とは、必ずしも一致するものではなく、本条に該当する情報が守秘義務の対象となるかどうかについては、個別、具体的に判断されるべきものであり、条例に基づき適法に開示を行っている限りにおいては、守秘義務違反にはならないものと考えられる。

第16条第1号 未成年者等保護情報

- (1) 第14条第2項の規定により本人に代わって開示請求をした代理人に対して開示することにより、当該本人の権利利益を害するおそれがある情報

【趣旨】

代理人が本人に代わって開示請求をする場合には、代理人の利益と本人の利益とが常に一致するとは限らない。

例えば、未成年者であっても高校生や大学生になれば、たとえ親であっても知られたくない情報があり、未成年者が親に秘密にしている個人情報の開示を親が法定代理人として請求するような場合、未成年者の権利利益を害するおそれがあると認められる場合があり得る。このため、これらを非開示情報とし、本人の人格的なものを含む権利利益を親権者に対しても保護することとしたものである。

【運用】

本人が未成年者であっても、一定の年齢に達して判断能力が備わっていると考えられるおおむね15歳以上の未成年者などの場合で、法定代理人による開示請求がなされた場合にあっては、必要に応じて次のような取扱いを行う。

- 1 本号に該当するかどうかの判断に当たり、原則として当該未成年者に対し、法定代理人に開示することについての確認を行うこととする。
- 2 当該未成年者から明確な反対の意思表示があった場合には、条例第14条第2項第1号該当により、開示請求することができない者からの請求であるとして、請求を却下することとする。
- 3 上記2に該当しないものの、当該未成年者から明確な同意がない場合は、原則として本人の権利利益を害するものとして非開示とする。
- 4 次の場合は、それぞれの定めるところによる。
 - (1) 未成年者と法定代理人との利益が相反することが明白な場合は、本人が開示に同意している場合であっても、非開示とする。
 - (2) 未成年者の同意が真意によるものであるかどうかが疑わしい場合は、真意によるものであるか否かの確認に努めるものとし、その後、なお確認が得られない場合は、本人の同意があるものとして開示、非開示を判断する。
 - (3) 未成年者が所在不明等によりその意思を確認することが難しい場合は、本人の同意がないものとして非開示とする。

第16条第2号 プライバシー情報

(2) 開示請求者（第14条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号並びに第22条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該個人が識別され、又は識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

【趣旨】

- 1 本号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が開示されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非開示とすることを定めたものである。
 - 2 個人のプライバシーに関する情報は非開示とすべきであるが、プライバシーの概念、内容は確定したものではないため、広く「個人に関する情報であって、個人が識別され、又は識別され得るもの」を非開示の対象としたうえで、「通常他人に知られたくないと認められるもの」という限定を加え、情報の内容に応じて、実施機関において個別的、具体的に判断することとしている。したがって、通常他人に知られたくないと認められない限り、実施機関には開示の義務が課されるものである。
 - 3 「個人」は自然人のみを指す。また、「個人に関する情報」には、死者に関する情報も含まれる。

「個人が識別され得る」とは、氏名の部分が記号化されており、当該情報のみでは個人を識別することはできないが、その記号が誰を指すのかが他のリスト、台帳等によって分かることや、特定の事項に該当する個人が極端に少なく、極めて容易に当該個人が推定できるような場合などをいう。

また、通常他人に知られたくないと認められる情報の性質や内容等に応じて、他の関連情報との結合による個人識別可能性を判断することが必要である。さらに、インターネット等の発達により、個人が識別され得る可能性が広がっていることからしても、個人が識別された場合における権利利益の侵害の程度との関係で個人識別可能性を判断するものとする。
 - 4 個人情報開示請求においては、公文書公開請求と違い、公文書が開示されるのは開示請求者だけであることから、「通常他人に知られたくないと認められるもの」とは、開示請求者に知られたくないと認められるものに限定して解釈することが必要である。
 - 5 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人を含む。
- 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかは問わず、事業に関する一切の情報をいう。「開示請求者以外の個人に関する情報」から除いているのは、法人その他の団体の事業活動情報と同様の基準で開示、非開示を判断することが適当であるという理由で、本条第3号の非開示情報に含めているからである。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人情報は、本号により、開示、非開示を判断する。

6 ただし書は、非開示により保護される開示請求者以外の特定の個人の利益と、開示により保護される「人の生命、身体、健康、生活又は財産」とを比較考量して、後者が前者に優越するときには、開示を義務付けている。

比較考量に際しては、非開示により保護される利益と開示により保護される利益との双方について、各利益の具体的性格を慎重に検討する必要があり、また、「保護するため」とは、現実に被害が発生している場合に限らず、被害が発生するおそれがある場合を含む趣旨である。

【運用】

1 本号に該当するかどうかの判断を要するものの具体例としては、次のようなものがある。

- (1) 戸籍的事項に関するもの
 - ・年齢、本籍、国籍、出生地、親族関係、続柄など
- (2) 内心の事項に関するもの
 - ・意識、性格、趣味、嗜好、意見の表明、読書傾向など
- (3) 生活状況、生活記録に関するもの
 - ・施設への入退所状況、生活保護受給状況、生活相談、法律相談等の相談内容、住居の間取り、休暇取得状況（本市職員の年次休暇、夏季特別休務、長期勤続者休務は除く。）など
- (4) 経歴、社会活動に関するもの
 - ・学歴、学業成績、職業、資格、犯罪歴、団体加入状況、行事参加状況など
- (5) 心身の状況に関するもの
 - ・傷病歴、健康状態、健康診断結果、体力、心身障害の状況など
- (6) 所得、財産の状況に関するもの
 - ・資産の状況、所得額、納税額、預貯金の状況、融資状況など

2 本号に該当せず、開示の対象となると考えられるものとしては、次のようなものがある。

- (1) 法令の規定により又は慣行として、開示請求者が閲覧することができ、又は知ることが予定されている情報
- (2) 個人が公表することについて了承し、又は公表することを前提として提供したと認められる情報
- (3) 個人が自主的に公表した資料等から他人が誰でも知り得る情報
- (4) 公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分
- (5) 実施機関に置かれた審議会その他の合議制の機関又は実施機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において、意見の表明又は説明を行った個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容（当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあっては、当該意見表明又は説明の内容）

3 個人の権利利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、本号該当性の判断に当たっては、作成又は取得してから一定の期間が経過することにより利用制限を解除する、国立公文書館における特定歴史公

文書等の利用制限情報該当性の基準（下表）を参考にするものとする。

30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について

記録されている情報	公開とする一定の期間（目安）	該当する可能性のある情報の類型の例
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務 ホ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 ヘ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超える適切な年	イ 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） ロ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
(備考)		「刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）」の「一定の期間」は110年を目途とする。 「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病的程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。

- 4 ただし書の適用により、第三者に関する情報を開示しようとする場合は、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る事項等を文書により通知し、意見書の提出の機会を与えなければならない。（第22条第2項）

第16条第3号 法人等事業活動情報

- (3) 法人（本市、国、他の地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人並びにこれらに準じる団体（以下「本市等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。
- ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から人の生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

【趣旨】

- 1 本号は、開示することにより法人その他の団体又は開示請求者以外の事業を営む個人の競争上又は事業活動上の地位を明らかに害すると認められる情報について、非開示とすることを定めたものである。「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とすると否とを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう。
- 2 本号において、「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」として、事業を営む個人の当該事業に関する情報について、「開示請求者以外の」という限定が付されているのは、開示請求者自身が事業を営む個人であることがあり得るが、その場合、本人の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を非開示にする理由はないからである。
- 3 法人（本市等を除く。）その他の団体の営業の自由、公正な競争は、当然に保障されなければならず、技術上のノウハウ、営業上の秘密など、開示することにより、当該法人等の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報は、非開示として保護されなければならない。
- 4 しかし、人の生命、身体、健康に危害が生じるおそれがある法人等の事業活動や、人の生活環境に影響を及ぼす法人等の反社会的行為に関する情報などは、非開示として保護すべき法人等の利益より、開示に対する公益上の必要性が優先するため、当該情報については、ただし書ア及びイにより、開示しなければならない。
- 5 「法人」には特段の限定を付けておらず、営利法人に限らない。学校法人、宗教法人、社会福祉法人、弁護士法人、医療法人、特定非営利法人等も含まれる。
- 6 「その他の団体」とは、自治会、町内会、消費者団体など、法人格を有しないが、団体の規約、代表者の定めがあるなど、団体としての実体を有するものをいう。
- 7 本号の該当性を判断するに当たっては、本市、国、他の地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人その他これらに準じる団体を除く。
「これらに準じる団体」とは、個別の設立法により設立され、専ら行政の一端としての事業を行う地方三公社（土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社）をいう。
これらの団体に関する情報については、本号ではなく、第7号により判断するものとする。
- 8 法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に構成員各自に関する

する情報でもあるため、本号と第2号とを併せて、開示、非開示を判断する。

【運用】

- 1 本号に該当するかどうかの判断を要するものの具体例としては、次のようなものがある。
 - (1) 製造、加工等の過程に係る技術上のノウハウ等に関するもの
 - ・製造、加工工程、製造設備等に関するもの
 - ・原材料の分析、鑑定等の結果
 - ・新開発の技術に関するものなど
 - (2) 営業活動上の秘密に関するもの
 - ・販売計画、営業方針に関するもの
 - ・売上高、顧客等に関するものなど
 - (3) 信用力に関するもの
 - ・融資内容、借入金その他債務に関するもの
 - ・資産の状況など
 - (4) 専ら法人等の内部に関するもの
 - ・人事、賃金等に関するもの
 - ・金銭の出納、経理上の処理等に関するものなど
 - (5) その他
 - ・法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものなど
- 2 法人等の権利利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、原則として作成又は取得してから30年を超えたものは本号に該当せず開示するものとし、時の経過を考慮してもなお非開示とすべき情報がある場合に最小限の非開示措置を行うものとする。
- 3 ただし書に該当するかどうかの判断を要するものの具体例としては、次のようなものがある。
 - (1) ただし書アによるもの
 - ・食品や薬品の安全性に関するもの
 - ・災害や公害の発生状況に関するもの
 - ・法人等の違法又は不当な事業活動に伴う自然環境の破壊に関するものなど
 - (2) ただし書イによるもの
 - ・詐欺的な商行為等に関するものなど
- 4 ただし書の適用により、第三者に関する情報を開示しようとする場合は、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る事項等を文書により通知し、意見書の提出の機会を与えなければならない。(第22条第2項)

第16条第4号 任意提供情報

- (4) 法人等又は開示請求者以外の個人が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、法人等又は当該個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。
- ア 事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- イ 違法又は不当な事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれのある支障から人の生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

【趣旨】

- 1 本号は、法人等又は開示請求者以外の個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、非開示情報とすることにより、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。
- 2 「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報」には、実施機関の要請を受けずに、法人等又は個人から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けないが、法人等又は個人の側から非開示を条件として提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾したうえで提供を受けた場合には、含まれ得ると解する。
- 3 条例第2条第6（7）号において「条例第16条第4号を除く。」としているのは、本号中の「実施機関」が個人情報の収集の主体を意味し、処分庁を意味するものではないため、「市会にあっては議長」との読み替えを行わないことを明らかにしたものである。
- 4 「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれない。
なお、実施機関が情報の提供を求める法令上の権限を有する場合には、たとえ任意で情報が提供されたというかたちが作られていたとしても、それは任意というよりは義務に基づくものというべきであり、この規定を適用して非開示とするのは適当ではない。また、当該情報の提出を求める法的権限があるにもかかわらず、行政指導により情報を提供させた場合は、本号には該当しない。
- 5 「開示しない」とは、開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。
- 6 「開示しないとの条件」については、実施機関の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れる場合と、法人等又は個人の側から条件を付す場合があるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。
- 7 「法人等又は当該個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等において開示していないことだけでは足りない。開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じて、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が開示されている場合には、本号に当たらない。

【運用】

ただし書の適用により、第三者に関する情報を開示しようとする場合は、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る事項等を文書により通知し、意見書の提出の機会を与えなければならない。（第22条第2項）

第16条第5号 公共の安全、秩序の維持情報

(5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報

【趣旨】

- 1 本号は、開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を生じたり、公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれのある情報が記録された個人情報について、非開示とすることを定めたものである。
- 2 「人の生命、身体、財産等の保護…に支障が生じる」とは、個人の生命、身体、財産が侵害されることのほか、脅迫を受けるなどにより精神的な苦痛をもたらすような事態を招くことを含む。
- 3 「公共の安全と秩序の維持」とは、平穏、正常な市民生活、社会の風紀等を維持することを意味するものである。

【運用】

- 1 本号の適用に当たっては、人の生命、身体、財産等の保護等を目的とするものであることを踏まえて運用する。
- 2 本号に該当するかどうかの判断を要するものの具体例としては、次のようなものがある。
 - (1) 捜査関係事項に関する照会、回答に関するもの
 - (2) 施設の警備内容に関するもの
 - (3) 特定の個人の行動予定、家屋の内部構造など
- 3 公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、原則として作成又は取得してから30年を超えたものは本号に該当せず開示するものとし、時の経過を考慮してもなお非開示とすべき情報がある場合に最小限の非開示措置を行うものとする。

第16条第6号 審議、検討、協議情報

(6) 本市等又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不正に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不正に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣 旨】

1 本市等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の中には、行政としての意思決定前の段階の事項に係るものが少なからず含まれており、これらを開示すれば、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるなどの事態が生じ、公正かつ適正な意思決定が確保できなくなることがあり得る。そこで、開示することによる利益と開示により適正な意思決定に及ぼす支障を比較考量することとしたものである。

2 「本市等又はその相互間」とは次のことをいう。

- (1) 本市の機関（地方自治法上の執行機関、議決機関（市会）、附属機関（審議会等）及び補助機関をいう。）の内部
- (2) 国、他の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人その他これらに準じる団体の内部
- (3) 本市の機関の相互間
- (4) 本市の機関と国、他の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人その他これらに準じる団体との相互間
- (5) 国、他の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人その他これらに準じる団体との相互間

3 「不正に」とは、審議、検討等の段階の情報を開示することの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。

予想される支障が「不正」なものであるかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と非開示することによる利益とを比較考量したうえで判断する。

【運 用】

1 合議制機関等の審議等に関する情報について、本号により開示、非開示の判断をする場合は、当該合議制機関等の性質や審議事項の内容に照らし、個別、具体的に、率直な意見の交換等を不正に損なうおそれの有無により判断する。

2 審議、検討等に関する情報については、本市の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の非開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。しかし、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部を構成していたり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定について本号に該当するかどうかの検討を行うことが必要である。また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、市民の間に混乱が生じたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不正な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

第16条第7号 事務又は事業遂行情報

- (7) 本市等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 評価、診断、判断、選考、指導、相談その他これらに類する事務に関し、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人その他の本市、国及び他の地方公共団体に準じる団体に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

- 1 本号は、本市等が行う事務事業の中には、監査、契約、調査に係る事務など、当該事務又は事業の性質上、開示することによって、その目的が損なわれたり、公正かつ適切な執行が妨げられるものがあるため、これらに係る情報について、非開示とすることができることを定めたものである。
- 2 本号は、事項的基準（「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」等）と定性的基準（「正確な事実の把握を困難にするおそれ」等）を組み合わせているので、事項的基準に該当し、かつ定性的基準も満たしているかを慎重に判断する必要がある。
- 3 「その他当該事務又は事業」とは、本市等が行うあらゆる事務又は事業をいう。例示したものは、非開示情報が記録されていると考えられる典型的な事業であり、ここに掲げた支障以外の支障が生じる場合を除外する趣旨ではない。また、「事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。
- 4 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」にある「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が求められる。
- 5 「本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業」とは、地方公営企業法第2条の適用を受ける企業（水道事業、公共下水道事業、自動車運送事業、高速鉄道事業、病院事業等）のことという。

【運用】

- 1 本号は、本市等が執行している多種多様な事務又は事業のすべてにわたる包括的な規定であることから、その運用に当たっては、この条例の目的に従い、できるだけ限定して解釈し、厳格に運用する。
- 2 本市等が行う事務又は事業の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、原則として作成又は取得してから30

年を超えたものは本号に該当せず開示するものとし、時の経過を考慮してもなお非開示すべき情報がある場合に最小限の非開示措置を行うものとする。

第16条第8号 法令秘情報

(8) 法令の規定により明らかに開示することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき國の行政機關等から開示してはならない旨の個別的かつ具体的な指示（地方自治法第245条第1号へに掲げる指示その他これに類する行為をいう。）がある情報

【趣 旨】

- 1 本号は、法令及びこの条例以外の条例等との関係を定めたものである。
- 2 個人情報保護制度は条例に基づく制度であり、より上位の法規範である法律や政令に規定がある場合や、他の条例で特別の定めがある場合には、それが優先することとなる。
- 3 「法令」の範囲については、
 - (1) 法律、政令、省令等の法形式のものに限定し、法令の委任に基づかない告示、訓令、指令、通達等は含めない。
 - (2) この条例以外の条例についても、条例相互の整合性を保つ観点から「法令」に含めた。なお、規則、訓令については、市長等の権限により、制定、改廃できることから、「法令」の中には含めない。
- 4 法令の規定により開示できないものの類型としては、
 - (1) 法令の明文の規定により開示（閲覧、写し等の交付）が禁止されている情報
 - (2) 法令の明文の規定により他の目的への使用が禁止されている情報
 - (3) 個別の法令により具体的な守秘義務が課されている情報
 - (4) 法令の趣旨、目的から判断して、開示することができないことが明らかに認められる情報
- 5 「法律若しくはこれに基づく政令に基づき國の行政機關等から開示してはならない旨の個別的かつ具体的な指示」とは、國の行政機關等からの指示等であって、法律又はこれに基づく政令に根拠を有し、実施機関を法的に拘束するものをいう。

第17条 個人情報の部分開示

(個人情報の部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、開示決定等をする場合において、非開示情報を除いて、請求のあった個人情報の一部を開示することについて定めたものである。
- 2 開示請求に係る個人情報の中の一部に非開示情報が含まれている場合は、全体を非開示にするのではなく、原則開示の観点から、公文書を汚損、破損することがなく、かつ技術的、労力的、経費的に可能な限り、非開示の部分とそれ以外の部分とを分け、非開示情報に該当しない部分は開示する。
- 3 「容易に」とされているのは、電磁的記録の場合、非開示情報と開示情報の技術的分離が困難な場合があり得るためである。
また、「区分して除く」とは、個人情報を物理的に切り離すことだけではなくて、非開示情報に該当する部分を隠すことも含む。

第18条 個人情報の存否に関する情報

(個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、遅滞なく、その旨を京都市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。

【趣 旨】

- 1 開示請求に対しては、当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにしたうえで開示決定等をすることが原則であるが、本条はその例外として、個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができる場合について定めたものである。
- 2 「当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に対して個人情報の存否を明らかにしただけで非開示情報の規定により保護されるべき利益が損なわれる場合をいう。
具体的には、夫の暴力から逃れた妻及び子の探索を目的に、夫が当該子の法定代理人として当該子に関する情報の開示請求を行い、個人情報の非開示を回答するだけで妻子の所在が明らかになる場合等が挙げられる。
- 3 本条の誤用、濫用を防止するため、本条の適用に当たっては、慎重に判断するとともに、本条を適用して開示請求を拒否する決定を行った場合は、遅滞なく、京都市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

【運 用】

- 1 本条により開示請求を拒否するときは、第19条第2項の開示をしない旨の決定を行うこととなり、必要かつ十分な拒否理由を提示する必要がある。
したがって、個人情報の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害や事務事業の支障等を第16条各号の規定の趣旨に照らして、具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常の開示決定等により対応できる場合にまで、拡大解釈されることのないよう、特に慎重な運用に努める必要がある。
- 2 存否応答拒否をする場合には、実際には開示請求に係る個人情報が存在しない場合であっても、不存在の旨の非開示決定は行わず、存否応答拒否の旨の非開示決定を行うものである。
- 3 本条は、開示請求に対する応答の例外規定であるから、本条の規定により存否応答拒否をする場合は、その妥当性を適切に判断する必要がある。そこで、存否応答拒否の適用に当たっては、情報化推進室に対し、事前に照会する。

第19条 開示請求に対する決定等

(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し別に定める事項を文書により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条第1項の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示をしない旨の決定（以下「非開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨を文書により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による個人情報の一部を開示する旨の決定又は非開示決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。この場合において、将来、当該個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨及び開示することができる時期を併せて示さなければならない。

【趣 旨】

- 1 本条は、開示請求に対する実施機関の応答義務及び応答の方法並びに理由の提示に関して、その内容及び手続を定めるとともに、第18条の規定による存否応答拒否及び個人情報の不存在を理由として非開示決定を行う場合についても明確に処分として位置付けることを定めたものである。
- 2 第2項の「開示をしない旨の決定」を行う場合としては、
 - (1) 当該個人情報が記録された公文書に第16条各号に規定する非開示情報が記録されているために公文書の全部を開示しない場合
 - (2) 第18条の規定による存否応答拒否を行う場合
 - (3) 対象となる個人情報が記録された公文書が存在しない場合がある。
- 3 第3項は、開示請求に係る個人情報の一部を開示する旨又は全部を開示しない旨の決定をする場合において、一定期間の経過により第16条各号に該当する理由がなくなることが明らかであるときは、決定通知書にその旨を付記することとしたものである。

【運 用】

- 1 一部開示決定及び非開示決定をする場合に理由を付記しなければならぬのは、決定者の慎重かつ合理的な判断を確保するため及び処分の理由を相手方に知らせるためである。理由の付記は、これらの決定を適法に行うための要件であり、理由を付記していない場合又は付記された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となる。したがって、一部開示決定及び非開示決定を行う場合には、開示しない根拠規定及び適用する理由を客観的に理解できる程度に明確に記載しなければならない。また、開示請求に係る公文書に複数の非開示情報が含まれている場合や一の情報が複数の非開示情報に該当する場合には、それぞれについて、理由の提示が必要である。

なお、非開示情報が多く、かつ散在しており、それぞれについて個別に理由を提示することが困難な場合には、理由の提示の趣旨が損なわれない範囲で、同種・類似の事項をま

とめて記載することもあり得る。

- 2 文書の不存在を理由とする非開示決定については、例えば、「請求対象文書をそもそも作成していない」、「取得していない」、「作成又は取得したが保存期間が経過したため廃棄した」など、存在の要因について具体的に記載することが必要である。
- 3 開示請求が条例に規定する要件を満たさず、請求者が補正に応じない、請求をすることができない者からの請求である等の理由により、当該請求が適法でない場合は、当該請求を却下するものとする。
- 4 開示請求の態様や開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断し、実施機関の事務を混乱、停滞させることを目的とするなど開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求は、権利の濫用として請求を拒否できるものと考えられる。
- 5 上記3及び4の却下決定も、請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定に含まれるものであり、却下決定通知書の様式は、要綱で定めている。

関 係 規 則 及 び 要 綱

【京都市個人情報保護条例施行規則】

(個人情報開示決定通知書等)

第7条 条例第19条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部の開示をする旨の決定をした場合 個人情報開示決定通知書（第5号様式）
 - (2) 個人情報の一部の開示をする旨の決定をした場合 個人情報一部開示決定通知書（第6号様式）
- 2 条例第19条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。
- (1) 個人情報の全部の開示をしない旨の決定をした場合 個人情報非開示決定通知書（第7号様式）
 - (2) 条例第18条第1項の規定により開示請求を拒否する旨の決定をした場合 個人情報開示請求拒否決定通知書（第8号様式）
 - (3) 開示請求に係る個人情報を保有していないことにより開示しない旨の決定をした場合 不存在による個人情報非開示決定通知書（第9号様式）

【京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱】

3 個人情報の開示決定又は非開示決定等

- (1) 非開示事項に該当するかどうかの検討

所管課等は、開示請求に係る個人情報が条例第16条各号に該当するかどうかについて、次のことを参考にして検討するものとする。

- ア 関係する課等及び情報化推進室との協議の結果
イ 開示請求に係る個人情報に第三者情報が記録されており、「第6 第三者保護に関する手続」に定める手続により当該第三者から意見書の提出があった場合におけるその意見

(2) 個人情報の開示決定又は非開示決定

ア 開示等決定者

所管課等は、(1)に定める検討を行った後、専決規程に定める個人情報の開示に関する決定し得る権限を有する者（以下「開示等決定者」という。）の決定により、個人情報の開示決定又は非開示決定をするものとする。この場合は、実施機関が市会であるときを除き、情報化推進室に事前協議を行うものとする。

イ 決定書案の添付書類

決定書案には、次のものを添付するものとする。

(ア) 開示請求書

(イ) 開示決定通知書等の案（施行規則第5、6、7、8、9号様式）

(ウ) 開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の写し（電磁的記録の場合は、当該電磁的記録を用紙に出力したもの。ただし、用紙に出力することができない場合は、その概要を記載したもの）

(エ) 第三者情報に関して当該第三者の意見を聴いた場合における個人情報の開示に関する意見書（施行規則第13号様式）

(オ) 条例第20条又は第21条により決定期間の延長を行った場合は、延長通知書の写し

(カ) その他開示決定等を行うに当たって参考とした資料

(3) 開示決定通知書等の記入事項

ア 「開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」及び「開示請求書に記載されている公文書の件名又は個人情報の内容」欄について

(ア) 「開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」欄には、特定した公文書の名称を正確に記入するものとする。

なお、当該欄に公文書の名称を記載しきれない場合は、当該欄には「別紙のとおり」と記載し、別紙に特定した公文書の名称を正確に記載するものとする。

(イ) 「開示請求書に記載されている公文書の件名又は個人情報の内容」欄には、原則として、開示請求書に記載されている内容をそのまま記入するものとする。

イ 「個人情報の開示の日時」欄及び「個人情報の開示の場所」欄について（施行規則第5、6号様式）

(ア) 「個人情報の開示の日時」欄には、事前に開示請求者と連絡を取り調整した日時を記入するものとする。

(イ) 「個人情報の開示の場所」欄には、原則として「総合企画局情報化推進室情報公開コーナー」と記入する。ただし、本市が設立した地方独立行政法人の窓口において開示を行う場合は、当該窓口の名称を記載する。

ウ 「個人情報の開示の方法」欄について（施行規則第5，6号様式）

文書の写しの交付、電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付、フロッピーディスク、光ディスク（CD-R）又は光ディスク（DVD-R）（以下「フロッピーディスク等」という。）に複写したものの交付、ビデオテープを専用機器により再生したものの視聴など、当該開示請求について、どのような方法により開示するかを具体的に記載する。

なお、開示の方法が閲覧、聴取又は視聴による場合は、原本又は写しの別を併せて記載するものとする。

エ 「個人情報の一部の開示をしない理由」欄及び「個人情報の開示をしない理由」欄について（施行規則第6，7号様式）

(ア) 開示請求に係る個人情報が非開示情報に該当する条例第16条の号数すべてを記入するものとする。

(イ) ()内には、各号別に詳しい説明を記入するものとする。

()内に記入できない場合は、()内には「別紙のとおり」と記載し、別紙に具体的な理由を記載するものとする。

オ 「開示請求を拒否する理由」欄について（施行規則第8号様式）

以下に掲げる理由その他の開示請求を拒否する理由をできるだけ具体的に記入するものとする。

(ア) 開示請求に係る個人情報の存否を明らかにすることが、非開示情報を開示することと同じことになる理由

(イ) 仮に当該個人情報が存在した場合に適用することとなる非開示情報に該当する条例第16条の号

カ 「開示請求に係る個人情報を保有していない理由」欄について（施行規則第9号様式）

開示請求に係る個人情報の不存在については、当該個人情報が記録された公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない場合、又は当該個人情報が記録された公文書は存在したが、保存年限が経過したために廃棄した場合など、保有していない理由（事実、実情、経過等を含む。）を具体的に記入するものとする。

キ 「備考」欄について（施行規則第6，7号様式）

以下の事項を記載するものとする。

(ア) 条例第19条第3項後段に該当する場合は、その旨及び開示することができる時期を記入するものとする。この場合、開示することができる時期が到来した場合において、開示請求者が開示を希望するときは、別途開示請求をしなければならないことを教示するものとする。

(イ) その他開示請求者に通知することが適当と認められる事項

ク 「担当部局」欄について

所管課等の名称及び電話番号を記入するものとする。

なお、特定した公文書に関し、区役所等の事務で本庁統括課等がある場合等、開示の実施に当たって適切な説明を行うことができる課等がある場合は、これらの課等を併せて記載することができる。

ケ 「教示」について

開示決定通知書等（施行規則第5、6、7、8、9号様式）には、行政不服審査法の規定に基づき、審査請求ができる旨の教示を記載するものとする。

また、行政事件訴訟法の規定に基づき、取消訴訟ができる旨の教示も記載するものとする。

(4) 個人情報の開示の日時及び場所の調整

所管課等は、開示請求に係る個人情報の開示をしようとする場合は、その日時及び場所について、事前に開示請求者と連絡を取り調整するものとする。

なお、公文書の写し（複写を含む。以下同じ。）を交付しようとする場合は、その作成に要する費用の額も併せて連絡するものとする。

(5) 開示決定通知書等の送付

所管課等は、個人情報の開示決定等をした場合は、開示決定通知書等を開示請求者に送付するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。

4 開示請求の却下

(1) 開示請求が条例に規定する要件を満たさないため補正を求めたにもかかわらず開示請求者が補正に応じない、請求することができない者からの請求である等の理由により、当該開示請求が適法でない場合は、所管課等は、開示等決定者の決定により、当該開示請求を却下するものとする。この場合は、実施機関が市会であるときを除き、情報化推進室に事前協議を行うものとする。

(2) 所管課等は、開示請求を却下した場合は、その旨及び理由を記入した個人情報開示請求却下処分通知書（第1号様式）を開示請求者に通知するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。

(3) 個人情報開示請求却下処分通知書の記入事項

ア 「開示請求書に記載されている公文書の件名又は個人情報の内容」欄について
原則として、開示請求書に記載されている内容をそのまま記入するものとする。

イ 「開示請求を却下した理由」欄について

開示請求を却下した理由の□にレ印を記入するものとする。

なお、「開示請求することができない者からの請求である」とは、開示請求に係る個人情報が、開示請求者（開示請求者が法定代理人である場合は、被代理人）本人のものでない場合又は条例第14条第2項各号のいずれかに該当するものである場合をいい、「開示請求された個人情報が請求の対象とならない個人情報である」とは、開示請求に係る個人情報が条例第2条第6号に規定する公文書に記録されたものでない場合又は条例第40条各項に規定する個人情報である場合をいう。

第20条 開示決定等の期限

(開示決定等の期限)

第20条 開示決定及び非開示決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項の期間内に開示決定等をすることができないときは、当該期間をその満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、その旨並びに延長する理由及び期間を文書により通知しなければならない。

【趣旨】

1 本条は、開示請求に対して実施機関が行う開示決定等の原則的な期限、正当な理由がある場合の期間延長及びその通知方法を定めたものである。

2 実施機関は、開示請求に対して、原則として14日以内に開示決定等をしなければならない。

14日の日数は、開示請求があった日の翌日から起算する。

本条第1項は開示決定等の期限を定めるものであり、開示請求者に対する通知の到着期限ではないが、実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに開示請求者に対し、決定通知書により通知しなければならない。

3 「開示請求があった日」とは、開示請求の窓口において開示請求書を受け付けた日とする。

4 第1項ただし書は、開示請求書に必要事項が記載されていないなど形式上の不備がある場合において、実施機関が第15条第3項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数については、開示決定等を行う期間に算入しないことを規定したものである。

5 期間計算の最終日が休日（京都市の休日を定める条例第1条に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その翌日以後最初の休日でない日をもって満了の日とする。ただし、期間の途中に休日が含まれていても、その休日は日数にそのまま算入する。したがって、期間の最終日が休日に当たる場合のみ上記の取扱いとなる。

6 本条第2項は、実施機関は、第1項の期限内に開示決定等をすることのできない正当な理由があるときは、30日を限度として期間延長をすることできること、及びその場合の通知方法を定めたものである。

7 「事務処理上の困難その他正当な理由」があるときとは、実施機関が、開示請求に対して、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に開示決定等をするように誠実に努力しても、当該期間内に開示決定等をすることのできない合理的な理由がある場合をいう。

合理的な理由とはおおむね次のような場合をいう。

(1) 一度に多くの種類の請求があり、開示請求に係る個人情報を期間内に検索し、特定することが困難であるとき、又は請求のあった個人情報の内容が複雑で、期間内に開示決定等をすることが困難であるとき。

(2) 請求があった自己の個人情報として、自己以外の者の情報が記録されている場合等で、当該自己以外の者の意見を聞く必要があり、期間内に開示決定等をすることが困難であ

るとき。

- (3) 本人が未成年者であっても一定の年齢に達して判断能力が備わっていると考えられる場合で、法定代理人による開示請求がなされたときであって、当該開示請求に係る当該未成年者の意思を確認するための手続に時間を要し、期間内に開示決定等をすることが困難であるとき。
 - (4) 実施機関の他の事務の繁忙など一時的な業務量増大等のため、期間内に開示決定等をすることが困難であるとき。
 - (5) 年末年始等執務を行わないときその他の合理的な理由により、期間内に開示決定等をすることが困難であるとき。
- 8 「当該期間をその満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる」とは、本条第1項に規定する決定期間が満了する日（期間計算の最終日が休日に当たるときは、その翌日以後最初の休日でない日）の翌日から起算して最長で30日間延長することができるとの趣旨である。

【運用】

- 1 実施機関は、本条第2項の規定により期間延長を行うときは、当初の決定期間にに、開示請求者に対し、その旨及び理由並びに延長後の決定期間を決定期間延長通知書により通知するものとする。
- 2 本条による期間の延長は、最長で30日間を限度とする延長のため、30日目が休日に当たるときは、その日以前の最後の休日でない日を限度とする。延長する期間は、30日間の中で、必要最小限の合理的な範囲内で延長するものとする。

関 係 規 則 及 び 要 約

【京都市個人情報保護条例施行規則】

(個人情報開示決定等期間延長通知書)

第8条 条例第20条第2項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書（第10号様式）により行うものとする。

【京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱】

3 個人情報の開示決定又は非開示決定等

(6) 開示決定等期間の延長

ア 条例第20条第2項の規定による延長

所管課等は、開示決定期間を更に30日を限度として延長する場合は、個人情報開示決定等期間延長通知書（施行規則第10号様式）を、開示請求者に条例第20条第1項に規定する14日以内に送付するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。

(ア) 「延長する理由」欄について

条例第20条第1項の期間内に開示決定等をすることができないことについて

て正当な理由を記入するものとする。

(イ) 「当初の開示決定等の期限」欄について

開示決定等期間が満了する日を記入するものとする。

(ウ) 「延長後の開示決定等の期限」欄について

開示決定等期間が満了する日の翌日から起算して30日以内の日で、開示決定等が可能な日を記入するものとする。

なお、開示請求者の利益を考慮して、期限内であっても可及的速やかに開示決定等を行うものとする。

第21条 開示決定等の期限の特例

(開示決定等の期限の特例)

第21条 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるときは、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすることができる。この場合において、実施機関は、同条第1項の期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

【趣旨】

- 1 本条は、開示請求に係る個人情報が著しく大量である場合に、そのすべてについて44日以内に開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じることを避けるため、開示決定等の期限に特例を定めたものである。
- 2 「開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、…事務の遂行に著しい支障が生じる」とは、開示請求に係る個人情報が大量であることにより、これらを44日以内に処理しようとすると、他の事務の遂行に通常生じる程度を超えた業務上看過し得ない支障が生じることをいう。
- 3 「相当の部分」とは、44日以内に処理することが可能であり、かつ、請求者の要求をある程度満たす部分をいう。
- 4 「相当の期間」とは、残りの個人情報について、実施機関が処理するために必要な合理的な期間をいう。
- 5 「同条第1項の期間内」とは、第20条第1項に規定する14日以内（以下単に「14日以内」という。）をいう。したがって、実施機関は、本条の規定により開示決定等の期限の特例を適用しようとするときは、開示請求があつた日の翌日から起算して14日以内に、開示請求者に対して、必ず開示決定等の期限の特例通知書を送付し、この特例を適用する旨を通知しなければならない。

【運用】

- 1 開示請求に係る個人情報の相当の部分の開示決定等の期間は44日以内であるが、本条を適用するケースは例外的な場合であり、比較的早期に本条の適用の必要性の見当がつくと考えられるので、本条を適用する旨及びその理由の請求者への通知の期限は、14日以内であることに留意し、開示請求に対し速やかな判断を行う必要がある。
- 2 「開示請求に係る個人情報が著しく大量」かどうかは、開示請求に係る個人情報の量とその審査等に要する業務量によることとなるが、実施機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日数等の状況をも考慮したうえで判断することはあり得る。
- 3 実施機関は、ある程度のまとまりの部分ごとに、早く審査の終了したものから順に開示決定等を行うことが望ましい。

4 特例規定を適用する場合には、開示請求者に処理の時期の見通しを通知することが必要である。しかし、当該期限が比較的長期になる場合もあり得るため、予測し得ない事務の繁忙等その後の事情の変化等により、当該期限を厳守できない場合が想定できないわけではない。

仮に通知した期限までに開示決定等がなされなかった場合には、開示請求者は、不作為についての審査請求や不作為の違法確認訴訟により争う余地があるが、不作為に当たるかどうかは、個別の案件に応じた判断が必要であり、通知した期限を守れなかったことを理由として直ちに違法とする趣旨ではない。

関係規則及び要綱

【京都市個人情報保護条例施行規則】

(個人情報開示決定等期間特例延長通知書)

第9条 条例第21条の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書（第11号様式）により行うものとする。

【京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱】

3 個人情報の開示決定又は非開示決定等

(6) 開示決定等期間の延長

イ 条例第21条の規定による延長

所管課等は、条例第21条の規定により開示決定等の期限の特例を適用する場合は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書（施行規則第11号様式）により、開示請求者に条例第20条第1項に規定する14日以内に通知するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。

(ア) 「特例延長する理由」欄について

対象個人情報が著しく大量であるため、受付日の翌日から起算して44日以内に当該個人情報のすべてについて開示決定等をすることにより、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある理由を具体的に記入するものとする。

(イ) 「開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期限」欄について

受付日の翌日から起算して44日以内の日を記入するものとする。

(ウ) 「上記の期限内に開示決定等をする部分」欄について

開示請求されたもののうち(イ)の期限内に開示決定等ができる部分について、開示することができる公文書の件名又は内容等をできるだけ具体的に記入するものとする。

(エ) 「残りの個人情報について開示決定等をする期限」欄について

(ウ)を除く他の残りの部分について開示決定等をすることが可能な期限を記入するものとする。

第22条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第22条 実施機関は、開示決定等をする場合において、開示請求に係る個人情報に本市等及び開示請求者以外のもの（以下この条、第36条及び第37条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該情報に係る第三者に対し、当該情報の内容その他別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第16条第2号ただし書、第3号ただし書又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他別に定める事項を文書により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を文書により通知しなければならない。

【趣旨】

1 本条は、開示請求に係る個人情報に請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者の権利利益を保護するとともに、開示決定等の公正を期すため、当該第三者に対し意見書提出の機会を付与するなど適正な行政手続を保障し、及び行政上又は司法上の救済を求める機会を付与することを定めたものである。

また、当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示請求者の迅速な開示への期待を考慮しつつも、開示決定の日と開示の実施日との間に期間を置くことにより、開示の実施前に当該第三者が争訟を提起する機会（行政不服審査法や行政事件訴訟法に基づいて開示決定の取消しや執行停止を求める機会）を確保しようとするものである。

期間を2週間としたのは、事前に当該第三者の意見を聴いているという事情を踏まえ、訴訟手続における控訴期間を参考にしたものである。

2 「本市等」とは本市、国、他の地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人その他これらに準じる団体である。これらは本条の「第三者」には含まれないが、事前の意見聴取の必要性が否定されているわけではなく、必要に応じて事前聴取を行う運用が必要である。

3 第三者に通知するのは、当該第三者に関する情報の内容であって、開示請求の対象になった情報それ自体を通知する必要はない。通知の目的は、当該第三者に反対意見書を提出する機会を保障することであり、その判断のために必要な範囲で通知を行う。

4 第1項は、「意見書を提出する機会を与えることができる。」という任意的な意見聴取の手続を定めたものである。

5 第2項は、必要的意見聴取の手続を定めたものである。

非開示情報は一旦開示されると、事後的に開示決定を取り消しても意味がなく、情報を開示された第三者にとっては損害賠償請求以外に救済手段がないことから、本来非開示とされるべき情報でありながら、公益上の必要から第16条第2号から第4号までのただし書の規定により例外的に開示される場合には、当該第三者的権利利益を保護する必要性が高い。

また、本項のただし書規定で、第三者の所在について、合理的な努力をしたにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合には、手続が進められなくなることを避けるため、意見書提出の機会を与えなくてよいこととしている。

例えば、実施機関に届けられている住所や、法人であれば登記簿に記載された所在地に郵送して到達しなかった場合には、本規定が適用される。また、第三者が死亡している場合や解散している場合も、本規定の対象となる。

6 第1項及び第2項のいずれの反対意見書も参考意見としての性格を持つにとどまり、第三者に対して開示を拒否する権利を付与しているわけではない。第三者から反対意見書が提出されても法的に拘束されるわけではなく、開示、非開示は、実施機関の主体的判断により行われることになる。

【運用】

1 処分の取消しの訴え又は審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないので、開示決定に反対する第三者からの申立てにより、裁判所又は審査庁（行政不服審査法第9条第1項本文に規定する審査庁をいう。以下同じ。）による開示決定の執行を停止する決定が行われない限り、開示の実施は妨げられない。処分の取消しを求める審査請求に併せて執行停止の申立てがあり、これを審査庁が認めたとき、又は審査庁が職権により執行停止を行ったときは、当該審査請求に対する裁決の日までは開示をしないこととなる。

2 第三者に関する情報が含まれているといっても、任意的意見聴取の場合は、実施機関が必要と認めたときにのみ、意見聴取を行えばよい。例えば、当該情報が既に公にされているものである場合、同種のケースについて不開示決定を行う取扱いが確立している場合、当該第三者が反対しないことが明らかである場合など、第三者に意見書提出の機会を与える必要がない場合もある。

3 開示、非開示の判断を行うに当たって、実施機関による資料の収集、意見の聴取等は、特別の規定がなくとも、開示請求者の個人情報に十分留意したうえで、任意に、適宜の方で行うこととは可能である。

関係規則及び要綱

【京都市個人情報保護条例施行規則】

（個人情報の開示に関する照会書等）

第10条 実施機関は、条例第22条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に意見書を提出する機会を与えようとするときは、その旨を個人情報の開示に関

する照会書（第12号様式）により、当該第三者に通知しなければならない。

- 2 条例第22条第1項又は第2項に規定する意見書は、個人情報の開示に関する意見書（第13号様式）とする。
- 3 条例第22条第3項の規定による通知は、個人情報の開示に関する決定通知書（第14号様式）により行うものとする。

【京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱】

第6 第三者保護に関する手続

1 第三者情報に係る意見照会

所管課等は、開示請求に係る個人情報に第三者情報が記録されている場合は、開示決定等をする前に、当該第三者の権利利益に配慮するとともに、慎重かつ公平な決定を期すために、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができるものとする。

2 意見書提出の機会の付与の方法

(1) 第三者情報が記録されている公文書について請求があつたことを個人情報の開示に関する照会書（施行規則第12号様式）により当該第三者に照会し、これに対して個人情報の開示に関する意見書（施行規則第13号様式）を提出するよう求めることにより行うものとする。

なお、第三者に照会する場合においては、可能な限り開示請求者がだれであるか識別できないように配慮して行うものとする。

(2) 任意的照会を行う場合は、所管課等で必要性を判断し、照会を行うものとする。

なお、1件の公文書に多数の第三者情報が記録されている場合は、必要と認める範囲で行うものとする。

(3) 所管課等は、条例第16条第2号ただし書、第3号ただし書又は第4号ただし書に規定する第三者情報を開示するときは、必ず当該第三者に対し照会を行い、これに対する意見を書面により求めるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

(4) 意見書は、1週間以内に提出するよう依頼するものとする。

3 反対意見書の取扱い

当該第三者から個人情報の開示に反対する旨を記した意見書が提出された場合において、当該第三者情報の開示が含まれる開示決定を行ったときは、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 反対意見書を提出した第三者に対し、個人情報の開示に関する決定通知書（施行規則第14号様式）により通知するものとする。
- (2) 開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。
- (3) 開示決定に対し審査請求ができるなどを教示するものとする。
- (4) 反対意見書を提出しなかった第三者については、開示に関する決定通知を行う義務はないが、口頭を含め、同様の処置を行うものとする。

第23条 開示の実施等

(開示の実施等)

第23条 実施機関は、第19条第1項の規定により個人情報の開示をする旨の決定をしたときは、遅滞なく、開示請求者に対し、当該決定に係る個人情報の開示をしなければならない。

- 2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、開示請求に係る個人情報が公文書に記録されていないときは、文書によりその旨を通知するものとする。
 - (1) 文書又は図画に記録されている個人情報 個人情報が記録されている文書又は図画の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
 - (2) 電磁的記録に記録されている個人情報 個人情報が記録されている電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して市長が定める方法
- 3 実施機関は、前項本文に規定する方法により個人情報の開示をする場合において、当該公文書を閲覧に供することにより当該公文書の保存に支障が生じると認めるとき、その他必要があると認めるときは、当該公文書の閲覧に代えて、その写しを閲覧に供することができる。
- 4 第15条第2項の規定は、前2項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

【趣旨】

- 1 本条は、第19条第1項の規定により個人情報の開示をする旨の決定をした実施機関に対し、開示を遅滞なく実施することを義務付けるとともに、その開示の実施方法について定めたものである。
- 2 「遅滞なく」とは、請求者と日時を調整したうえ、可能な限り早い時期に開示を実施することを意味する。開示は、第19条第1項の通知書により指定した日時、場所において行う。
- 3 個人情報の開示は、当該個人情報の記録媒体の区分ごとに、第2項各号に定める方法によるものとする。
- 4 第3項の「その他必要があると認めるとき」とは、原本を業務に利用する必要があり、これを閲覧に供すると業務の遂行に支障を及ぼす場合などである。
- 5 第4項は、開示の実施に当たっては、請求時と同様に、開示請求者本人又はその代理人であるかどうかの確認を厳格に行わなければならないことを定めたものである。

【運用】

- 1 電磁的記録の開示方法については、種々の形態が考えられるが、電子計算機処理に係る情報については再生機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的、専門的な観点からの検討を行う必要があることから、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して」別に定めることとしたものである。
- 2 送付による写しの交付については、本人確認を十分に行えないなどのため、病気入院中などやむを得ない理由がある場合を除き、認めないこととする。

関係規則及び要綱

【京都市個人情報保護条例施行規則】

(写し等の交付部数等)

第11条 条例第23条第2項の規定に基づき、写し又は次項第1号から第3号（同号イに限る。）までに掲げる電磁的記録に係る記録媒体の交付の方法により個人情報の開示をする場合における当該写し又は記録媒体の交付部数は、個人情報の開示請求に係る公文書1件につき1部とする。

2 条例第23条第2項第2号に規定する市長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第3号イに定める方法にあっては、開示請求に係る電磁的記録の全部を開示する場合において、開示請求をしたもののが希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができるときに限る。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取又は録音カセットテープ（記録時間が60分から120分までであるものに限る。）に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープ（VHSの方式による記録時間が120分から180分までであるものに限る。）に複写したものの交付
- (3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法のいずれか
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
 - イ 当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は当該電磁的記録を幅90ミリメートルのフロッピーディスク若しくは直径120ミリメートルの光ディスクに複写したものの交付

【京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱】

第5 個人情報の開示事務

5 個人情報の開示の実施

(1) 個人情報の開示の方法

ア 文書又は図画に記録されている個人情報の閲覧

個人情報が記録されている文書又は図画の当該個人情報に係る部分の原本を閲覧に供するものとする。マイクロフィルムについては、リーダープリンタによりプリントアウトしたものを閲覧に供するものとする。ただし、次に掲げる文書は、原則として所管課等が作成した当該文書の写しを閲覧に供するものとする。

- (ア) 閲覧に供することにより原本が損傷するおそれがある文書
- (イ) 台帳類等常時執務の用に供する文書で、所管課等の外に持ち出すことにより、事務の遂行に支障が生じると認められるもの
- (ウ) 部分開示をする場合で、開示をしない個人情報とそれ以外の個人情報が同一ページに記録されているものにおける当該ページ
- (エ) その他原本を閲覧に供することができないと認められるもの

イ 文書又は図画に記録されている個人情報の写しの交付

個人情報が記録されている文書又は図画の当該個人情報に係る部分の写しの交付については、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 個人情報が記録されている文書の写しは、原則として所管課等が作成するものとする。

(イ) 原本と等大の用紙を使用し、庁内に設置している電子複写機により、当該文書をとじられた順に従い1枚ずつ複写する。両面に記録されている場合は両面複写とする。ただし、原本の大きさがA3判を超える場合及び原本が彩色されている場合は、開示請求者の求めに応じ、庁内に設置しているカラー電子複写機により複写し、又は複製業者に委託する等の方法を探ることができるものとする。

(ウ) 非開示情報部分については、当該部分を黒く塗りつぶすものとする。請求対象外部分については、当該部分を黒枠で囲み、枠内は空白とする。

(エ) マイクロフィルムについては、リーダープリンタによりプリントアウトしたものを交付するものとする。

ウ 録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスク（以下「録音テープ等」という。）に記録されている個人情報の開示の方法

(ア) 録音テープ等の聴取又は視聴は、再生機器の通常の用法により行うものとする。

(イ) 録音テープ等に非開示情報が含まれている場合で、当該部分を容易に分離できるときは、当該部分を消去することとする。

(ウ) 録音テープ等の複写は、原則として、所管課等において行う。

エ 録音テープ等以外の電磁的記録に記録されている個人情報の開示の方法

(ア) 用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

a 録音テープ等以外の電磁的記録を部分開示する場合は、用紙に出力したもの の閲覧又は写しの交付により開示を行うものとする。

b 用紙に出力することによる電磁的記録の閲覧又は写しの交付は、文書又は図画の場合と同様の方法で行うものとする。

c 画面のハードコピー（画面に表示されている状態をそのまま用紙に出力した ものをいう。）による写しの作成は行わない。

d 用紙に出力したものの写しは、原則として所管課等が作成するものとする。

(イ) フロッピーディスク等に複写したものの交付

a 1枚のフロッピーディスク等に収まらない量の電磁的記録を複写して交付 する場合は、複数枚に分割して複写する。

b フロッピーディスク等への複写は、原則として、所管課等において行う。

(2) 個人情報の開示の実施

ア 日時及び場所

個人情報の開示は、個人情報開示決定通知書（施行規則第5号様式）又は個人情報一部開示決定通知書（施行規則第6号様式）で指定した日時及び場所において行うものとする。

イ 個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書の提示

個人情報を開示する際は、開示請求者に対して個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書の提示を求めるとともに、開示請求を受け付ける際と同様の方法で開示請求に係る本人又は本人の代理人であることを確認するものとする。

ウ 所管課等の職員の説明及び情報化推進室の職員の立会い

個人情報の開示をするに当たっては、所管課等の職員が開示する個人情報の説明（非開示情報が存在する場合は具体的に非開示情報に該当している旨の説明）を行い、情報化推進室の職員は、原則として、開示に立ち会うとともに、費用の納入事務を行うものとする。

カ 上記ウ及びオの規定にかかわらず、本市が設立した地方独立行政法人が保有する公文書の写しの作成に要する費用の納入事務については、当該地方独立行政法人が行うものとする。

(3) 指定日以外の個人情報の開示の実施

開示請求者が、開示決定通知書等で指定した日時に来なかった場合は、所管課等は、改めて開示請求者と連絡を取り調整した日時において、個人情報を開示するものとする。

この場合は、その旨を情報化推進室に連絡するとともに、新たに開示決定通知書等を交付しないものとする。

第24条 個人情報の訂正の請求

(個人情報の訂正の請求)

第24条 公文書に記録されている自己の個人情報の内容に事実についての誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

【趣旨】

1 実施機関が保有する個人情報に事実の誤りがあった場合、そのことによって本人に不利益が及んだり、本人の権利利益を侵害するおそれがある。本条は、このようなことを防止するため、公文書に記録されている自己の個人情報の内容に事実の誤りを確認した場合に、訂正を求めることが権利として保障したものである。

2 請求の対象となる個人情報は、公文書に記録されたものであるが、請求対象の個人情報の特定方法については、この条例による開示請求をし、開示（部分開示を含む。）を受ける方法だけに限定しておらず、法令又は他の条例により閲覧、縦覧し、又は謄本、抄本等の写しの交付を受ける方法などで個人情報が明確に特定されれば足りる。

3 「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事項をいう。

したがって、評価、判断等の主観的事項に関する個人情報については、訂正請求をすることはできない。本条例の訂正請求権制度のねらいは、個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った情報に基づき誤った処理が行われることを防止しようとするものである。

4 「追加」は、記録されるべき情報が明らかに不備である場合に当該情報を追加することであり、「削除」は、事実に合致していない情報を公文書上から削除することである。

5 第2項は、本人請求の例外として、未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報の訂正を請求する場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）が、被代理人の個人情報の訂正を請求できる旨を明らかにしたものであり、条例第14条第2項の規定を準用するものである。

【運用】

訂正を求めるのは、必ずしも本条の規定に基づかなければ行えないという趣旨ではなく、この制度によらなくとも訂正を求ることはできるものである。

また、訂正請求の手続を取るまでもなく、その場で訂正に応じることができるものについては、所管課等において、対応するものとする。

第25条 訂正請求の手続

(訂正請求の手続)

第25条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 請求する訂正の内容及び訂正請求の理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 訂正請求書には、請求する訂正の内容が事実に合致することを証する資料を添付しなければならない。
- 3 第15条第2項の規定は、訂正請求について準用する。
- 4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

【趣旨】

- 1 本条は、個人情報の訂正についての具体的な請求手続を定めたものである。
- 2 第1項は、訂正請求に際しては、訂正請求書に本項各号に定める事項を記載して提出しなければならないことを定めたものである。
「請求する訂正の内容及び訂正請求の理由」については、どのような訂正を求めるのか、訂正を求める理由は何か、その内容を具体的に記載するものとする。
- 3 第2項は、訂正請求に際しては、訂正を求める内容が事実に合致することを証する資料を提出する義務があることを定めたものである。
したがって、訂正請求書のみを提出し、資料の提出がない場合は、不適正な請求となる。
「証する資料」には、訂正を求める内容が事実に合致することについて確信を抱かせる程度のもののほか、訂正を求める内容が一応確からしいという推測を抱かせる程度のものも含まれる。
- 4 第3項は、訂正請求をしようとする者は、自己が当該訂正請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示しなければならないことを定めたものであり、訂正請求についても、開示請求と同様に、本人確認を厳格に行うため、第15条第2項の規定を準用するものである。

【運用】

- 1 訂正請求の受付は、開示請求と同様に、情報公開コーナーで行い（地方独立行政法人が保有する個人情報に係る請求の受付は、当該地方独立行政法人においても行うことができる。）、また、送付による訂正請求の取扱いについても、開示請求の場合と同様に原則として認めないこととする。
- 2 訂正請求書に、本人の口述書、意見書のみが添付されている場合は、「事実に合致することを証する資料」が提出されたとは取り扱わず、受付時に当該資料を提出するよう指導する。資料の提出がない場合は、当該請求を却下することとなる。

関 係 規 則 及 び 要 約

【京都市個人情報保護条例施行規則】

(個人情報訂正請求書)

第12条 条例第25条第1項に規定する訂正請求書は、個人情報訂正請求書（第15号様式）とする。

【京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱】

第7 個人情報の訂正事務

1 訂正請求の相談等

情報化推進室においては、個人情報の訂正に係る相談に応じるとともに、訂正請求をしようとする者に対しては、その内容が個人情報の訂正に係るものであるかどうかを判断し、訂正請求をすることができない場合は、その旨を説明する等、適切な対応を行うものとする。

また、条例第2条第6号アただし書により公文書から除外され、訂正請求の対象とならない場合及び条例第40条各項に規定する個人情報で、条例の規定が適用されない場合については、その旨を説明する等適切な対応を行うものとする。

2 訂正請求の受付

(1) 本人又は本人の代理人であることの確認

訂正請求者が当該訂正請求に係る個人情報の本人又は本人の代理人であることの確認は、個人情報の開示事務（第5の2(1)）と同様の方法で行うものとする。

(2) 個人情報が特定されていることの確認

訂正請求をすることができる個人情報は、条例第23条第1項の規定による開示又は他の法令等に基づく開示を受けたものである場合等明確に特定されていることが必要であるので、訂正請求者から開示に係る決定通知書等の提示を求め、又は所管課等へ必要な確認を行うことにより、請求対象となる個人情報が明確に特定されているか否かを確認するものとする。

なお、請求対象となる個人情報が明確に特定されていない場合は、まず、条例第14条の規定による開示請求を行い、訂正請求対象の個人情報を特定するよう教示するものとする。

(3) 事実に合致することを証する資料の確認

訂正請求を行うには、訂正を求める内容が事実に合致することを証する資料を個人情報訂正請求書（施行規則第15号様式。以下「訂正請求書」という。）に添付する必要があるので、当該資料が添付されているか否かを確認するものとする。

(4) 訂正請求書の提出

訂正請求書の提出については、個人情報の開示事務（第5の2(4)）と同様の方法により行うものとする。

(5) 訂正請求書の記入事項の確認

ア 「訂正請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」欄について

条例第23条第1項の規定による開示を受けた個人情報である場合は、開示又は一部開示に係る決定通知書の「開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」の欄に記載されている内容と同一であること。

また、その他の方法により個人情報が記録されている公文書の件名が特定されている場合は、当該公文書の件名を記入すること。

イ 「請求する訂正の内容」欄について

訂正を請求する内容が、具体的に分かるように記入してあること。

(6) 訂正請求書の記入に形式上の不備がある場合の対応

提出を受けた訂正請求書の記入に形式上の不備がある場合の対応については、個人情報の開示事務（第5の2(6)）と同様の方法により行うものとする。

(7) 訂正請求の受付

訂正請求の受付については、個人情報の開示事務（第5の2(7)）と同様の方法により行うものとする。

なお、訂正請求に対する決定をする期間（以下「訂正決定等期間」という。）は、訂正請求を受け付けた日の翌日から起算して30日以内であるので注意すること。

(8) 送付による訂正請求の手続等

送付による訂正請求の手續及び訂正請求書の送付については、個人情報の開示事務（第5の2(8)及び(9)）と同様とする。

第26条 個人情報の訂正義務

(個人情報の訂正義務)

第26条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるとときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

【趣 旨】

- 1 本条は、実施機関による調査等の結果、訂正請求に理由があると認めたときは、当該実施機関に、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で当該個人情報を訂正する義務を定めたものである。
- 2 「個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」とは、例えば、過去の一定時点における住所を記録しておくことが利用目的である場合、その後の転居により現在の住所と相違していても、訂正する義務は生じないことになる。
なお、調査の結果、判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合や実施機関に当該情報を訂正する権限や調査する権限がないことが判明した場合は、訂正をしない旨の決定をすることとなる。ただし、必要な場合は実施機関が職権で訂正を行うことを妨げるものではない。
- 3 個人情報の訂正を行った場合、訂正の効果が及ぶのは当該個人情報自体であり、訂正の前に当該個人情報に基づいて行政処分がなされていたとしても、当該処分の効力に当然に影響するわけではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

【運 用】

実施機関が適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかつた場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、実施機関としては、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上訂正請求者の権利利益を考慮し、事実関係が明らかにならなかつた旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適當な場合もあり得る。

第27条 訂正請求に対する決定等

(訂正請求に対する決定等)

- 第27条 実施機関は、訂正請求があったときは、必要な調査をしたうえ、当該請求があつた日の翌日から起算して30日以内に、当該請求に係る個人情報の訂正をする旨又はしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、第25条第4項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正をする旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、当該訂正請求に係る個人情報を訂正したうえ、その旨を文書により訂正請求者に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の訂正をしない旨の決定をしたときは、その旨及びその理由を文書により訂正請求者に通知しなければならない。
- 4 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

【趣旨】

- 1 本条は、訂正請求があつた場合において、請求があつた個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定についての手続を定めたものである。
- 2 第1項は、実施機関は、原則として訂正請求があつた日の翌日から起算して30日以内に、訂正するかどうかの決定をしなければならない義務があることを明らかにしたものである。

これは、訂正請求があつた場合の決定については、事実関係の調査を慎重に行う必要があることから、開示、非開示の決定期間以上の期間が必要であるためである。

- 3 「必要な調査」とは、訂正請求者が訂正を求める内容が事実に合致しているかどうか、実施機関に当該情報を訂正する権限があるかどうかなどについての調査をいい、必要に応じて訂正請求者への事情聴取、第三者への意見聴取も含む。

「訂正をする旨又はしない旨の決定」とは、実施機関が、訂正請求のあつた個人情報が訂正すべき事実であるか否かなどについて判断したうえで、訂正、非訂正の決定を行うことをいう。

- 4 第2項は、訂正する旨の決定をしたときは、当該請求に係る個人情報を訂正したうえで、訂正請求者にその旨を文書で通知する義務があることを明らかにしたものである。

- 5 第3項は、当該請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者にその旨及びその理由を文書で通知する義務があることを明らかにしたものである。

非訂正の理由を非訂正決定通知書に記載しなければならぬこととしたのは、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するため、及び非訂正決定の理由を請求者に知らせるためである。

なお、非訂正の理由は、単に「調査の結果、誤りが認められませんので」というようなものでは不十分であり、訂正請求者に非訂正の理由が具体的に理解できるような理由提示が必要である。理由の付記は、訂正請求を拒否する決定を適法にするための要件であり、理由を付記していない場合又は提示された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となる。

- 6 第4項は、やむを得ない理由があるときの決定期間の延長及びその理由等を請求者に文

書で通知することについて、開示、非開示の決定の場合の規定（期間満了日の翌日から起算して30日を限度）を準用することを定めたものである。

【運用】

- 1 訂正するかどうかの決定についての専決者及び決定に当たっての情報化推進室への事前協議は、開示等の決定の場合と同様とする。
- 2 必要な調査を行った結果、実施機関に訂正する権限がないことが認められた場合（例えば、他の市町村長の作成した証明書等）や、基準日が設定され、当該時点では事実に合致していることが認められた場合については、訂正をしない旨の決定をするものである。
- 3 訂正請求があった場合、訂正請求者の権利利益の保護を図るとともに、請求に係る個人情報の慎重な取扱いを行うため、訂正するかどうかの決定を行うまでの間、事務に支障がない限り、請求に係る個人情報の利用及び提供を停止するよう努めるものとする。
また、請求に係る個人情報の訂正を行った場合において、既に当該個人情報の提供等を行っており、その提供先において誤った個人情報が利用されることが予見することができるような場合等は、第29条に基づき、必要に応じて、提供先にその旨を通知するものとする。

関係規則及び要綱

【京都市個人情報保護条例施行規則】

(個人情報訂正通知書等)

第13条 条例第27条第2項の規定による通知は、個人情報訂正通知書（第16号様式）により行うものとする。

2 条例第27条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部の訂正をしない旨の決定をした場合 個人情報非訂正決定通知書（第17号様式）
- (2) 個人情報の一部の訂正をしない旨の決定をした場合 個人情報一部非訂正決定通知書（第18号様式）

(個人情報訂正決定等期間延長通知書)

第14条 条例第27条第4項において準用する条例第20条第2項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書（第19号様式）により行うものとする。

【京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱】

3 個人情報の訂正又は非訂正の決定等

(1) 訂正するかどうかの検討

所管課等は、当該訂正請求に理由があるか否か、請求に理由があり、かつ実施機関に訂正する権限があると認めるときは、訂正の方法、内容等について、関係する課等及び情報化推進室との協議の結果を参考にして検討するものとする。

(2) 個人情報の訂正又は非訂正の決定

個人情報の訂正又は非訂正の決定については、個人情報の開示事務（第5の3(2)）に準じた方法により行うものとする。

(3) 個人情報の訂正

個人情報の訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに訂正請求に係る個人情報を訂正するものとする。

訂正は、次の方法のほか、個人情報の内容及び記録媒体の種類、性質に応じ、適切な方法により行うものとする。

ア 誤った個人情報を完全に削除したうえで、事実に合致した個人情報を新たに記録する。

イ 誤った個人情報が記録された部分を二重線で抹消し、余白に朱書き等で事実に合致した個人情報を記載する。

ウ 記録された個人情報が誤っている旨及び事実に合致した個人情報を余白等に記載する。

(4) 訂正通知書等の送付

所管課等は、(3)に定める個人情報の訂正をし、又は非訂正の決定をしたときは、遅滞なく、条例第27条第2項又は第3項に規定する文書（以下「訂正通知書等」という。）を訂正請求者に送付するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。

(5) 訂正通知書等の記入事項

ア 「訂正請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」欄について
訂正請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名を記入するものとする。

イ 「訂正の内容」欄について

訂正した内容を具体的に記入するものとする。

ウ 「訂正した日」欄について

訂正した日を記入するものとする。

エ 「訂正をしない部分」欄について

訂正をしない部分を具体的に記入するものとする。

オ 「訂正をしない理由」欄について

(ア)・決定の理由を明確かつ具体的に記入するものとする。

(イ) 欄内に記入できない場合は、別紙に記入するものとする。

(6) 訂正決定等期間の延長

訂正決定等期間の延長については、個人情報の開示事務（第5の3(6)）と同様の方法により行うものとする。

なお、訂正決定等期間は、訂正請求を受け付けた日の翌日から起算して30日以内であるので注意すること。

(8) 訂正請求の却下

ア 訂正請求が条例に規定する要件を満たさないため補正を求めたにもかかわらず

訂正請求者が補正に応じない、請求することができない者からの請求である等の理由により、当該訂正請求が適法でない場合は、所管課等は、専決規程に定める個人情報の訂正に関して決定をし得る権限を有する者の決定により、当該訂正請求を却下するものとする。この場合は、実施機関が市会であるときを除き、情報化推進室に事前協議を行うものとする。

イ 所管課等は、訂正請求を却下した場合は、その旨及び理由を記入した個人情報訂正請求却下処分通知書（第2号様式）を請求者に送付するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。

ウ 個人情報訂正請求却下処分通知書の記入事項

(ア) 「訂正請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」欄について
訂正請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名を記入するものとする。

(イ) 「訂正請求を却下した理由」欄について

訂正請求を却下した理由の□にレ印を記入するものとする。

なお、「訂正請求することができない者からの請求である」とは、訂正請求に係る個人情報が訂正請求者（訂正請求者が代理人である場合は、被代理人）本人の個人情報でない場合をいい、「訂正請求された個人情報が請求の対象とならない個人情報である」とは、訂正請求に係る個人情報が条例第2条第6号に規定する公文書に記録されたものでない場合又は条例第40条各項に規定する個人情報である場合をいう。

第28条 訂正決定等の期限の特例

(訂正決定等の期限の特例)

第28条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び同条第4項において準用する第20条第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすることができる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

【趣旨】

1 本条は、訂正決定等に長期間を要する場合に、第27条第4項に基づき延長した決定期間に内に訂正決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じることを避けるため、訂正決定等の期限に特例を定めたものである。

2 「訂正決定等に特に長期間を要すると認めるとき」は、訂正請求が行われた場合、当事者の主張が相反し、事実認定に第三者からの証言を得る必要がある場合など、何が事実かの判断に長期間を要する場合もあり得ることを想定したものである。

3 個人情報の開示決定等の期限の特例と違って「相当の期間内に訂正決定等をすることができる」としているのは、訂正決定等に特に長期間を要する主な理由が、個人情報が著しく大量であることではなく、事実認定に時間を要することになるので、第27条第4項に基づき延長した決定期間に内に相当の部分について訂正決定等を行い、残りの個人情報について相当の期間内に訂正決定等をする仕組みではなく、単に「相当の期間内」に訂正決定等を行うとしている。

「相当の期間」とは、行政機関が訂正決定等を行うに当たって必要とされる合理的な期間をいうが、長期の期間を設けることによって訂正請求者の立場が不安定になることを防ぐため、調査、判断等の困難性を考慮しつつ、適切な期間を設定する必要がある。

4 「前条第1項に規定する期間内」は、第27条第1項に規定する30日以内をいう。したがって、実施機関は、本条の規定により訂正決定等の期限の特例を適用しようとするときは、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に、訂正請求者に対して、必ず訂正決定等の期限の特例通知書を送付し、この特例を適用する旨を通知しなければならない。

関係規則及び要綱

【京都市個人情報保護条例施行規則】

(個人情報訂正決定等期間特例延長通知書)

第15条 条例第28条の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（第20号様式）により行うものとする。

第29条 個人情報の提供先への通知

(個人情報の提供先への通知)

第29条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録の提供先にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分（同法第26条前段において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を文書により通知しなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、個人情報を保有する実施機関により訂正が実施された場合、提供先において、事実と異なる個人情報が利用され続けるのを避けるため、提供先にその旨を通知する規定を設けたものである。
- 2 本条の通知は、提供先において誤った個人情報が利用されることを予見することができるような場合など「必要があると認めるとき」であり、常に通知することを義務付けていいわけではない。過去に個人情報の提供を受けた機関が、現在では当該個人情報を利用する事務を全く行っていない場合や、過去において提供を受けた個人情報に基づいて本人に不利益な決定を行った事実がないことが明らかな場合には、必ずしも通知する必要はなく、必要があるかどうかは、提供に係る個人情報の内容や提供先における利用目的を考慮して個別に判断する。
- 3 個人情報の提供元については、訂正を実施した実施機関において提供元における利用状況を把握することが困難なこと等により、通知すべき規定を設けていない。
- 4 情報提供等記録の情報は他機関に提供するものではないが、記録事項が誤っていた場合には、当該情報提供等の記録と同一の情報提供等の記録を有する者、すなわち情報照会者又は情報提供者及び情報提供ネットワークシステム上の情報提供等の記録を保有する総務大臣へ通知する必要があることから、その旨を規定するものである。

また、番号法第9条第2項に基づき地方公共団体が条例で定める独自利用事務についても、情報連携を行った場合、情報提供等記録の情報は他機関に提供するものではないが、記録事項が誤っていた場合には、当該情報提供等の記録と同一の情報提供等の記録を有する者、すなわち条例事務関係情報照会者又は条例事務関係情報提供者及び情報提供ネットワークシステム上の情報提供等の記録を保有する総務大臣へ通知する必要がある。

関係規則及び要綱

【京都市個人情報保護条例施行規則】

(個人情報提供先訂正通知書)

第16条 条例第29条の規定による通知は、個人情報提供先訂正通知書（第21号様式）により行うものとする。

【京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱】

3 個人情報の訂正又は非訂正の決定等

(7) 提供先への通知

所管課等は、個人情報の訂正を行った場合において、個人情報の適正な管理上、必要があると認めるときは、個人情報提供先訂正通知書（施行規則第21号様式）を提供先に送付するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。

第30条 個人情報の利用停止の請求

(個人情報の利用停止の請求)

第30条 公文書に記録されている自己の個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に掲げる措置を請求することができる。

- (1) 第6条第1項、第2項若しくは第3項又は番号法第20条の規定に違反して収集されたものであるとき 当該個人情報の消去
 - (2) 第8条第1項若しくは第2項若しくは第8条の2の規定に違反して利用され、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止
 - (3) 第8条第1項若しくは第2項又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- 2 第14条第2項の規定は、前項の各号に掲げる措置（以下「利用停止」という。）の請求について準用する。

【趣旨】

1 本条は、本人が、実施機関が第6条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反して個人情報を収集したと認める場合（違反収集）は当該個人情報の消去を、第8条第1項若しくは第2項又は第8条の2の規定に違反して個人情報を利用し、又は提供していると認める場合（目的外の利用又は提供）は当該個人情報の利用の停止又は提供の停止を請求することができることを定めたものである。

番号法の規定に違反した不適切な取扱いがなされている場合にも利用停止請求が行えるようすべき場合があるため、本条では、実施機関が番号法第20条の規定に違反して個人情報を収集したと認める場合は当該個人情報の消去を、番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されていると認める場合は当該個人情報の利用の停止を、番号法第19条の規定に違反して提供していると認める場合は当該個人情報の提供の停止を請求することができることを定めたものである。

この特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定）をいう。個人情報ファイルとは、個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報データベース等であるが、条例第45条における「個人情報ファイル」のように、電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものだけを指すのではなく、容易に検索することができるよう体系的に構成された紙のファイルも含まれる。

2 第1項第1号に定める「消去」とは、当該個人情報の全部又は一部を記録媒体から消去することをいい、個人情報を匿名化することもこれに含まれる。

3 第2号に定める「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけでなく、一部停止を含む。

特定個人情報ファイルの利用停止の方法としては、利用を停止すべき個人情報が記録された特定個人情報ファイルを廃棄する方法が考えられる。

4 第3号に定める「提供の停止」とは、当該請求に係る利用停止決定後の提供行為を停止

することをいう。既に提供した個人情報の回収は含まれない。

- 5 請求の対象となる個人情報は公文書に記録されたものであり、訂正請求の場合と同様に、この条例による開示請求をし、開示（部分開示を含む。）を受けたものに限らず、法令又は他の条例により閲覧、縦覧し、又は謄本、抄本等の写しの交付を受けた個人情報等他の方法で明確に請求対象の個人情報が特定されていれば要件を満たす。
- 6 情報提供等記録については、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや目的外利用及び提供の規定に違反しているときが想定されないことから、第30条の規定は適用しないこととする。
- 7 第2項は、開示請求等と同様に、利用停止請求も未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報の利用停止請求にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）により行うことができるることを定めたものである。

第31条 利用停止請求の手続

(利用停止請求の手続)

第31条 利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 請求する利用停止の内容及び利用停止請求の理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 第15条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。
- 3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

【趣旨】

- 1 本条は、個人情報の利用停止請求について、具体的な請求手続を定めたものであり、自己の個人情報について利用停止請求をする場合は、第1項各号に定める事項を記載した請求書を提出しなければならない。
- 2 「利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」とは、利用停止を求める個人情報が記録されている公文書を特定するために必要な事項と、それらに記録されている個人情報のうちの利用停止を求める箇所又は項目を特定するために必要な事項をいう。
- 3 「利用停止を請求する理由」とは、利用停止請求に係る個人情報が条例の規定に違反して収集され、又は利用若しくは提供されていると認められる具体的な理由をいう。
- 4 第2項は、開示請求等と同様に、本人確認を厳格に行う趣旨から、利用停止請求者が本人又はその代理人であることを確認するために必要な手続を定めたものである。

【運用】

利用停止請求の受付は、開示請求と同様に、情報公開コーナーで行い（地方独立行政法人が保有する個人情報に係る請求の受付は、当該地方独立行政法人においても行うことができる。）、また、送付による利用停止請求の取扱いについても、開示請求の場合と同様に原則として認めないこととする。

関係規則及び要綱

【京都市個人情報保護条例施行規則】

(個人情報利用停止請求書)

第17条 条例第31条第1項に規定する利用停止請求書は、個人情報利用停止請求書（第22号様式）とする。

【京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱】

第8 個人情報の利用停止事務

1 個人情報の利用停止の相談等

情報化推進室においては、個人情報の利用停止に係る相談に応じるとともに、利用停止請求をしようとする者に対しては、その内容が個人情報の利用停止に係るものであるかどうかを判断し、利用停止請求の対象とならない場合及び条例第40条各項に規定する個人情報で、条例の規定が適用されない場合については、その旨を説明する等適切な対応を行うものとする。

2 利用停止請求の受付

(1) 本人又は本人の代理人であることの確認

利用停止請求者が当該利用停止請求に係る個人情報の本人又は本人の代理人であることの確認は、個人情報の開示事務（第5の2(1)）と同様の方法で行うものとする。

(2) 個人情報が特定されていることの確認

利用停止請求をすることができる個人情報は、条例第23条第1項の規定による開示又は他の法令等に基づく開示を受けたものである場合等明確に特定されていることが必要であるので、利用停止請求者から開示に係る決定通知書等の提示を求め、又は所管課等へ必要な確認を行うことにより、請求対象となる個人情報が明確に特定されているか否かを確認するものとする。

なお、請求対象となる個人情報が明確に特定されていない場合は、まず、条例第14条の規定による開示請求を行い、利用停止請求対象の個人情報を特定するよう教示するものとする。

(3) 利用停止請求書の提出

個人情報利用停止請求書（施行規則第22号様式。以下「利用停止請求書」という。）の提出については、個人情報の開示事務（第5の2(4)）と同様の方法により行うものとする。

(4) 利用停止請求書の記入事項の確認

ア 「利用停止請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」欄について

条例第23条第1項の規定による開示を受けた個人情報である場合は、開示又は一部開示に係る決定通知書の「開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」の欄に記載されている内容と同一であること。

また、その他の方により個人情報が記録された公文書の件名が特定されている場合は、当該公文書の件名を記入すること。

イ 「請求する利用停止の内容」欄について

請求する利用停止の内容が、具体的に分かるように記入してあること。

ウ 「利用停止を請求する理由」欄について

(ア) 利用停止請求者が消去を請求する場合は、条例第6条第1項、第2項若しくは第3項又は番号法第20条の規定に違反して自己の個人情報を収集されたと認

める理由が、具体的に記入してあること。

- (イ) 利用停止請求者が利用の停止を請求する場合は、条例第8条第1項若しくは第2項若しくは第8条の2の規定に違反して自己の個人情報が利用され、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されていると認める理由が、具体的に記入してあること。
- (ウ) 利用停止請求者が提供の停止を請求する場合は、条例第8条第1項若しくは第2項又は番号法第19条の規定に違反して自己の個人情報が提供されていると認める理由が、具体的に記入してあること。

(5) 利用停止請求書の記入に形式上の不備がある場合の対応

提出を受けた利用停止請求書の記入に形式上の不備がある場合の対応については、個人情報の開示事務（第5の2(6)）と同様の方法により行うものとする。

(6) 利用停止請求の受付

利用停止請求の受付については、個人情報の開示事務（第5の2(7)）と同様の方法により行うものとする。

なお、利用停止請求に対する決定をする期間（以下「利用停止決定等期間」という。）は、利用停止請求を受け付けた日の翌日から起算して30日以内であるので注意すること。

(7) 送付による利用停止請求の手続等

送付による利用停止請求の手続及び利用停止請求書の送付については、個人情報の開示事務（第5の2(8)及び(9)）と同様とする。

第32条 個人情報の利用停止義務

(個人情報の利用停止義務)

- 第32条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。
- 2 前項の場合において、実施機関は、第30条第1項第2号の規定による利用の停止の請求に係る個人情報を容易に区分して除くことができるときは、当該個人情報の消去をもつて当該利用の停止に代えることができる。

【趣旨】

- 1 本条は、実施機関が利用停止請求に理由があると認めたときは、当該実施機関に、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該個人情報の利用停止を行う義務を定めたものである。
- 2 「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。
- 3 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第30条第1項各号に該当する違反状態を是正する意味である。
- 4 電子計算機のデータベースにある個人情報の場合などでは、個人情報の一部について利用の停止の請求があっても、その一部のみを利用しないということが物理的に困難な場合もあり得る。第2項は、このような場合を想定して、個人情報の中から利用の停止の請求に係る部分を容易に区分できるのであれば、当該部分を消去することで利用の停止に代えることができることとしたものである。

第33条 利用停止請求に対する決定等

(利用停止請求に対する決定等)

第33条 実施機関は、利用停止請求があったときは、必要な調査をしたうえ、当該請求があつた日の翌日から起算して30日以内に、当該請求に係る個人情報の利用停止をする旨又はしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、第31条第3項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の規定により個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨を文書により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を文書により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部の利用停止をし、又は個人情報の一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、個人情報の全部又は一部の利用停止をしなければならない。
- 5 前項の規定により利用停止をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨を文書により通知しなければならない。
- 6 第20条第2項の規定は、利用停止決定等について準用する。

【趣旨】

- 1 本条は、利用停止請求があつた場合において、請求があつた個人情報を利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定についての手続を定めたものである。
- 2 第1項は、実施機関は、原則として利用停止請求があつた日の翌日から起算して30日以内に、利用停止するかどうかの決定をしなければならない義務があることを明らかにしたものである。
これは、利用停止請求があつた場合の決定については、事実関係の調査を慎重に行う必要があることから、開示、非開示の決定期間以上の期間が必要であるためである。
- 3 「必要な調査」とは、実施機関が利用停止請求に係る個人情報を条例に違反して収集又は利用若しくは提供したのかどうか、利用停止すべき個人情報の範囲等についての調査をいい、必要に応じて利用停止請求者への事情聴取、第三者への意見聴取なども含む。
- 4 第3項は、個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定を行つたときは、遅滞なくその旨及びその理由を文書により利用停止請求者に通知しなければならないが、消去の請求に対して利用の停止に止める場合には、一部の利用停止をしない処分となることから、なぜ消去が必要でないかの理由を示す必要がある。理由の付記は、利用停止請求を拒否する決定を適法にするための要件であり、理由を付記していない場合又は付記された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となる。
- 5 第5項は、個人情報の利用停止を実施する場合、当該個人情報が記録されたデータの処理等に日数を要することも想定されることから、まず、第1項から第3項までの規定に基づいて利用停止請求に係る決定及び利用停止請求者への通知を行い、実際に利用停止を行つた後に、その旨の通知を行うこととしたものである。
- 6 第6項は、利用停止請求に理由があるかを判断するための調査に日数を要する場合もあ

るため、第1項に定める期間内に決定することができないときは、その満了する日の翌日から起算して30日を限度として決定期間を延長することとしたものである。

【運用】

- 1 利用停止するかどうかの決定についての専決者及び決定に当たっての情報化推進室への事前協議は、開示等の決定の場合と同様とする。
- 2 訂正請求があった場合と同様に、個人情報の利用停止をするかどうかの決定がなされるまでの間、事務に支障のない限り、当該請求に係る個人情報の利用及び提供を停止するよう努めるものとする。
また、利用停止決定を行った場合において、既に当該個人情報の提供等を行っているときは、可能な範囲で、提供先等に対し、当該個人情報の消去又は利用の停止を依頼するものとする。

関係規則及び要綱

【京都市個人情報保護条例施行規則】

(個人情報利用停止決定通知書等)

第18条 条例第33条第2項の規定による通知は、個人情報利用停止決定通知書（第23号様式）により行うものとする。

2 条例第33条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部の利用停止をしない旨の決定をした場合 個人情報非利用停止決定通知書（第24号様式）
- (2) 個人情報の一部の利用停止をしない旨の決定をした場合 個人情報一部非利用停止決定通知書（第25号様式）

3 条例第33条第5項の規定による通知は、個人情報利用停止通知書（第26号様式）により行うものとする。

(個人情報利用停止決定等期間延長通知書)

第19条 条例第33条第6項において準用する第20条第2項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書（第27号様式）により行うものとする。

【京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱】

3 個人情報の利用停止又は非利用停止の決定等

(1) 利用停止するかどうかの検討

所管課等は、当該利用停止請求に理由があるか否か、請求に理由があり、かつ実施機関に利用停止する権限があると認めるときは、利用停止の方法、内容等について、関係する課等及び情報化推進室との協議の結果を参考にして検討するものとする。

(2) 個人情報の利用停止又は非利用停止の決定

個人情報の利用停止又は非利用停止の決定については、個人情報の開示事務（第5の3(2)）に準じた方法により行うものとする。

(3) 利用停止決定通知書等の送付

所管課等は、個人情報の利用停止の決定をし、又は非利用停止の決定をしたときは、遅滞なく、条例第33条第2項又は第3項に規定する文書（以下「利用停止決定通知書等」という。）を請求者に送付するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。

(4) 利用停止決定通知書等の記入事項

ア 「利用停止請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」欄について
利用停止請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名を記入するものとする。

イ 「利用停止の内容」欄について

利用停止の内容を具体的に記入するものとする。

ウ 「利用停止をしない理由」欄について

利用停止をしない理由を具体的に記入するものとする。

エ 「利用停止をしない部分」欄について

利用停止をしない部分を具体的に記入するものとする。

(5) 個人情報の利用停止

個人情報の利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに個人情報の利用停止を行うものとする。

利用停止は、次の方法によるほか、個人情報の内容及び記録媒体の種類、性質に応じ、適切な方法により行うものとする。

ア 消去又は利用の停止をすべき個人情報を完全に消去する。

イ 消去又は利用の停止をすべき個人情報が記録された部分を判読不能な状態に黒塗りする。

ウ 消去又は利用の停止をすべき個人情報が記録された公文書を溶解する。

エ 利用の停止をすべき個人情報の利用を停止する。

オ 提供の停止をすべき個人情報の提供を停止する。

カ 利用を停止すべき個人情報が記録された特定個人情報ファイルを廃棄する。

なお、実際に利用停止の措置を講じた場合は、条例第33条第5項に基づいて個人情報利用停止通知書（施行規則第26号様式）を請求者に送付するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。

(6) 利用停止決定等期間の延長

利用停止決定等期間の延長については、個人情報の開示事務（第5の3(6)）と同様の方法により行うものとする。

なお、利用停止決定等期間は、利用停止請求を受け付けた日の翌日から起算して30日以内であるので注意すること。

(7) 利用停止請求の却下

ア 利用停止請求が条例に規定する要件を満たさないため補正を求めたにもかかわらず利用停止請求者が補正に応じない、請求することができない者からの請求である等の理由により、当該利用停止請求が適法でない場合は、所管課等は、専決規程に定める個人情報の利用停止に関して決定をし得る権限を有する者の決定により、当該請求を却下するものとする。この場合は、実施機関が市会であるときを除き、情報化推進室に事前協議を行うものとする。

イ 所管課等は、請求を却下した場合は、その旨及び理由を記入した個人情報利用停止請求却下処分通知書（第3号様式）を請求者に送付するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。

ウ 個人情報利用停止請求却下処分通知書の記入事項

(ア) 「利用停止請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」欄について
利用停止請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名を記入するものとする。

(イ) 「利用停止請求を却下した理由」欄について

利用停止請求を却下した理由の□にレ印を記入するものとする。

なお、「利用停止請求することができない者からの請求である」とは、利用停止請求に係る個人情報が利用停止請求者（利用停止請求者が代理人である場合は、被代理者）本人の個人情報でない場合をいい、「利用停止請求された個人情報が請求の対象とならない個人情報である」とは、利用停止請求に係る個人情報が条例第2条第6号に規定する公文書に記録されたものでない場合又は条例40条各項に規定する個人情報である場合をいう。

第34条 利用停止決定等の期限の特例

(利用停止決定等の期限の特例)

第34条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び同条第6項において準用する第20条第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすることができる。この場合において、実施機関は、前条第1項の期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

【趣旨】

- 1 本条は、利用停止決定等に長期間を要する場合に、第33条第6項に基づき延長した決定期間内に利用停止決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じることを避けるため、利用停止決定等の期限に特例を定めたものである。
- 2 「利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとき」には、個人情報の利用の実態が条例違反といえるか否かの判断が困難で、専門家の意見を聴取する必要があるときなどが考えられる。
- 3 個人情報の開示決定等の期限の特例と違って「相当の期間内に利用停止決定等をすることができる」としているのは、利用停止決定等に特に長期間を要する理由として、個人情報が著しく大量であるために利用停止決定等に時間を要するという事態は、通常、想定されないので、第33条第6項に基づき延長した決定期間内に相当の部分について利用停止決定等を行い、残りの個人情報について相当の期間内に利用停止決定等をする仕組みではなく、単に「相当の期間内」に利用停止決定等を行うとしている。

「相当の期間」とは、行政機関が利用停止決定等を行うに当たって必要とされる合理的な期間をいうが、長期の期間を設けることによって利用停止請求者の立場が不安定になることを防ぐため、調査、判断等の困難性を考慮しつつ、適切な期間を設定する必要がある。

- 4 「前条第1項に規定する期間内」は、第33条第1項に規定する30日以内をいう。したがって、実施機関は、本条の規定により利用停止決定等の期限の特例を適用しようとするときは、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に、利用停止請求者に対して、必ず利用停止決定等の期限の特例通知書を送付し、この特例を適用する旨を通知しなければならない。

関係規則及び要綱

【京都市個人情報保護条例施行規則】

(個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書)

第20条 条例第34条の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(第28号様式)により行うものとする。

第4章 審査請求

第35条 審理員による審理手続に関する規定の適用除外

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第35条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

【趣旨】

- 1 本章は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する処分又は不作為について、審査請求があつた場合の救済手続を定めたものである。
- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、第36条において、審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行うこととしている。本条は、審査会による審理手続によって、審理の公正性が確保されているため、これらの審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文で定める審理員による審理手続及び京都市行政不服審査会による審理手続の対象外とするものである。

関係規則及び要綱

【行政不服審査法】

第9条 第4条又は他の法律若しくは条令の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第17条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第3節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

- (1)～(7)（略）
- 2（略）
- 3 審査庁が第1項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第1の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第17条（審理員となるべきものの名簿）、第40条（審理員による執行停止の意見書の提出）、第42条（審理員意見書）及び第50条第2項（裁決の方式）の規定は、適用しない。
- 4（略）

第36条 審査会への諮問等

(審査会への諮問等)

第36条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとするとき。
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとするとき。
- 2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項本文に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 3 第1項の規定による諮問があったときは、審査会は、速やかに調査し、及び審議するよう努めなければならない。
- 4 諮問庁は、当該諮問に係る答申があったときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

【趣旨】

- 1 自己の個人情報のコントロール権を実質的に保障し、また、市民の利用しやすい制度とするため、請求者が実施機関の処分に対して不服がある場合の、迅速、簡便かつ公正な救済方法として、審査会において処分の妥当性を審査する。
 - 2 市長又は実施機関は、次に該当するときを除き、審査会に諮問しなければならない。
 - (1) 審査請求期間が徒過しているなど行政不服審査法に定める要件を満たしていないとき。（却下）
 - (2) 実施機関が、審査請求の全部を認容して、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示すること。（認容）
 - (3) 実施機関が、審査請求の全部を認容して、当該審査請求に係る個人情報の訂正するとき。（認容）
 - (4) 実施機関が、審査請求の全部を認容して、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をするとき。（認容）
- 不作為についての審査請求については、行政不服審査法の改正により、審査庁は一定の

処分をすべき旨を処分庁に命じ（審査庁が処分庁等（開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等を行うべき実施機関）でないとき）、又は一定の処分を行う（審査庁が処分庁等であるとき）ことができることとされたことから。実質的審理が必要なものもあるため、新たに諮問を認容しようとするときであっても、第22条第3項に規定する反対意見書が提出されているときは、当該第三者の権利利益を保護する観点から審査会に諮問しなければならない。

- 3 審査請求ができる者は、例えば、請求者及び開示決定等に対し反対意見書を提出した第三者が該当する。
- 4 第2項は、市長又は実施機関（諮問庁）が、審査会に諮問した場合において、審査請求人等の関係者にその旨を通知する義務を定めたものである。
- 5 審査請求に対して、条例に基づき正当に諮問の手続がなされたことを、以下の者に通知することにより、反論書、意見書作成などの準備ができることとなる。
 - (1) 審査請求人 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求をした者をいう。
 - (2) 参加人 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第13条第1項又は第2項の規定に基づき、審査庁の許可を得て、又は審査庁の求めに応じ、当該審査請求手続に参加人として参加した利害関係人（審査請求人と相反する利害関係である場合）をいう。
 - (3) 請求者（請求者が(1)又は(2)である場合を除く。）
 - (4) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が(1)又は(2)である場合を除く。）
- 6 第2項第2号は、審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者が審査請求を提起している場合において、請求者が参加人になっていない場合に、参加の機会を与えることを目的として通知するものである。
- 7 第2項第3号は、請求者が開示決定等を不服として、その取消し等を求めた場合に、当該取消し等に関し利害関係を有することが明らかである第三者に対し、参加人として参加の機会を与えることを目的として通知するものである。
- 8 審査会は、諮問に対し速やかに調査、審議し、答申をするよう努めなければならない。
- 9 諮問庁は、審査会の答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。「尊重して」とは、答申には法的拘束力はないが、特段の事情がない限り、答申どおりの裁決を行うことを予定しているものである。

【運用】

- 1 審査請求が不適法であり却下する場合は、審査会への諮問は不要であるが、審査請求書を見たのみでは審査請求が適法であるか判断できないような場合は、審査会に諮問するものとする。また、審査請求ができる処分には、却下処分も含まれる。却下処分は非開示決定処分、非訂正決定処分又は非利用停止決定処分の一種であるため、審査会への諮問が必要である。
- 2 審査請求の手続については、実施機関（処分庁等）が消防長である場合については市長に対する審査請求に、他の実施機関については当該実施機関に対する審査請求になる。

- 3 審査請求には、処分の執行停止の効力は生じない。したがって、開示決定に対して反対の意思を表明するために審査請求を行ったとしても、執行停止等の手続がされない限り、開示されることとなる。
- 4 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の行政処分については、審査請求前置主義が採られていないので、審査請求を行うことなく、直ちに取消訴訟等を提起することが可能である。
- 5 審査請求書については、行政不服審査法に規定する以下の事項を確認するものとする。
- (1) 処分についての審査請求書
- ア 審査請求の年月日
 - イ 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所（押印を含む。）
 - ウ 審査請求に係る処分の内容
 - エ 審査請求に係る処分があつたことを知つた年月日
 - オ 審査請求の趣旨及び理由
 - カ 処分庁の教示の有無及びその内容
- (2) 不作為についての審査請求
- ア 審査請求の年月日
 - イ 審査請求人の氏名及び住所又は居所（押印を含む。）
 - ウ 不作為に係る公開請求の内容及び年月日
- なお、審査請求書は、実施機関が消防長の場合には、正副2通を提出しなければならない。
- 6 実施機関は、第36条第1項各号に該当する場合を除き、審査請求のあつた日の翌日から起算して30日以内に審査会に諮問しなければならないものとする。
- 7 実施機関が第三者に照会することなく当該第三者に関する情報を開示する決定を行つた場合、開示に反対の意思を有するが反対意見書を提出する機会が与えられなかつた第三者が存在することが考えられる。この場合において、実施機関が当該第三者の存在を把握しているときは、諮問庁は行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する第13条第2項の規定に基づき、当該第三者に参加人として参加の機会を与えるため、連絡することが適当である。
- 8 諒問庁は、審査会から第36条第4項の答申があつたときは、次の期間内に審査請求に係る裁決を行わなければならないものとする。
- (1) 実施機関が行った開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等が妥当であるとの答申にあつては、答申があつた日の翌日から起算して30日以内
- (2) その他の答申にあつては、答申があつた日の翌日から起算して60日以内

関 係 規 則 及 び 要 綱

【京都市個人情報保護条例施行規則】

(情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書)

第21条 条例第36条第2項の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通

知書（第29号様式）により行うものとする。

【京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱】

第9 審査請求があつた場合の取扱い

1 審査請求の受付

- (1) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する処分、又は開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為について、審査請求があつた場合は、原則として、情報化推進室で審査請求書の提出を受け、審査請求に対する裁決を所管する所属（以下「裁決所管課」という。）に送付するものとする。
- (2) 審査請求書には、行政不服審査法に規定する事項の記載及び押印がなければならぬ。

2 裁決所管課における検討

裁決所管課は、情報化推進室から審査請求書の送付を受けた場合は、当該審査請求について、適法であることを確認するとともに、関係する課等及び情報化推進室との協議の結果を参考にして検討するものとする。

3 審査会への諮問

裁決所管課は、審査請求が不適法である場合、又は2に定める検討によって審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）、個人情報の訂正をすることとする場合若しくは個人情報の利用停止することとする場合を除き、審査会に諮問しなければならない。却下決定は、請求を拒否し、請求に係る個人情報の全部を開示しない、個人情報の訂正をしない又は個人情報の利用停止をしない決定であるため、諮問が必要である。

なお、審査会への諮問は、情報化推進室を経由して行うものとする。

4 審査請求人等への通知

裁決所管課は、諮問を行った場合は、速やかに審査請求人及び参加人、開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）並びに当該個人情報の開示に対し反対意見書を提出した第三者に対し、審査会に対して諮問を行った旨を情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（施行規則第29号様式）により通知するものとする。

5 審査会からの答申の取扱い

- (1) 裁決所管課は、審査会から答申があつたときは、速やかに、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決に係る手続を行うものとする。
- (2) 裁決所管課は、審査請求に対する裁決を行ったときは、裁決書の謄本を審査請求人及び参加人に送付するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。この場合において、裁決が審査請求の全部又は一部を認容するものであるときは、開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）にも裁決書の謄本を送付するものとする。

第37条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第37条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

- 1 本条は、審査請求が提起されている場合において、第三者に関する情報が記録されている個人情報について、当該第三者の意思に反して開示する旨の裁決をするときは、裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くとともに、当該第三者に対し、開示を行う裁決をした旨等を文書により通知すること等により、争訟を提起する機会を付与することについて定めたものである。
- 2 第三者に関する情報を開示する旨の裁決が行われた場合は、当該第三者の権利利益が損なわれる。そこで、条例第22条第3項の規定を準用し、第三者の権利利益を保護するものである。
- 3 第1号は、第三者に関する情報に係る開示決定に対し、当該第三者から審査請求が提起されたが、当該審査請求が却下又は棄却され、結果として当該第三者に関する情報が開示されることとなる場合において、第22条第3項の規定を準用した手続を定めたものである。開示決定に直接の利害関係を有しない第三者からの審査請求は不適法であり、却下されることになるが、当該利害関係の有無は、最終的には訴訟において判断される余地を確保すべきであり、本号では審査請求適格を有しないことを理由とした却下も対象となる。
- 4 第2号は、第三者に関する情報を非開示とする旨の決定（第三者に関する情報の部分を非開示とする一部開示決定を含む。）に対し、審査請求が提起された結果、当該決定内容が変更され、当該第三者に関する情報が開示されることとなる場合においても、当該第三者である参加人が反対の意思を表示しているときは、第22条第3項の規定を準用した手続を定め、第三者に司法上の救済の機会を与えるものである。

【運用】

- 1 第2号の「第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合」とは、第三者が参加人として、諮詢手続において、諮詢庁又は審査会に対し、当該個人情報の開示に反対の旨の口頭意見陳述又は意見書の提出を行っている場合を意味する。速やかな開示の実施を求める審査請求人の立場も考慮し、原処分を行う過程で、第三者が反対意見書を提出している場合であっても、第36条第2項の規定により諮詢をした旨の通知が行われたにもかかわらず、当該第三者が参加人として参加していないときは、本条の規定は適用されないこととなる。
- 2 開示決定等を取り消す裁決については、原処分庁において、再度開示請求に対する開示・非開示の決定を行うことになるので、第22条第3項の規定が直接適用される。なお、このような場合で、原処分が行われる際に反対意見書を提出せず、その後審査請求手続にお

いて参加人となり初めて反対の意思を表示した第三者には、第22条第3項の規定は直接適用されないが、このような第三者についても、本条の趣旨に鑑み、同項の手続に準じた取扱いをすることが適当である。

関係規則及び要綱

【京都市個人情報保護条例施行規則】

(審査請求人等に関する情報の開示実施日等通知書)

第22条 条例第37条において準用する第22条第3項の規定による通知は、審査請求に対する裁決に基づく開示実施日等通知書（第30号様式）により行うものとする。

【京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱】

6 第三者情報を開示する場合の取扱い

第三者情報が記録されている個人情報について、諮詢手続において表示された当該第三者の意思に反して開示する旨の裁決をするときは、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 当該第三者に対し、審査請求に対する裁決に基づく開示実施日等通知書（施行規則第30号様式）により通知するものとする。
- (2) 裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。

第5章 雜則

第38条 苦情の処理

(苦情の処理)

第38条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

【趣旨】

- 1 「個人情報の取扱いに関する苦情」には、個人情報の利用、提供等に関する様々な苦情が想定され、これらについては、訴訟等によるよりも、むしろ苦情処理によって簡易迅速な解決を図ることが適當なものが少なくない。本条は、実施機関の行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があった場合の実施機関の責務について定めたものである。
- 2 本条の苦情は、実施機関が行う個人情報の取扱い全般にわたり、また、その申出者に制限はないものである。
- 3 「処理するよう努めなければならない」とは、必要に応じ調査、検討等を行い、申出者に対する説明や、苦情の趣旨、内容に即した解決に努めることう。
- 4 苦情処理は、個人の権利利益を保護し、個別案件の解決を図るという側面に加えて、個人情報保護制度の改善に資するという側面もあるので、これらについては迅速かつ適切に対応しなければならない。

第39条 費用の負担

(費用の負担)

第39条 この条例の規定による請求及び申出に係る手数料は、徴収しない。

2 第23条第2項の規定により個人情報が記録されている公文書の写しの交付（電磁的記録については、これに準じるものとして市長が定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付（電磁的記録については、これに準じるものとして市長が定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。

【趣旨】

- 1 本条第1項は、この条例に基づく自己情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手数料を徴収しないことを定めたものである。
- 2 第2項は、写しの作成及び送付については、直接経費の支出が必要であることから、その実費を請求者の負担とすることを定めたものである。

【運用】

開示請求者が病気その他やむを得ない理由で来庁することが困難であるため公文書の写しの交付を送付により行う場合は、所管課等は、写しの作成に要する費用及び当該写しの送付に要する費用（切手の額面等）を事前に開示請求者に口頭等により通知し、開示請求者から現金書留等により写しの作成に要する費用及び当該写しの送付に要する費用（切手の額面等）の納付を受ける。（原則として、所管課等の職員が情報化推進室へ納入し、領収書を受け取る。）、所管課等から領収書と共に当該公文書の写しを開示請求者に送付する。

なお、領収書及び当該公文書の写しを送付する場合には、開示請求者以外の者に送付されることのないよう、本人限定受取郵便による送付をするものとする。

関係規則及び要綱

【京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱】

第5 個人情報の開示事務

5 個人情報の開示の実施

(2) 個人情報の開示の実施

エ 費用の納入

公文書の写しを交付する際は、その作成に要する費用を次表のとおり徴収するものとする。

公文書の写しの作成の方法	費用
電子複写機による写し (A3判, A4判, B4判又はB5判)	1枚につき10円 (用紙の両面に複写した場合は、1枚につき20円)
フルカラー電子複写機による写し (A3判, A4判, B4判又はB5判)	1枚につき100円 (用紙の両面に複写した場合は、1枚につき200円)
リーダープリンタによりプリントアウトしたもの	1枚につき10円
上記以外の方法により写しを作成した場合	実費
録音カセットテープ(記録時間60分から120分まで)に複写したもの	1巻につき200円
ビデオカセットテープ(VHS方式記録時間120分から180分まで)に複写したもの	1巻につき350円
フロッピーディスク(2HD)に複写したもの	1枚につき100円
光ディスク(CD-R)に記録したもの	1枚につき200円
光ディスク(DVD-R)に記録したもの	1枚につき240円

才 公文書の写しの交付を送付により行う場合は、所管課等は、写しの作成に要する費用及び当該写しの送付に要する費用（切手の額面等）を事前に開示請求者に口頭等により通知し、開示請求者から現金書留等により写しの作成に要する費用及び当該写しの送付に要する費用（切手の額面等）の納付を受けた後に（原則として、所管課等の職員が情報化推進室へ納入し、領収書を受け取る。）、所管課等から領収書と共に当該公文書の写しを開示請求者に送付する。

なお、写しの送付については、開示請求者が病気その他やむを得ない理由で来庁することが困難な場合に限り認めるものとする。

カ 上記ウ及び才の規定にかかわらず、本市が設立した地方独立行政法人が保有する公文書の写しの作成に要する費用の納入事務については、当該地方独立行政法人が行うものとする。

第40条 他の制度等との調整

(他の制度等との調整)

第40条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報
 - (2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
 - (3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
 - (4) 統計法第29条第1項の規定により行政機関（同法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）が提供を受けた行政記録情報（同条第10項に規定する行政記録情報をいう。）に含まれる個人情報
- 2 法令（京都市情報公開条例を除く。）に次に掲げる事項に関する規定があるときは、その定めるとところによる。
- (1) 個人情報（特定個人情報を除く。次号において同じ。）が記録されている物の閲覧又は縦覧
 - (2) 個人情報が記録されている物又はその謄本、抄本その他の写しの交付
 - (3) 個人情報の訂正
 - (4) 個人情報の利用停止
- 3 第6条第4項、第7条、第8条第3項、第10条第2項、第11条、第3章及び第4章の規定は、本市の職員並びに本市が設立した地方独立行政法人の役員及び職員の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準じる事項に関する個人情報については、適用しない。

【趣旨】

- 1 本条は、この条例の適用を受けない個人情報について定めるとともに、法令又は条例に個人情報の閲覧、縦覧、訂正、利用停止に関する定めがある場合の調整について定めたものである。
- 2 第1項各号は、統計法において所要の措置を講じることとされている統計調査等に係る個人情報との調整について規定したものである。
統計法に基づき収集される調査票等に係る個人情報については、統計処理され、個人情報が識別されない形で使用されることが前提とされていること、目的外使用の制限その他統計調査の秘密保護などのための規定が整備され、厳しい管理の下に運用されていることなどから、この条例を適用しないこととしたものである。
- 3 第2項は、個人情報の閲覧等の手続が法令に定められている場合は、当該法令との調整を図る必要があるため、当該個人情報の閲覧等については、この条例は、適用しない旨を定めたものである。
- 4 行政機関個人情報保護法第25条は、他の法令により開示が定められており、かつその開示の方法が行政機関個人情報保護法によるときと同一である場合には、同法に基づく開示を行わないこととしている。

これに対し、番号法第30条第1項においては、行政機関個人情報保護法第25条を適

用除外とし、行政機関に対し、他の法令による開示の実施との重複を認めるよう規定している。

これは、番号制度では、特定個人情報等を閲覧できるウェブサイト（マイナポータル）を通じて、自己の個人情報を閲覧できるようになり、マイナポータルによる開示の方が、即時に情報が開示されるなど利便性が高いことが想定されるため、番号法では、他の法令等により同一の方法での開示が認められる場合にもマイナポータルによる開示を認めるとしているものである。

これを受け、条例第40条第2項第1号及び第2号において、特定個人情報については、「他の制度との調整」の適用除外としている。これは「調整は行わない」、すなわち、条例第40条第2項では「個人情報の閲覧等の手続が法令に定められている場合には、個人情報保護条例による個人情報開示請求はできない」としているところ、特定個人情報については、他の制度（マイナポータルを利用した「情報提供等記録表示」「自己情報表示」）で閲覧・開示されるものであっても、条例に基づく個人情報開示請求ができる、とするものである。

よって、本人は、①マイナポータルの利用②個人情報保護条例に基づく個人情報開示請求のいずれも選択することができる。

5 法令から情報公開条例を除いたのは、自己の個人情報については、個人情報保護条例、情報公開条例のいずれでも請求できることとしたものである。

6 第3項は、この条例は、本来、市民のプライバシーの保護を目的とするものであり、市の職員並びに本市が設立した地方独立行政法人の役員及び職員の人事、給与、服務、福利厚生等に関する個人情報は、専ら使用者としての実施機関と被用者としての職員等との関係に基づく市又は地方独立行政法人の内部管理に係る事務に関するものであることから、これらについては、審議会への報告、市長への個人情報取扱事務の届出、審議会の意見聴取、開示請求、訂正請求、利用停止請求などの規定は適用しない旨を定めたものである。

【運用】

1 自己の個人情報については、この条例又は情報公開条例のいずれでも請求できることとしたが、情報公開条例では自己の個人情報であっても非公開となる場合があるので、条例間の適切な運用を行うため、自己の個人情報については、この条例に基づく開示請求をしてもらうよう窓口において指導するものとする。

2 法令において、閲覧等の期間を制限している場合の当該期間終了後における閲覧等については、この条例を適用するものとする。

〔法令に閲覧等の定めがあるものの例〕

・閲覧、縦覧の定めがあるもの

　火葬台帳、靈園墓籍簿（墓地、埋葬等に関する法律）

　都市公園管理台帳（都市公園法）

　建築計画概要書（建築基準法）

　戸籍簿（戸籍法）

　住民基本台帳（住民基本台帳法）

　土地・家屋価格等縦覧帳簿（地方税法）

- 選挙人名簿抄本、選挙人名簿登録者一覧表（公職選挙法）
- 小作台帳（農地法）
- ・写しの交付の定めがあるもの
- 戸籍簿（戸籍法）
- 住民票、戸籍の附票（住民基本台帳法）
- ・訂正の定めがあるもの
- 戸籍簿（戸籍法）
- 住民基本台帳（住民基本台帳法）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）

（他の法令による開示の実施との調整）

第25条 行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）

（行政機関個人情報保護法等の特例）

第三十条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第23条（第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、行政機関個人情報保護法第8条第2項第2号から第4号まで及び第25条の規定は適用しないものとし、…（以下略）

第41条 市長の調整

(市長の調整)

第41条 市長は、必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、個人情報の保護に関して報告を求め、又は助言することができる。

【趣旨】

- 1 本条は、本市として統一的に条例を運用していく必要があるため、地方自治法上の統轄代表者である市長が、その調整機能を果たすことを定めたものである。
- 2 報告の要求及び助言の内容は、個人情報の保護に関することである限り、条例の解釈、運用、個人情報の一般的な取扱基準、具体的な事案の処理の方針等あらゆる事項に及び得る。

第42条 運用状況の公表

(運用状況の公表)

第42条 市長は、毎年1回、この条例の規定に基づく個人情報の保護に関する制度の各実施機関における運用の状況を取りまとめて、公表するものとする。

【趣旨】

本条は、個人情報保護制度に対する市民の理解と信頼を深めるとともに、制度のより適正な運用が図られるようにするために、その運用状況を定期的に公表する旨を定めたものである。

【運用】

市長は、毎年1回、この条例に基づく個人情報取扱事務の届出件数、開示、訂正、利用停止の請求件数及び審査請求件数並びにその処理状況等を取りまとめて公表するものとする。

関係規則及び要綱

【京都市個人情報保護条例施行規則】

(運用状況の公表)

第22条 条例第42条の規定による個人情報の保護に関する制度の運用の状況の公表は、市役所及び区役所の掲示場に掲示することにより行う。

第43条 出資法人の個人情報の保護に関する措置

(出資法人の個人情報の保護に関する措置)

第43条 本市が資本金、基本金その他これらに準じるものをお出资する法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）であつて、別に定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのつとり、個人情報を保護するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項に規定する必要な措置を講じるよう指導に努めなければならない。

【趣 旨】

- 1 第1項は、市が出資している法人のうち、市長が定める法人については、この条例の趣旨にのつとり、個人情報の保護のための必要な措置を講じるよう努めなければならないことを定めたものである。
- 2 市が出資する法人も、第4条の規定（事業者の責務規定）が適用されるが、これらの法人のうち、市が関与している度合いが大きく、市政とかかわりの深い業務を行つており、実質的に、市と一体になって市政を進めているものについては、市に準じた適切な個人情報の保護措置を講じることが望ましいことから、特に本条を定めたものである。
- 3 「必要な措置」とは、個人情報の保護に関する内部管理規程を設けたり、個人情報の保護の重要性を職員に認識させるための研修を行うことなどをいう。
- 4 第2項は、実施機関に対し、その所管する出資法人が個人情報の保護に係る必要な措置を講じることについて、指導する責務を定めたものである。

【運 用】

出資法人に対しては、出資法人における個人情報の保護に関する規程＜モデル規程＞を示して、個人情報の保護に関する内部管理規程の整備を強く指導していくものとする。

関 係 規 則 及 び 要 約

【京都市個人情報保護条例施行規則】

(出資法人)

第24条 条例第43条第1項に規定する別に定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準じるもののが4分の1以上を出資している法人で、当該法人に対し本市が行っている以上の出資を行っているものがないものとする。

第44条 委任

(委任)

第44条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関する必要な事項は、市長が定める。

【趣旨】

本条は、この条例において別に定めることとされている事項及び条例を施行するに際して必要な事項は市長が定めることとしたものである。

【運用】

本条に基づき、京都市個人情報保護条例施行規則が定められた。

また、京都市個人情報保護条例施行規則第25条の規定により、京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱が定められているが、同要綱の第10において、同要綱に定めるもののほか、本市が設立した地方独立行政法人が保有する個人情報の保護に関する事務の取扱いについて必要な事項は、当該地方独立行政法人が定めることとしている。

関係規則及び要綱

【京都市個人情報保護条例施行規則】

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、政策推進担当局長が定める。

【京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱】

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、本市が設立した地方独立行政法人が行う個人情報の保護に関する事務の取扱いについて必要な事項は、当該地方独立行政法人が定めるものとする。

第6章 罰則

第45条 刑罰①

第45条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) 実施機関の職員等又は実施機関の職員等であった者
 - (2) 第13条第2項に規定する受託業務等に従事している者又は従事していた者
- 2 前項において「個人情報ファイル」とは、公文書（前項第2号に掲げる者が受託業務等に関して作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該者が組織的に用いるものとして、個人情報取扱事務受託者等が保有しているものを含む。次条において同じ。）に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の当該個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をいう。

【趣旨】

1 本章は、不正に個人情報を提供した者等に対する罰則を定めたものである。個人番号を取り扱う事務については、番号法第9章の罰則の規定も適用される。

2 「実施機関の職員等」とは、実施機関の職員及び本市が設立した地方独立行政法人の役員である。

地方独立行政法人以外の実施機関にあっては、実施機関の職員は、地方公務員法第3条に規定する一般職の職員及び特別職の職員である。ただし、市会にあっては、議員を除く（第2条第7号参照）。特別職の範囲については、地方公務員法第3条第3項第1号から第6号までに列挙されている。1号に該当するものとしては、市長、副市長、農業委員、選挙管理委員、監査委員、人事委員、教育委員、固定資産評価員、固定資産評価審査委員などがある。2号に該当するものとしては、社会教育委員、国民健康保険運営協議会委員、民生委員推薦会委員、地方自治法第202条の3による地方公共団体の執行機関の附属機関の委員などがある。民生委員は地方公務員であり、地方公務員法第3条第3項第2号に該当する特別職である。また、市政協力委員（市政情報の配布、市民要望の取次ぎなど、いわゆる市と市民との連絡員としての職務を有し、一定額の手当が支給されている者）は、非常勤の特別職の地方公務員と考えられる。

また、「受託業務等に従事している者又は従事していた者」とは、実施機関が委託した業務に従事している者又はしていた者、及び指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者又はしていた者をいい、実施機関が事務事業の実施に関し個人情報の取扱いを委託等している場合、個人情報の保護を徹底するには受託業務等の従事者等に対しても実施機関の職員と同様の厳しい規律を確保する必要があることから本条の対象とした。実施機関から業務を受託した事業者が、その一部を再委託した場合の再委託先の業務従事者は、ここには含まれない。

3 「正当な理由がないのに」とは、具体的には、条例第8条第1項の規定に違反して提供了した場合や、受託事業者の業務従事者が条例第13条に基づく契約の取決めに違反して提供了した場合等である。

4 「個人の秘密」とは、個人に関する事実であって、一般に知られていない事実であるこ

と（非公知性）と、他人に知られないことについて相当な利益があること（秘匿の必要性）の双方の要件を具備するものである。

また、これらの要件を具備していれば、提供した相手が当該「個人の秘密」を知っていたとしても、罪が成立することがあり得る。

- 5 「個人情報ファイル」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもののことである。

構成要件において、電算処理ファイルのみを対象としているのは、電算処理ファイルの提供がマニュアル処理ファイルと比較して、大量、高速処理、結合や検索の容易性といった特性から、漏えいした場合、データ・マッチング等による個人の権利利益の侵害のおそれが大きいからである。

なお、マニュアル処理ファイルに含まれる「個人の秘密」の漏えいは、地方公務員法の守秘義務違反により処罰し得る。

- 6 「提供したとき」には、電算処理ファイルをオンラインで送付すること、電算処理ファイルをダウンロードしたディスクをオフラインで手渡すことを含むだけでなく、「個人の秘密」に該当する事項が表示されたパソコン画面をアクセス権限のない者が自由に閲覧できる状態で放置することを含むため、不作為によることもあり得る。

- 7 「2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金」としているのは、地方公務員の守秘義務違反に対する罰則は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金であるが、電算処理ファイルの不正な提供による被害が甚大になり得るものであり、市政に対する住民の信頼を著しく損なうものであることから、刑を重くしている。

なお、当該罰則の量刑は、住民基本台帳ネットワークの本人確認情報に関する守秘義務違反に対する罰則との均衡も考慮している。

- 8 「その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む」には、データベースを自分のCD、DVD等にダウンロードすること等が「複製」に該当し、データベースの内容から必要なデータ（レコード）や項目（フィールド）のみを抽出すること等が「加工」に該当する。

【他罪との関係】

- 1 本条の罪の対象となる実施機関の職員等が一般職の地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員である場合、地方公務員法の秘密漏洩罪（地方公務員法第60条第2号）等と本条の罪とは、講学上の法条競合（特別関係）の関係と考えられ、本条の罪が成立するときは地方公務員法等の秘密漏洩罪は成立しない。
- 2 個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理された個人情報ファイルは、通例では、業務に関して知り得た個人情報を含むため、そのような電子計算機処理された個人情報ファイルを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、本条と第46条との両方の構成要件を満たすことになる（観念的競合）。
- 3 第47条の罪を犯して実施機関の内部にある電子計算機処理された個人情報ファイルを収集し、これを他に提供した場合は、本条の罪も成立し、両罪は併合罪となる。他方、第47条の罪を犯して実施機関の外部から収集したものは、本条にいう電子計算機処理された個人情報ファイルには該当しないことから、これを他に提供しても本条の罪とはならない。

第46条 刑罰②

第46条 前条第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

【趣旨】

1 「その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報」とは、その業務を行うことにより知り得たということであり、たとえ担当外の事項であっても業務に関連して知り得たものは含まれる。「業務」とは、過去に従事した業務か、現在従事している業務かを問わない。

また本条の場合、個人情報ファイルに限定されていないので、個人情報ファイル以外の情報を含み、かつ組織共用の個人情報に限定している。

なお、公文書に記録されている個人情報の中には、個人の秘密に関わるもの、若しくは関わらないもの、又は電子計算機処理されているもの、若しくはされていないものなど、様々なものがあるが、その内容・形態は問わない。

2 「不正な利益」とは、社会的に不正と評価される利益を言い、経済的利益のみならず精神的利益も含まれる。

3 「提供し、又は盗用したとき」のうち「提供」は、第三者が利用できる状態に置くことであり、例えば名簿業者に売却する場合などである。

また、「盗用」は盗み利用することであり、例えば受託事業者が市立病院のカルテに記録された氏名・住所を利用して、兼業している健康食品会社のダイレクトメールを発送する場合などである。

4 第45条においては、「正当な理由がないのに」提供する行為に刑罰を科しているのに対して、本条では提供行為のうち当罰性の高い「不正な利益を図る目的」を要件としている。これは、前者が個人の秘密に属する事項が記載された電算処理ファイルのみを対象としているのに対し、後者は保有する個人情報全般を対象としていることによる。

5 本条は、秘密に当たらない個人情報も含むため、侵害を被る法益は秘密の漏示・盗用罪の場合より小さい場合を含むが、他方において、不正な利益を図る目的で提供・盗用することを要件としているため、行為の悪質性という面では、一般の秘密の漏示・盗用罪の場合より重大なものを含むことになる。このようなことから、秘密の漏示・盗用に対する刑罰として最も多い1年以下の懲役又は50万円以下の罰金としている。

6 第3条（実施機関等の責務）との関係

本条の罪の対象となる行為は、特に当罰性の高い行為である自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用する行為とされており、不正な利益を図る等の意図が存在することを要件としている。一方、第3条はこのような意団が積極的に存在することを求めていない。したがって、第3条に違反する行為であっても、本条が適用されない場合もあり得る。この場合であっても、第3条違反を理由として懲戒処分がなされ得ることから、公務の適正な執行の確保と個人情報の保護は可能である。

【他罪との関係】

- 1 本条の罪の対象となる実施機関の職員等が一般職の地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員である場合、公文書に記録された個人情報のうち個人の秘密に該当するもののを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供した場合は、本条と地方公務員法の秘密漏洩罪等の両方の構成要件を満たすことになる（観念的競合）。
- 2 第47条の罪を犯して公文書に記録された個人情報に該当する個人の秘密を収集して、その秘密（個人情報）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用したときは、両罪は併合罪となる。

第47条 刑罰③

第47条 実施機関の職員等がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

【趣旨】

- 1 本条は、職権濫用による犯罪であるので、主体は「実施機関の職員等」に限定しており、事務処理を委託された者は含んでいない。また、職権濫用は職員等である間のみ可能であることから、「職員等であった者」は含んでいない。
- 2 「職権」とは、職員等が有する職務権限である。「職権を濫用」するとは、当該職務権限を違法・不当に行使すること、又は職権行使に仮託して違法・不当な行為を行うことを意味する。
- 3 「専らその職務の用以外の用に供する目的で」とは、当該職員等の職務と全く無関係な目的に利用することを意味し、第46条の場合と異なり、自己又は第三者の不正な利益を図る目的であるかは問わないので、単に好奇心を満足させる目的の場合も含む。
本条は、実質的な法益侵害が顕在化する前の収集段階における罰則であること、人の行為を介在させない場合においても処罰するものであるため、真に刑罰を科すに値する行為のみに対象を限定する必要があることから、当該要件を附加している。
- 4 「収集したときは」の「収集」とは、文書等の有形の媒体を集める意思をもって自己の占有のもとに置くことをいう。文書をコピー機で複写して写しを占有したり、個人情報ファイルを自分のフロッピーディスクに複写したりすることも「収集」に当たる。「閲覧」することによって、情報の内容を知ることのみでは「収集」に当たらない。人から収集する場合と、人を介しないで電子計算機等から収集する場合の両方を含む。複数の職員等が共用するキャビネット内の文書を取り出したり、共用データベースの端末を操作して電磁的記録を取り出す行為は、「収集」に当たる。
なお、収集する文書等の量は問わないので、一人の個人の秘密に属する事項が記録された文書等を集めた場合も「収集」に該当する。
- 5 「1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金」としているのは、実施機関内部の個人の秘密の収集行為は、個人の秘密の漏示・盗用の前段階の態様とみることができ、個人の秘密の漏示・盗用に対する罰則の中で最も多いのは1年以下の懲役又は50万円以下の罰金であることを考慮したものである。

【他罪との関係】

公務員職権濫用罪（刑法第193条）との関係については、同罪は、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害することを構成要件としているため、公務員がその職権を濫用して、人を介しないで収集する場合は同罪の対象とならない。人を介して収集する場合は、同罪の対象となり得る。後者の場合、同罪と本条の罪の両方の構成要件を満たすこととなる（観念的競合）。

第48条 刑罰の適用区域

第48条 前3条の規定は、京都市の区域以外の区域においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

【趣旨】

- 1 本条は、京都市域以外で条例第45条から第47条までの罪を犯した者にも、各条に規定する刑罰を適用するものである。
- 2 京都市が制定する条例における刑罰の適用地域は、京都市域とするのが原則であるが、京都市域外の事業所で個人情報を取り扱っている職員を処罰できないのは不合理であること、法条競合や観念的競合の関係になる地方公務員法の守秘義務違反との均衡を失すること、さらに、情報通信ネットワークの広域化により、瞬時に京都市域外に情報を送ることが可能であり、市域外で罪を犯した者を処罰しなければ刑罰の実効性が減少することなどにより、適用地域を京都市域外にも広げている。

第49条 過料

第49条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

【趣旨】

- 1 本条は、不正な手段で個人情報の開示を受けた者に行政上の秩序罰である過料を科すことによって、開示請求権の適正な行使を担保しようとするものである。
- 2 「偽りその他不正の手段」とは、他人の身分証明書を用いて他人になりすまし、開示請求を行うような場合である。
- 3 過料は、非訟事件手続法第119条により、過料に処せられるべき者の住所地の地方裁判所によって科されることになる。

【番号法第9章】罰則

- 第48条 個人番号利用事務等（中略）に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、4年以下の懲役若しくは2,000,000円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第49条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、3年以下の懲役若しくは1,500,000円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第50条 第25条（第26条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、3年以下の懲役若しくは1,500,000円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第52条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。
- 第53条 第34条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第54条 第35条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
- 第56条 第48条から第52条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

【趣旨】

番号法の刑罰規定のうち、実施機関の職員等に適用されるものは、おおむね上記のとおりである。

【他罪との関係】

- 1 個人番号を取り扱う事務について、条例と番号法の罰則のどちらの要件も満たす場合は、より重い番号法の罰則が適用される。
- 2 条例第45条と番号法第48条、条例第46条と番号法第49条、条例第47条と番号法第52条は、対象を「個人情報」（条例）、「特定個人情報・個人番号」（番号法）としている以外、ほぼ同様の要件となっている。（ただし、番号法第48条における「特定個人情報ファイル」は電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものだけを指すのではなく、容易に検索することができるよう体系的に構成された紙のファイルも含まれる点で、条例第45条とは異なる。）
- 3 第48条及び第49条は、罰則の適用対象者を「個人番号利用事務等に従事する者又は

従事していた者」としており、条例の罰則とは異なり、委託先の職員だけでなく、再委託先の職員や本市への派遣職員にも適用される。

4 番号法第25条では、「情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は濫用してはならない。」と定められている。第55条は、この規定に違反した場合の罰則を定めたものである。

5 番号法第34条では、個人情報保護委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、違反を是正するために必要な措置をとるよう勧告し、勧告に従わなかった場合又は勧告がなされていなくても緊急に措置をとる必要がある場合は是正命令を行うことができると定められている。第53条は、この命令に違反した場合の罰則を定めたものである。

ここで「法令」とは、番号法に限らず、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法その他の法令も含まれるが、条例は含まれない。したがって、本手引で触れた番号法第19条、第20条等の規定に違反し、その後の個人情報保護委員会の命令に従わなかったものは本条により罰せられることになる。

6 番号法第35条では、個人情報保護委員会は、特定個人情報を取り扱うものその他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、報告又は資料の提出を求め、又は委員会の職員が立入検査をし、特定個人情報の取扱いに関し質問をし、帳簿書類その他の物件を検査することができると定められている。第54条は、この個人情報委員会の報告又は立入検査を妨げる行為についての罰則を規定したものである。

4 条例、規則、要綱等

- ・京都市個人情報保護条例(全改正規定施行後(平成29年7月18日))
- ・京都市個人情報保護条例施行規則(平成29年5月30日時点)
- ・京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱(平成29年5月30日時点)
- ・「類型処理」に関する説明
- ・個人情報の開示に関する事務のフロー図
- ・審査請求に関する事務のフロー図
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

京都市個人情報保護条例（全改正規定施行後（平成29年7月18日施行））

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条～第13条）
- 第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求（第14条～第34条）
- 第4章 審査請求（第35条～第37条）
- 第5章 雜則（第38条～第44条）
- 第6章 罰則（第45条～第49条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、基本的人権を擁護するうえで個人情報の保護が重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護及び市政の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報で、個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分（同法第26条前段において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (4) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び市会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (5) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他市長が定める処理を除く。
- (6) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (7) 公文書 実施機関の職員等（実施機関の職員（市会にあっては、事務局の職員。第45条及び第47条において同じ。）及び本市が設立した地方独立行政法人の役員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員等が組織的に用いるものとして、当該実施機関（市会にあっては、議長。第3章（第16条第4号を除く。）及び第4章において同じ。）が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 図書館その他本市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性に関する事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員等又は実施機関の職員等であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報の収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令（条例を含む。以下同じ。）に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失その他の事由により、本人から収集することができないとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務を処理する場合において、本人から個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができず、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生じると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報、人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報並びに病歴、遺伝子に関する情報その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 個人情報取扱事務の性質上当該個人情報が欠くことができないものであると認められるとき。

4 実施機関は、第2項第7号又は前項第2号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称及び目的

(2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

(3) 個人情報の対象者の範囲

- (4) 個人情報の項目
 - (5) 個人情報の収集先
 - (6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
 - (7) 次条第1項ただし書の規定に基づく個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先の名称
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告に係る事項について、実施機関に対し、意見を述べることができる。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えて、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 実施機関は、第1項第5号の規定により個人情報を利用し、又は提供しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えて、特定個人情報を当該実施機関内で利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的を超えて特定個人情報（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）を利用することができる。
- 3 実施機関は、前項の規定により特定個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(提供先に対する措置要求)

第9条 実施機関は、他の実施機関以外のものに個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は個人情報の適切な取扱いについて必要な措置を講じることを求めなければならない。

(電子計算機処理の制限)

第10条 実施機関は、第6条第3項に規定する個人情報及び犯罪に関する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、個人情報取扱事務に関し、新たに個人情報（出版、報道等により公にされている個人情報を除く。次条において同じ。）の電子計算機処理をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならぬ。

（電子計算機の結合の制限）

第11条 実施機関は、当該実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、通信回線その他の方法により電子計算機を結合してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるとき

（個人情報の適正な管理）

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるため、個人情報管理責任者を置かなければならぬ。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

（個人情報取扱事務の委託に伴う措置）

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託しようとするとき（地方自治法第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときを含む。）は、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者及び地方自治法第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者の指定を受けて公の施設の管理を行う者（以下「個人情報取扱事務受託者等」という。）は、受託した業務及び当該管理の業務（以下「受託業務等」という。）に関する個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（適用の除外）

第13条の2 この章の規定は、市会議員が市会の構成員として行う個人情報の収集、利用及び提供、電子計算機処理並びに個人情報取扱事務については、適用しない。ただし、議長の職務に係るものについては、この限りでない。

第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求

（個人情報の開示の請求）

第14条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録された自己の個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報の開示を請求する場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。次条第2項並びに第16条第1号及び第2号において「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人が反対の意思を表示したとき。

(2) 開示請求により本人の権利利益を明らかに害すると認められるとき。

（開示請求の手続）

第15条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実

施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、開示請求書を提出する際、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（個人情報の開示義務）

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 第14条第2項の規定により本人に代わって開示請求をした代理人に対して開示することにより、当該本人の権利利益を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者（第14条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号並びに第22条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該個人が識別され、又は識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 法人（本市、国、他の地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人並びにこれらに準じる団体（以下「本市等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。
 - ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- (4) 法人等又は開示請求者以外の個人が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、法人等又は当該個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。
 - ア 事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - イ 違法又は不当な事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- (5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報
- (6) 本市等又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 本市等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 評価、診断、判断、選考、指導、相談その他これらに類する事務に関し、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人その他の本市、国及び他の地方公共団体に準じる団体に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 法令の規定により明らかに開示することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき國の行政機関等から開示してはならない旨の個別かつ具体的な指示(地方自治法第245条第1号へに掲げる指示その他これに類する行為をいう。)がある情報

(個人情報の部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、遅滞なく、その旨を京都市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。

(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し別に定める事項を文書により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条第1項の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示をしない旨の決定（以下「非開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨を文書により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による個人情報の一部を開示する旨の決定又は非開示決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。この場合において、将来、当該個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨及び開示することができる時期を併せて示さなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 開示決定及び非開示決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項の期間内に開示決定等をすることができないときは、当該期間をその満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、その旨並びに延長する理由及び期間を文書により通知し

なければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第21条 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるときは、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすることができる。この場合において、実施機関は、同条第1項の期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第22条 実施機関は、開示決定等をする場合において、開示請求に係る個人情報に本市等及び開示請求者以外のもの（以下この条、第36条及び第37条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該情報に係る第三者に対し、当該情報の内容その他別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第16条第2号ただし書、第3号ただし書又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他別に定める事項を文書により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を文書により通知しなければならない。

(開示の実施等)

第23条 実施機関は、第19条第1項の規定により個人情報の開示をする旨の決定をしたときは、遅滞なく、開示請求者に対し、当該決定に係る個人情報の開示をしなければならない。

2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、開示請求に係る個人情報が公文書に記録されていないときは、文書によりその旨を通知するものとする。

(1) 文書又は図画に記録されている個人情報 個人情報が記録されている文書又は図画の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録に記録されている個人情報 個人情報が記録されている電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して市長が定める方法

3 実施機関は、前項本文に規定する方法により個人情報の開示をする場合において、当該公文書を閲覧に供することにより当該公文書の保存に支障が生じると認めるとき、その他必要があると認めるときは、当該公文書の閲覧に代えて、その写しを閲覧に供することができる。

4 第15条第2項の規定は、前2項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

(個人情報の訂正の請求)

第24条 公文書に記録されている自己の個人情報の内容に事実についての誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

(訂正請求の手続)

第25条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 請求する訂正の内容及び訂正請求の理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 訂正請求書には、請求する訂正の内容が事実に合致することを証する資料を添付しなければならない。

3 第15条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(個人情報の訂正義務)

第26条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第27条 実施機関は、訂正請求があったときは、必要な調査をしたうえ、当該請求があつた日の翌日から起算して30日以内に、当該請求に係る個人情報の訂正をする旨又はしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、第25条第4項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正をする旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、当該訂正請求に係る個人情報を訂正したうえ、その旨を文書により訂正請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の訂正をしない旨の決定をしたときは、その旨及びその理由を文書により訂正請求者に通知しなければならない。

4 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

(訂正決定等の期限の特例)

第28条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び同条第4項において準用する第20条第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすることができる。この場合において、実施機関は、前条第1項の期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(個人情報の提供先への通知)

第29条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録の提供先にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分（同法第26条前段において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を文書により通知しなければならない。

(個人情報の利用停止の請求)

第30条 公文書に記録されている自己の個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に掲げる措置を請求することができる。

- (1) 第6条第1項、第2項若しくは第3項又は番号法第20条の規定に違反して収集されたものであるとき 当該個人情報の消去

(2) 第8条第1項若しくは第2項若しくは第8条の2の規定に違反して利用され、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止

(3) 第8条第1項若しくは第2項又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第14条第2項の規定は、前項各号に掲げる措置（以下「利用停止」という。）の請求について準用する。
(利用停止請求の手続)

第31条 利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 請求する利用停止の内容及び利用停止請求の理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 第15条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(個人情報の利用停止義務)

第32条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、第30条第1項第2号の規定による利用の停止の請求に係る個人情報を容易に区分して除くことができるときは、当該個人情報の消去をもって当該利用の停止に代えることができる。
(利用停止請求に対する決定等)

第33条 実施機関は、利用停止請求があったときは、必要な調査をしたうえ、当該請求があつた日の翌日から起算して30日以内に、当該請求に係る個人情報の利用停止をする旨又はしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、第31条第3項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨を文書により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を文書により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部の利用停止をし、又は個人情報の一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、個人情報の全部又は一部の利用停止をしなければならない。

5 前項の規定により利用停止をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨を文書により通知しなければならない。

6 第20条第2項の規定は、利用停止決定等について準用する。

(利用停止決定等の期限の特例)

第34条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び同条第6項において準用する第20条第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすることができる。この場合において、実施機関は、前条第1項の期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第35条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第36条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅延なく、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとするとき。
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとするとき。
- 2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項本文に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 3 第1項の規定による諮問があつたときは、審査会は、速やかに調査し、及び審議するように努めなければならない。
- 4 諮問庁は、当該諮問に係る答申があつたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第37条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雜則

(苦情の処理)

第38条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があつたときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

(費用の負担)

第39条 この条例の規定による請求及び申出に係る手数料は、徴収しない。

2 第23条第2項の規定により個人情報が記録されている公文書の写しの交付（電磁的記録については、これに準じるものとして市長が定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付（電磁的記録については、これに準じるものとして市長が定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度等との調整)

第40条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報
(同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)に含まれる個人情報
 - (2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
 - (3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
 - (4) 統計法第29条第1項の規定により行政機関(同法第2条第1項に規定する行政機関をいう。)が提供を受けた行政記録情報(同条第10項に規定する行政記録情報をいう。)に含まれる個人情報
- 2 法令(京都市情報公開条例を除く。)に次に掲げる事項に関する規定があるときは、その定めるところによる。
- (1) 個人情報(特定個人情報を除く。次号において同じ。)が記録されている物の閲覧又は縦覧
 - (2) 個人情報が記録されている物又はその謄本、抄本その他の写しの交付
 - (3) 個人情報の訂正
 - (4) 個人情報の利用停止
- 3 第6条第4項、第7条、第8条第3項、第10条第2項、第11条、第3章及び第4章の規定は、本市の職員並びに本市が設立した地方独立行政法人の役員及び職員の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準じる事項に関する個人情報については、適用しない。
- (市長の調整)

第41条 市長は、必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、個人情報の保護に関して報告を求め、又は助言することができる。

(運用状況の公表)

第42条 市長は、毎年1回、この条例の規定に基づく個人情報の保護に関する制度の各実施機関における運用の状況を取りまとめて、公表するものとする。

(出資法人の個人情報の保護に関する措置)

第43条 本市が資本金、基本金その他これらに準じるものをお資する法人(本市が設立した地方独立行政法人を除く。)であって、別に定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報を保護するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項に規定する必要な措置を講じるよう指導に努めなければならない。

(委任)

第44条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

第45条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) 実施機関の職員等又は実施機関の職員等であった者
 - (2) 第13条第2項に規定する受託業務等に従事している者又は従事していた者
- 2 前項において「個人情報ファイル」とは、公文書(同項第2号に掲げる者が受託業務等に関して作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該者が組織的に用いるものとして、個人情報取扱事務受託者等が保有しているものを含む。次条において同じ。)に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の当該個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をいう。

第46条 前条第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第47条 実施機関の職員等がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第48条 前3条の規定は、京都市の区域以外の区域においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第49条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

(平成6年3月10日規則第99号で平成6年4月1日から施行)

(関係条例の廃止)

2 京都市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例(以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

4 第10条第2項の規定は、実施機関が、この条例の施行前に、それぞれ、旧条例第4条第3項又は第7条第1項第4号の規定により旧条例に規定する京都市個人情報保護審議会(以下「旧審議会」という。)の意見を聴いたときは、適用しない。

5 第11条ただし書の規定の適用については、実施機関がこの条例の施行前に旧条例第8条第1項第2号又は第2項の規定により旧審議会の意見を聴いたときは、第12条ただし書の規定により審議会の意見を聴いたものとみなす。

(地方独立行政法人の設立に伴う経過措置)

6 地方独立行政法人(本市が設立するものに限る。以下同じ。)の設立の日の前日において現に本市が行っている業務のうち、当該地方独立行政法人がその設立の日以後行うものに係る個人情報(以下「引継個人情報」という。)について、当該地方独立行政法人の設立の時において実施機関と当該地方独立行政法人との間で行われる個人情報の収集及び提供については、第6条(第1項を除く。)及び第8条の規定は、適用しない。

7 地方独立行政法人の設立の日前に、引継個人情報に関して実施機関に対してされた開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下「開示請求等」という。)であって、その設立の日前に実施機関が開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等をしていないものは、その設立の日以後は、当該地方独立行政法人に対してされた開示請求等とみなす。

8 地方独立行政法人の設立の日前に、引継個人情報に関して実施機関がした開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等は、その設立の日以後は、当該地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等とみなす。

9 地方独立行政法人の設立の日前に、引継個人情報に関して実施機関に対してされた第35条第1項の規定による是正の申出(以下「是正申出」という。)であって、その設立の日前に実施機関が同条第5項の規定による通知をしていないものは、その設立の日以後は、当該地方独立行政法人に対してされた是正申出とみなす。

10 附則第6項から前項までに規定するもののほか、地方独立行政法人の設立の日前に、引継個人情報に関して、この条例の規定に基づき実施機関がした行為又は実施機関に対してされた行為は、その設立の日以後は、この条例の規定に基づき当該地方独立行政法人がした行為又は当該地方独立行政法人に対してされた行為とみなす。

附 則(平成21年12月22日条例第29号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(京都市情報公開審査会及び京都市個人情報保護審査会の廃止並びに京都市情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市個人情報保護条例第39条に規定する京都市個人情報保護審査会（以下「京都市個人情報保護審査会」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、京都市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について京都市個人情報保護審査会がした調査及び審議の手続は、京都市情報公開・個人情報保護審査会がした調査及び審議の手続とみなす。

(秘密を守る義務に関する経過措置)

5 京都市個人情報保護審査会又は京都市個人情報保護審議会の委員であった者については、この条例による改正前の京都市個人情報保護条例第42条（第53条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成23年3月23日条例第50号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第52号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（関係条例の一部改正に伴う経過措置）

5 この条例による改正後の京都市個人情報保護条例第46条の規定の適用については、京都市会情報公開審査会の委員であった者は、同条第1項第1号に規定する職員であった者とみなす。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月26日条例第186号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第51号）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中第10条及び第11条の改正規定 公布の日

（2） 第1条の規定（第10条及び第11条の改正規定を除く。）及び次項の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行の日

（平成27年10月5日）

（3） 附則第3項及び第5項の規定 京都市個人情報保護条例等の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第40号）の公布の日

（4） 第2条並びに附則第4項、第6項及び第7項の規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

（平成29年5月30日）

（経過措置）

2 第1条の規定による改正前の京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定による是正の申出については、同条第4項及び第5項の規定は、番号法の施行の日以後も、なおその効力を有する。

附 則（平成28年3月30日条例第40号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 実施機関（京都市個人情報保護条例第2条第4号又は京都市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関（市会にあっては、議長）をいう。以下同じ。）の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の処分又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月30日条例第33号）

この条例は、京都市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第39号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日（平成29年7月18日）から施行する。ただし、第30条の改正規定は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。

京都市個人情報保護条例施行規則（平成31年4月1日時点）

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(電子計算機処理に該当しない処理)

第2条 条例第2条第5号に規定する市長が定める処理は、次の各号に掲げる処理とする。

- (1) 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
- (2) 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(個人情報取扱事務開始届等)

第3条 条例第7条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務開始届（第1号様式）により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務変更・廃止届（第2号様式）により行うものとする。

(個人情報開示請求書)

第4条 条例第15条第1項に規定する開示請求書は、個人情報開示請求書（第3号様式）とする。

(本人であること等を証明するために必要な書類)

第5条 条例第15条第2項（条例第23条第4項、第25条第3項、第31条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する本人であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものは、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 健康保険の被保険者証
- (2) 運転免許証
- (3) 旅券
- (4) 在留カード又は特別永住者証明書
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード
- (6) 前各号に掲げるもののほか、条例第14条第1項、第24条第1項又は第30条第1項の規定による請求をしようとする者の氏名及び住所が記載されている書類で総合企画局政策推進担当局長（以下「政策推進担当局長」という。）が定めるもの

2 条例第15条第2項に規定する代理人であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

- (1) 代理人が個人である場合 次に掲げる書類

ア 当該代理人に係る前項第1号から第5号までに掲げる書類のいずれか又は当該代理人の氏名及び住所が記載されている書類で政策推進担当局長が定めるもの

イ 法定代理人にあっては、本人の戸籍の謄本若しくは抄本又は後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書その他政策推進担当局長が定める書類

ウ 本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）にあっては、本人から委任を受けたことを証する書類及び次のいずれかの書類（その写しを含む。）

(ア) 当該本人に係る前項第1号から第5号までに掲げる書類のいずれか

(イ) 当該本人の氏名及び住所が記載されている書類で政策推進担当局長が定めるもの

- (2) 代理人が法人である場合 次に掲げる書類

ア 当該代理人の代表者の資格を証する書類

- イ 当該代理人の代表者若しくはその委任を受けた者であつて、実施機関に請求書を提出し、若しくは実施機関から個人情報の開示を受けるもの（以下「代表者等」という。）に係る前項第1号から第5号までに掲げる書類のいずれか又は代表者等の氏名及び住所が記載されている書類で政策推進担当局長が定めるもの
- ウ 当該代理人の代表者から委任を受けた者が実施機関に請求書を提出し、又は実施機関から個人情報の開示を受ける場合にあっては、当該代表者から委任を受けたことを証する書類
- エ 法定代理人にあっては、前号イの書類
- オ 任意代理人にあっては、前号ウの書類

（任意代理人から特定個人情報の開示請求があった場合における本人への通知）

第6条 実施機関は、任意代理人から特定個人情報の開示の請求があつたときは、その旨を本人に通知して、当該請求が本人の意思に基づくものでない場合にその意思を表示する機会を与えなければならない。

2 前項の規定による通知は、任意代理人による特定個人情報の開示請求に関する通知書（第4号様式）により行うものとする。

（個人情報開示決定通知書等）

第7条 条例第19条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部の開示をする旨の決定をした場合 個人情報開示決定通知書（第5号様式）
 - (2) 個人情報の一部の開示をする旨の決定をした場合 個人情報一部開示決定通知書（第6号様式）
- 2 条例第19条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。
- (1) 個人情報の全部の開示をしない旨の決定をした場合 個人情報非開示決定通知書（第7号様式）
 - (2) 条例第18条第1項の規定により開示請求を拒否する旨の決定をした場合 個人情報開示請求拒否決定通知書（第8号様式）
 - (3) 開示請求に係る個人情報を保有していないことにより開示しない旨の決定をした場合 不存在による個人情報非開示決定通知書（第9号様式）

（個人情報開示決定等期間延長通知書）

第8条 条例第20条第2項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書（第10号様式）により行うものとする。

（個人情報開示決定等期間特例延長通知書）

第9条 条例第21条の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書（第11号様式）により行うものとする。

（個人情報の開示に関する照会書等）

第10条 実施機関は、条例第22条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に意見書を提出する機会を与えようとするときは、その旨を個人情報の開示に関する照会書（第12号様式）により、当該第三者に通知しなければならない。

2 条例第22条第1項又は第2項に規定する意見書は、個人情報の開示に関する意見書（第13号様式）とする。

3 条例第22条第3項の規定による通知は、個人情報の開示に関する決定通知書（第14号様式）により行うものとする。

（写し等の交付部数等）

第11条 条例第23条第2項の規定に基づき、写し又は次項第1号から第3号（同号イに限る。）までに掲げる

電磁的記録に係る記録媒体の交付の方法により個人情報の開示をする場合における当該写し又は記録媒体の交付部数は、個人情報の開示請求に係る公文書1件につき1部とする。

2 条例第23条第2項第2号に規定する市長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第3号イに定める方法にあっては、開示請求に係る電磁的記録の全部を開示する場合において、開示請求をしたもののが希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができるときに限る。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取又は録音カセットテープ（記録時間が60分から120分までであるものに限る。）に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープ（VHSの方式による記録時間が120分から180分までであるものに限る。）に複写したものの交付
- (3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法のいずれか
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
 - イ 当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は当該電磁的記録を幅90ミリメートルのプロッピーディスク若しくは直径120ミリメートルの光ディスクに複写したものの交付

（個人情報訂正請求書）

第12条 条例第25条第1項に規定する訂正請求書は、個人情報訂正請求書（第15号様式）とする。

（個人情報訂正通知書等）

第13条 条例第27条第2項の規定による通知は、個人情報訂正通知書（第16号様式）により行うものとする。

2 条例第27条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部の訂正をしない旨の決定をした場合 個人情報非訂正決定通知書（第17号様式）
- (2) 個人情報の一部の訂正をしない旨の決定をした場合 個人情報一部非訂正決定通知書（第18号様式）

（個人情報訂正決定等期間延長通知書）

第14条 条例第27条第4項において準用する条例第20条第2項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書（第19号様式）により行うものとする。

（個人情報訂正決定等期間特例延長通知書）

第15条 条例第28条の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（第20号様式）により行うものとする。

（個人情報提供先訂正通知書）

第16条 条例第29条の規定による通知は、個人情報提供先訂正通知書（第21号様式）により行うものとする。

（個人情報利用停止請求書）

第17条 条例第31条第1項に規定する利用停止請求書は、個人情報利用停止請求書（第22号様式）とする。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第18条 条例第33条第2項の規定による通知は、個人情報利用停止決定通知書（第23号様式）により行うものとする。

2 条例第33条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

(1) 個人情報の全部の利用停止をしない旨の決定をした場合 個人情報非利用停止決定通知書（第24号様式）

(2) 個人情報の一部の利用停止をしない旨の決定をした場合 個人情報一部非利用停止決定通知書（第25号様式）

3 条例第33条第5項の規定による通知は、個人情報利用停止通知書（第26号様式）により行うものとする。

（個人情報利用停止決定等期間延長通知書）

第19条 条例第33条第6項において準用する条例第20条第2項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書（第27号様式）により行うものとする。

（個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書）

第20条 条例第34条の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（第28号様式）により行うものとする。

（情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書）

第21条 条例第36条第2項の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（第29号様式）により行うものとする。

（審査請求人等に関する情報の開示実施日等通知書）

第22条 条例第37条において準用する条例第22条第3項の規定による通知は、審査請求に対する裁決に基づく開示実施日等通知書（第30号様式）により行うものとする。

（運用状況の公表）

第23条 条例第42条の規定による個人情報の保護に関する制度の運用の状況の公表は、市役所及び区役所の掲示場に掲示することにより行う。

（出資法人）

第24条 条例第43条第1項に規定する別に定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準じるもの の4分の1以上を出資している法人で、当該法人に対し本市が行っている以上の出資を行っているものがないものとする。

（補則）

第25条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、政策推進担当局長が定める。

附 則 （抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日規則第73号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第61号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 抄（平成24年7月6日規則第18号）

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

（外国人登録証明書に関する経過措置）

2 次に掲げる規定（以下この項において「対象規定」という。）の適用については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「改正法」という。）附則第15条第1項の規定により在留カードとみなされる外国人登録証明書（同条第2項に規定する有効期間内のものに限る。）は対象規定に掲げる在留カードと、改正法附則第28条第1項の規定により特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書（同条第2項に規定する有効期間内のものに限る。）は対象規定に掲げる特別永住者証明書とみなす。

- (2) 第10条の規定による改正後の京都市個人情報保護条例施行規則第5条第1項第4号、
第3号様式、第14号様式、第21号様式及び第28号様式

附 則（平成26年3月31日規則第194号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第105号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月5日規則第37号）

（施行期日）

1 この規則中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条及び次項の規定は平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第20条第1項に規定する住民基本台帳カード（同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失ったものを除く。）については、第2条の規定による改正後の京都市個人情報保護条例施行規則第5条第1項第5号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月30日規則第85号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第98号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月16日規則第22号）

この規則は、京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第51号）第2条の規定の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第75号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第111号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

居人情報取務事撥報務始開

卷之三

備考の欄には、次の事項を記入すること。
注 (1) その他(※1～※3)の□内にレ印を記入した場合は、その説明
 (2) その他参考となる事項

第2号様式(第3条関係)

個人情報取扱事務 変更 届
廃止

個人情報取扱事務を所掌する組織の名称		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 廃止
変更又は廃止の年月日	年 月 日	
個人情報取扱事務の名称		
変更の内容	変更前	
	変更後	

注 該当する□には、印を記入すること。

第3号様式（第4条関係）

1 本人又は法定代理人用

個人情報開示請求書

(宛先) 実施機関の名称		年 月 日
請求者	<input type="checkbox"/> 本人	住所（法定代理人が法人である場合は、主たる事務所の所在地）
	<input type="checkbox"/> 法定代理人	氏名（法定代理人が法人である場合は、名称及び代表者名）
		電話 —

京都市個人情報保護条例第14条 <input type="checkbox"/> 第1項 <input type="checkbox"/> 第2項 の規定により個人情報の開示を請求します。	
本人	住所
人氏名	電話 —
開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名又は当該個人情報の内容	
個人情報の開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付
※本人又は法定代理人であることを確認した書類	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 戸籍の謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 本人の欄は、請求者が本人である場合は、記入する必要はありません。
- 4 開示請求に際しては、本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

2 特定個人情報に係る任意代理人用

個人情報開示請求書

(宛先) 実施機関の名称	年 月 日
請求者 (代理人)	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 —

京都市個人情報保護条例第14条第2項の規定により特定個人情報の開示を請求します。		
本人	住所	
	氏名	電話 —
開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名又は当該特定個人情報の内容		
特定個人情報の開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付	
※任意代理人であることを確認した書類	<input type="checkbox"/> 本人の委任状	
	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ()	
※本人に関する書類	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ()	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

3 開示請求に際しては、本人の任意代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

第4号様式（第6条関係）

任意代理人による特定個人情報の開示請求に関する通知書

様	年　月　日
	実施機関の名称

年　　月　　日付けて、あなたの代理人 あなたの特定個人情報の開示請求がありましたので、京都市個人情報保護条例施行規則第6条の規定により通知します。 この開示請求が、あなたの意思に基づくものでない場合は、 日までに次の連絡先に申し出てください。 なお、上記の期限までに申出がない場合は、開示請求に係る手続を進めることとなります。 (連絡先)	年　　月 様から、
電話	—

第5号様式（第7条関係）

個人情報開示決定通知書

京都市指令〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、京都市個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり個人情報を開示することを決定したので通知します。	
開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
個人情報の開示の日時	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
個人情報の開示の場所	
個人情報の開示の方法	
担当部局	電話 —

注1 該当する□には、レ印がしております。

2 個人情報の開示を受ける際には、この通知書と本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

(教示) この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、実施機関（実施機関が消防長である場合は京都市長）に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長＊となります。）。

*実施機関ごとに訴訟についての権限を有するものの名称を記載してください。

第6号様式（第7条関係）

個人情報一部開示決定通知書

京都市指令〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、京都市個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。	
開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
個人情報の開示の日時	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 午後
個人情報の開示の場所	
個人情報の開示の方法	
個人情報の一部の開示をしない理由	京都市個人情報保護条例第16条第 号に該当 〔 〕
担当部局	電話 —
備考	

注1 該当する□には、レ印がしております。

2 個人情報の開示を受ける際には、この通知書と本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

(教示) この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、実施機関（実施機関が消防長である場合は京都市長）に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長＊となります。）。

*実施機関ごとに訴訟についての権限を有するものの名称を記載してください。

第7号様式（第7条関係）

個人情報非開示決定通知書

京都市指令〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、京都市個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。	
開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
個人情報の開示をしない理由	京都市個人情報保護条例第16条第 号に該当
担当部局	電話 —
備考	

(教示) この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、実施機関（実施機関が消防長である場合は京都市長）に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において京都市を代表するものは、京都市長*となります。)。

*実施機関ごとに訴訟についての権限を有するものの名称を記載してください。

第8号様式（第7条関係）

個人情報開示請求拒否決定通知書

京都市指令〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、京都市個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示請求を拒否することを決定したので通知します。	
開示請求書に記載されている公文書の件名又は個人情報の内容	
開示請求を拒否する理由	
担当部局	電話 —

(教示) この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、実施機関（実施機関が消防長である場合は京都市長）に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において京都市を代表するものは、京都市長*となります。)。

*実施機関ごとに訴訟についての権限を有するものの名称を記載してください。

第9号様式（第7条関係）

不 存 在 に よ る 非 開 示 決 定 通 知 書

京都市指令〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、次のとおり当該開示請求に係る個人情報を保有していないため、京都市個人情報保護条例第19条第2項の規定により、開示しないことを決定したので通知します。	
開示請求書に記載されている公文書の件名又は個人情報の内容	
開示請求に係る個人情報を保有していない理由	
担当部局	電話 —

(教示) この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、実施機関（実施機関が消防長である場合は京都市長）に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において京都市を代表するものは、京都市長*となります。)。

*実施機関ごとに訴訟についての権限を有するものの名称を記載してください。

第10号様式（第8条関係）

個人情報開示決定等期間延長通知書

〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、京都市個人情報保護条例第20条第2項の規定により、同条第1項の規定による期間を延長したので通知します。	
開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
延長する理由	
当初の開示決定等の期限	年 月 日
延長後の開示決定等の期限	年 月 日
担当部局	電話 —

第11号様式（第9条関係）

個人情報開示決定等期間特例延長通知書

〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、京都市個人情報保護条例第21条の規定により、同条例第20条第1項の規定による期間を延長したので通知します。	
開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
特例延長する理由	
当初の開示決定等の期限	年 月 日
開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期限	年 月 日
上記の期限内に開示決定等をする部分	
残りの個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
担当部局	電話 —

第12号様式（第10条関係）

個人情報の開示に関する照会書

〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

<p>次の公文書に記録されている個人情報について、京都市個人情報保護条例第14条の規定による個人情報の開示請求がありました。</p> <p>この開示請求に係る個人情報には、あなた（貴団体）に関する情報も含まれており、当該個人情報を開示すれば、あなた（貴団体）に関する情報も開示することとなります。</p> <p>この開示請求に係る個人情報の開示決定等について御意見があれば、別紙「個人情報の開示に関する意見書」により、 年 月 日までに回答してください。</p>	
開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
開示請求に係る個人情報に記録されているあなたの（貴団体）に関する情報の内容	
担当部局	電話 —

第13号様式（第10条関係）

個人情報の開示に関する意見書

(宛先) 実施機関の名称	年　　月　　日
住所又は居所（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地）	氏名（法人その他の団体にあっては、名称並びに代表者名及び担当者名） (担当者名) 電話番号 (　　) —

年　　月　　日付け第　　号で照会がありましたことについて、回答します。	
開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
<input type="checkbox"/> 私（本団体）に関する情報を開示しても支障がない。 <input type="checkbox"/> 私（本団体）に関する情報を開示することには支障がある。 支障がある部分	
理由	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第14号様式（第10条関係）

個人情報の開示に関する決定通知書

〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付け第 号で照会しましたあなた（貴団体）に関する情報が記録されている個人情報の開示請求について、次のとおり個人情報を開示することを決定しましたので、京都市個人情報保護条例第22条第3項の規定により通知します。	
開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
開示する個人情報に記録されているあなた（貴団体）に関する情報	
開示の決定をした理由	
個人情報を開示する日	年 月 日
担当 部 局	電話 —

第15号様式（第12条関係）

1 本人又は法定代理人用

個 人 情 報 訂 正 請 求 書

(宛先) 実施機関の名称		年 月 日
請求者	<input type="checkbox"/> 本人	住所（法定代理人が法人である場合は、主たる事務所の所在地）
	<input type="checkbox"/> 法定代理人	氏名（法定代理人が法人である場合は、名称及び代表者名） 電話 —

京都市個人情報保護条例第24条 <input type="checkbox"/> 第1項 <input type="checkbox"/> 第2項において準用する同条例第14条第2項 の規定により個人情報の訂正を請求します。		
本人	住所	
氏名		電話 —
訂正請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名		
請求する訂正の内容		
訂正請求の理由		
※本人又は法定代理人であることを確認した書類	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 戸籍の謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 本人の欄は、請求者が本人である場合は、記入する必要はありません。
- 4 請求する訂正の内容が事実に合致することを証する資料を添付してください。
- 5 訂正請求に際しては、本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

2 特定個人情報に係る任意代理人用

個 人 情 報 訂 正 請 求 書

(宛先) 実施機関の名称		年 月 日
請 求 者 (代 理 人)	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)	
	電話 —	

京都市個人情報保護条例第24条第2項において準用する同条例第14条第2項の規定により特定個人情報の訂正を請求します。		
本 人	住 所	
	氏 名	電話 —
訂正請求に係る特定個人情報が記録されている公文書の件名		
請求する訂正の内容		
訂 正 請 求 の 理 由		
※任意代理人であることを確認した書類	<input type="checkbox"/> 本人の委任状	
	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証	<input type="checkbox"/> 運転免許証
※本人に関する書類	<input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書	
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証	
	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
	<input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書	
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> その他 ()

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 請求する訂正の内容が事実に合致することを証する資料を添付してください。
- 4 訂正請求に際しては、本人の任意代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

個人情報訂正通知書

京都市指令〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けであった個人情報の訂正請求について、京都市個人情報保護条例第27条第1項の規定により次のとおり個人情報を訂正することを決定し、これに基づいて訂正したので、同条第2項の規定により通知します。	
訂正請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
訂 正 の 内 容	
訂 正 し た 日	年 月 日
担 当 部 局	電話 —

第17号様式（第13条関係）

個人情報非訂正決定通知書

京都市指令〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けであった個人情報の訂正請求について、京都市個人情報保護条例第27条第1項の規定により次のとおり個人情報の全部を訂正しないことを決定したので、同条第3項の規定により通知します。	
訂正請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
訂正をしない理由	
担当部局	電話 —

(教示) この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、実施機関（実施機関が消防長である場合は京都市長）に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長*となります。）。

*実施機関ごとに訴訟についての権限を有するものの名称を記載してください。

第18号様式（第13条関係）

個人情報一部非訂正決定通知書

京都市指令〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けであった個人情報の訂正請求について、京都市個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部を訂正せず、その他の部分を訂正することを決定し、これに基づいて訂正したので、同条第3項の規定により通知します。	
訂正請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
訂 正 の 内 容	
訂正をしない部分	
訂 正 し た 日	年 月 日
訂正をしない理由	
担 当 部 局	電話 —

(教示) この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、実施機関（実施機関が消防長である場合は京都市長）に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長＊となります。）。

*実施機関ごとに訴訟についての権限を有するものの名称を記載してください。

第19号様式（第14条関係）

個人情報訂正決定等期間延長通知書

〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けであった個人情報の訂正請求について、京都市個人情報保護条例第27条第4項において準用する同条例第20条第2項の規定により、同条例第27条第1項の規定による期間を延長したので通知します。	
訂正請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
延長する理由	
当初の訂正決定等の期限	年 月 日
延長後の訂正決定等の期限	年 月 日
担当部局	電話 —

第20号様式（第15条関係）

個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けであった個人情報の訂正請求について、京都市個人情報保護条例第28条の規定により、同条例第27条第1項の規定による期間を延長したので通知します。	
訂正請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
特例延長する理由	
当初の訂正決定等の期限	年 月 日
特例延長後の訂正決定等の期限	年 月 日
担当部局	電話 —

第21号様式（第16条関係）

個人情報提供先訂正通知書

〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

あなた（貴団体）に提供した次の個人情報について、京都市個人情報保護条例第29条の規定により、次のとおり訂正したので通知します。	
あなた（貴団体）に提供した訂正に係る個人情報の内容及び当該個人情報が記録されている公文書の件名	
訂 正 の 内 容	
訂 正 し た 日	年 月 日
担 当 部 局	電話 —

第22号様式（第17条関係）

1 本人又は法定代理人用

個人情報利用停止請求書

(宛先) 実施機関の名称		年 月 日
請求者	<input type="checkbox"/> 本人	住所（法定代理人が法人である場合は、主たる事務所の所在地）
	<input type="checkbox"/> 法定代理人	氏名（法定代理人が法人である場合は、名称及び代表者名）
		電話 —

京都市個人情報保護条例第30条 <input type="checkbox"/> 第1項 <input checked="" type="checkbox"/> 第2項において準用する同条例第14条第2項の規定 <input type="checkbox"/> 消去 により、個人情報の <input type="checkbox"/> 利用の停止を請求します。 <input type="checkbox"/> 提供の停止		
本人	住所	
	氏名	電話 —
利用停止請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名		
請求する利用停止の内容		
利用停止を請求する理由		
※本人又は法定代理人であることを確認した書類	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券	
	<input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 戸籍の謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()	

注1 該当するには、レ印を記入してください。

- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 本人の欄は、請求者が本人である場合は、記入する必要はありません。
- 4 利用停止請求に際しては、本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

2 特定個人情報に係る任意代理人用

個 人 情 報 利 用 停 止 請 求 書

(宛先) 実施機関の名称		年 月 日
請 求 者 (代 理 人)	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)	
	電話 —	

京都市個人情報保護条例第30条第2項において準用する同条例第14条第2項の規定		
<input type="checkbox"/> 消去 により、特定個人情報の□利用の停止を請求します。 <input type="checkbox"/> 提供の停止		
本 人	住 所	
	氏 名	電話 —
利用停止請求に係る特定個人情報が記録されている公文書の件名		
請求する利用停止の内容		
利用停止を請求する理由		
※任意代理人であることを確認した書類	<input type="checkbox"/> 本人の委任状	
	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券	
	<input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書	
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ()	
※本人に関する書類	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券	
	<input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書	
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ()	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

3 利用停止請求に際しては、本人の任意代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

第23号様式（第18条関係）

個人情報利用停止決定通知書

京都市指令〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けであった個人情報の利用停止請求について、京都市個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり個人情報の <input type="checkbox"/> 利用の停止 をすること <input type="checkbox"/> 提供の停止 を決定したので、同条第2項の規定により通知します。	
利用停止請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
利用停止の内容	
担当部局	電話 —

注 該当する□には、レ印がしてあります。

第24号様式（第18条関係）

個人情報非利用停止決定通知書

京都市指令〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けであった個人情報の利用停止請求について、京都市個人 情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり個人情報の全部の <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 利用の停止 をし <input type="checkbox"/> 提供の停止 ないことを決定したので、同条第3項の規定により通知します。	
利用停止請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
利用停止をしない理由	
担当部局	電話 —

注 該当する□には、レ印がしております。

(教示) この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、実施機関（実施機関が消防長である場合は京都市長）に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長＊となります。）。

*実施機関ごとに訴訟についての権限を有するものの名称を記載してください。

第25号様式（第18条関係）

個人情報一部非利用停止決定通知書

京都市指令〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けであった個人情報の利用停止請求について、京都市個人 <input type="checkbox"/> 消去 情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部の□利用の停止 をせ <input type="checkbox"/> 提供の停止 <input type="checkbox"/> 消去 ず、その他の部分の□利用の停止 をすることを決定したので、同条第3項の規定により通知 <input type="checkbox"/> 提供の停止 します。	
利用停止請求に係る 個人情報が記録され ている公文書の件名	
利用停止の内容	
利用停止をしない 部分	
利用停止をしない 理由	
担当部局	電話 —

注 該当する□には、レ印がしてあります。

(教示) この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、実施機関（実施機関が消防長である場合は京都市長）に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長＊となります。）。

*実施機関ごとに訴訟についての権限を有するものの名称を記載してください。

第26号様式（第18条関係）

個人情報利用停止通知書

〇〇〇第 号

様	年 月 日
実施機関の名称 印	

年 月 日付けであった個人情報の利用停止請求について、年 月 日付けで行った個人情報の <input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 の利用停止をする旨の決定に基づき、次の とおり当該個人情報の <input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 の <input type="checkbox"/> 利用の停止をしたので、京都市個人情報保護条例第33条 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止	
第5項の規定により通知します。	

利用停止請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
利用停止の内容	
利用停止をした日	
担当部局	電話 —

注 該当する□には、レ印がしてあります。

第27号様式（第19条関係）

個人情報利用停止決定等期間延長通知書

〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けであった個人情報の利用停止請求について、京都市個人情報保護条例第33条第6項において準用する同条例第20条第2項の規定により、同条例第33条第1項の規定による期間を延長したので通知します。	
利用停止請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
延長する理由	
当初の利用停止決定等の期限	年 月 日
延長後の利用停止決定等の期限	年 月 日
担当部局	電話 —

第28号様式（第20条関係）

個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けであった個人情報の利用停止請求について、京都市個人情報保護条例第34条の規定により、同条例第33条第1項の規定による期間を延長したので通知します。	
利用停止請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
特例延長する理由	
当初の利用停止決定等の期限	年 月 日
利用停止請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき利用停止決定等をする期限	年 月 日
上記の期限内に利用停止決定等をする部分	
残りの個人情報について利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当部局	電話 —

第29号様式（第21条関係）

1 処分についての審査請求用

情報公開・個人情報保護審査会諮詢通知書

〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けの <input type="checkbox"/> 開示決定等 <input type="checkbox"/> 訂正決定等 <input type="checkbox"/> に対する審査請求について、京都市個 <input type="checkbox"/> 利用停止決定等	
人情報保護条例第36条第1項の規定により、京都市情報公開・個人情報保護審査会に諮詢し ましたので、同条第2項の規定により通知します。	
審査請求に係る処分	
開示請求、訂正請求又は 利用停止請求に係る個人 情報が記録されてい る公文書の件名	
審査請求の内容	
諮詢をした日	年 月 日
担当部局	電話 —

注1 該当する□には、レ印がしてあります。

2 開示請求を拒否し、又は個人情報を保有していないため開示しないこととする京都市個人情報保護条例第19条第2項の規定による決定について審査請求をしているときは、「開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」の欄には、開示請求書に記載されている公文書の件名又は個人情報の内容が記載してあります。

2 開示請求に係る不作為についての審査請求用

情報公開・個人情報保護審査会諮詢通知書

〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けの開示請求に係る不作為に対する審査請求について、京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定により、京都市情報公開・個人情報保護審査会に諮詢しましたので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求書に記載されている公文書の件名又は個人情報の内容	
諮詢をした日	年 月 日
担当部局	電話 —

3 訂正請求又は利用停止請求に係る不作為についての審査請求用

情報公開・個人情報保護審査会諮詢通知書

〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けの <input type="checkbox"/> 訂正請求 <input type="checkbox"/> 利用停止請求 に係る不作為に対する審査請求について、 京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定により、京都市情報公開・個人情報保護審査会に諮詢しましたので、同条第2項の規定により通知します。	
訂正請求又は利用停止請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
審査請求に係る訂正請求又は利用停止請求の内容	
諮詢をした日	年 月 日
担当部局	電話 —

注 該当する□には、レ印がしてあります。

第30号様式（第22条関係）

審査請求に対する裁決に基づく開示実施日等通知書

〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

あなた（貴団体）に関する情報が記録されている個人情報について、次のとおり個人情報を開示することを決定しましたので、京都市個人情報保護条例第37条において準用する同条例第22条第3項の規定により通知します。	
開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
開示する個人情報に記録されているあなた（貴団体）に関する情報	
個人情報を開示する日	年 月 日
担当 部局	電話 一

京都市個人情報の保護に関する事務取扱要綱（平成31年4月1日時点）

第1 趣旨

京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に定める個人情報の保護に関する事務の取扱いは、別に定めがある場合を除き、この要綱の定めるところにより行うものとする。

第2 個人情報取扱事務の届出手続

1 事務を開始する場合の届出手続

- (1) 個人情報取扱事務（以下「事務」という。）の開始の届出は、当該事務を所管している課等（以下「所管課等」という。）の長が、局等の庶務担当課を経由して、個人情報取扱事務開始届（京都市個人情報保護条例施行規則（以下「施行規則」という。）第1号様式。以下「開始届」という。）を総合企画局情報化推進室（以下「情報化推進室」という。）に提出することにより行うものとする。
- (2) 情報化推進室は、開始届が提出されたときは、その記入内容を確認するとともに、必要に応じて、記入事項について、所管課等と協議するものとする。
- (3) 情報化推進室は、提出された開始届に基づき、目録を作成し、情報化推進室に備え置くとともに、各所管課等に送付するものとする。

2 届出に係る事項を変更し、又は届出に係る事務を廃止した場合の届出手続

- (1) 届出に係る事項の変更又は届出に係る事務の廃止の届出は、個人情報取扱事務変更・廃止届（施行規則第2号様式。以下「変更・廃止届」という。）を情報化推進室に提出することにより行うものとする。
- (2) 情報化推進室は、変更・廃止届が提出されたときは、その記入内容を確認するとともに、必要に応じて、記入事項について、所管課等と協議するものとする。
- (3) 情報化推進室は、(2)に定める確認、協議の結果を踏まえ、次の方法により届出に係る事項を変更し、又は届出に係る事務の廃止の手続を行うものとする。

ア 届出に係る事項の変更

届出に係る事項を変更した事務の部分を含む目録を新たに作成したうえで、新たな目録の備考欄に届出事項を変更した年月日及び情報管理課長が適当と認める変更事項を記入し、差し替えるものとする。

イ 届出に係る事務の廃止

「廃止」欄の□にレ印を記入し、備考欄に事務を廃止した年月日を記入するものとする。

- (4) 情報化推進室は、届出に係る事項を変更した場合は、所管課等の長に対し、変更後の目録の写しを送付するものとする。

3 審議会への報告

情報化推進室は、届出に係る事項を記載した目録を作成し、又は届出に係る事項を変更し、若しくは届出に係る事務の廃止処理を行ったときは、届出に係る事項その他必要な事項について、遅滞なく京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。

4 目録の閲覧

目録は、組織順に整理し、総合企画局情報化推進室情報公開コーナー（以下「情報公開コーナー」という。）において一般の閲覧に供するものとする。

5 開始届等の記入事項

(1) 開始届の記入事項

ア 「共通」、「事務所等共通」、「固有」欄について

各実施機関内の各課等において共通に処理している事務の場合は「共通」、各実施機関内の複数の事業所等において共通に処理している事務の場合は「事務所等共通」、各課等において独自に処理している固有の事務の場合は「固有」とし、それぞれ該当する□にレ印を記入するものとする。

イ 「事務を所掌する組織の名称」欄について

共通事務については、「各課等」と記入し、事務所等共通については、「各〇〇事務所」等、当該事務の所管課等が分かるように記入するものとする。

また、固有事務については、当該事務の所管課等の名称を記入するものとする。

ウ 「事務の名称」欄について

具体的かつ簡潔な名称とするものとする。

なお、各事務の単位については、公文書分類表の第3分類、京都市事務分掌規則等を参考に、原則として係単位を更に細分化した単位とするものとする。

エ 「事務の目的」欄について

当該事務の目的、内容が明確に把握できるように記入するものとする。

オ 「個人情報の対象者の範囲」欄について

対象となる個人の範囲、基準を分かりやすく記入するものとする。

カ 「個人情報の項目」欄について

当該事務で取り扱っている個人情報のすべての項目の□にレ印を記入するものとする。

キ 「個人情報の処理形態」欄について

該当する処理形態の□にレ印を記入するものとする。

ク 「個人情報の収集先」欄について

個人情報の収集先が本人である場合は、「本人」の□にレ印を記入し、個人情報の収集先が本人以外の場合は、「本人以外」の□にレ印を記入するとともに、条例第6条第2項の何号に該当するかを記入し、更に該当する収集先の□にレ印を記入するものとする。

ケ 「個人情報の経常的な目的外利用・提供先」欄について

個人情報を経常的に、目的外に利用又は提供することがない場合は、「無」の□にレ印を記入するものとする。

個人情報を経常的に、目的外に利用又は提供している場合は、「有」の□にレ印を記入するとともに、条例第8条第1項の何号に該当するかを記入し、更に該当する利用又は提供先の□にレ印を記入するものとする。

なお、「経常的」とは、「常に」又は「定期的」の意味で、目的外の利用又は提供が常に行われている場合をいい、発生する可能性があるという程度の場合は含まないものとする。

コ 「個人番号の利用・特定個人情報の提供」欄について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用（特定個人情報の機関内での移転）を行う場合は「個人番号の利用」の□内にレ印を記入するものとする。

番号法第19条第9号の規定に基づき、本市の他の機関に特定個人情報の提供を行う場合は「特定個人情報の提供」の□内にレ印を記入するものとする。

サ 「備考」欄について

(ア) 「その他」の□にレ印を記入した場合は、その説明

(イ) その他参考となる事項

を記入するものとする。

(2) 変更・廃止届の記入事項

ア 「届出の区分」欄について

届出に係る内容に応じ、「変更」又は「廃止」の□にレ印を記入するものとする。

イ 「変更又は廃止の年月日」欄について

届出に係る事項を変更し、又は届出に係る事務を廃止した年月日を記入するものとする。

ウ 「変更の内容」欄について

変更の内容が容易に把握できるよう記入するものとする。

エ その他の欄については、開始届に準じて記入するものとする。

第3 個人情報管理責任者

1 個人情報管理責任者

個人情報管理責任者は、実施機関が市長にあっては京都市公文書取扱規程に定める文書管理責任者を、実施機関が市長以外のものにあってはこれに準じるものもって充てるものとする。

2 個人情報管理責任者の責務

個人情報管理責任者は、所属における個人情報の適正な管理について責任を負うとともに、個人情報の保護に関し、所属職員を指揮監督するものとする。

第4 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の窓口等

1 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の窓口

個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の受付は、情報公開コーナーにおいて行うものとする。ただし、本市が設立した地方独立行政法人が保有する個人情報に係る請求の受付は、当該地方独立行政法人においても行うことができるものとする。

2 受付時間

個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

第5 個人情報の開示事務

1 開示請求の相談等

(1) 開示請求の相談

情報化推進室においては、個人情報の開示に係る相談に応じるとともに、開示請求をしようとする者に対しては、その内容が個人情報の開示に係るものであるかどうかを判断し、開示請求をすることができない場合は、その旨を説明する等、適切な対応を行うものとする。

また、条例第2条第7号アただし書により公文書から除外され、開示請求の対象とならない場合及び条例第40条各項に規定する個人情報で、条例の規定が適用されない場合については、その旨を説明する等適切な対応を行うものとする。

(2) 各課等の対応

各課等に、直接、個人情報の開示請求に係る問い合わせ等があった場合は、各課等において開示請求に係る個人情報の有無の確認あるいは特定をしたうえで、情報公開コーナーにおいて開示請求を受け付ける旨を案内するとともに情報公開コーナーに連絡するものとする。

2 開示請求の受付

(1) 本人又は本人の代理人であることの確認

ア 本人であることの確認

開示請求者が当該開示請求に係る個人情報の本人であることの確認は、開示請求者が提出し、又は提示する書類で行うものとするが、その書類とは、施行規則第5条に規定する次の書類である。

なお、開示請求に係る個人情報の本人であることが確認できない場合は、個人情報開示請求書（施行規則第3号様式。以下「開示請求書」という。）を受理することができないものとする。

(ア) 健康保険の被保険者証

(イ) 運転免許証

(ウ) 旅券

(エ) 在留カード又は特別永住者証明書（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第15条第1項又は同法附則第28条第1項により在留カード又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含む。）

(オ) 個人番号カード

(カ) 住民基本台帳カード

(キ) その他請求者の氏名及び住所が記載されている書類で総合企画局政策推進担当局長が定めるもの
「総合企画局政策推進担当局長が定めるもの」は、氏名及び住所の記載のある身分証明書等とする。

イ 本人の法定代理人であることの確認

開示請求者が当該開示請求に係る個人情報の本人の法定代理人であることの確認は、開示請求者が提出し、又は提示する次の書類で行うものとする。

(ア) 法定代理人（法定代理人が法人の場合は、法人の代表者又はその委任を受けた者）に係る上記アの書類

(イ) 本人の戸籍の謄本若しくは抄本、後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書又は後見開始の審判書謄本及び審判確定証明書

(ウ) 法定代理人が法人の場合は、法人の代表者の資格、氏名及び住所が記載された登記事項証明書

(エ) 法定代理人である法人の代表者から委任を受けた者が請求を行う場合は、法人の代表者の委任状及び印鑑証明書

また、アの場合と同様に、開示請求に係る個人情報の本人の法定代理人であることが確認できない場合は、開示請求書を受理することができないものとする。

ウ 本人の任意代理人であることの確認

開示請求者が当該開示請求に係る個人情報の本人の任意代理人であるとの確認は、開示請求者が提出し、又は提示する次の書類で行うものとする。

(ア) 任意代理人（任意代理人が法人の場合は、法人の代表者又はその委任を受けた者）に係る上記アの書類

(イ) 本人の委任状

(ウ) 本人に係る上記アの書類又はその書類を複写機により複写したもの

(エ) 任意代理人が法人の場合は、法人の代表者の資格、氏名及び住所が記載された登記事項証明書

(オ) 任意代理人である法人の代表者から委任を受けた者が請求を行う場合は、法人の代表者の委任状及び印鑑証明書)

また、アの場合と同様に、開示請求に係る個人情報の本人の任意代理人であることが確認できない場合は、開示請求書を受理することができないものとする。

エ 本人の意思確認

代理人による開示請求の場合、条例第14条第2項第1号において、本人が反対の意思を表示したときは開示請求ができないこととされているが、当該本人の意思確認については、次の(2)に掲げる場合を除き、開示請求の段階でなく、条例第16条第1号（被代理人の権利利益を保護するために開示できない被代理人に関する情報）の該当性を判断する中で、必要に応じて行うものとする。

(2) 任意代理人から特定個人情報の開示請求があった場合における本人への通知

任意代理人から特定個人情報の開示の請求があったときは、その旨を任意代理人による特定個人情報の開示請求に関する通知書（施行規則第4号様式）により、本人に通知して、当該開示請求が本人の意思に基づくものでない場合にその意思を表示する機会を与えなければならない。

通知書に記載する申出の期限は、送付する日の翌日から起算して7日後とし、通知書には当該開示請求書の写しを添付するものとする。

期限までに申出がない場合は、請求に係る手続を進めることとし、請求が本人の意思に基づくものではないという申出があった場合は、当該請求を却下することとする。

(3) 個人情報の特定

開示請求に係る個人情報の特定については、開示請求者から、開示請求に係る個人情報の特定に必要な事項を十分聴き取るとともに、所管課等の職員の立会いを求めるなど、所管課等と十分連絡を取ることにより行うものとする。

(4) 開示請求書の提出

原則として、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書1件につき1枚の開示請求書の提出を受けて、開示請求を受け付けるものとする。ただし、同一の所管課等に同一人から複数の開示請求があった場合等は、「開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名又は当該個人情報の内容」欄に記入することができる範囲で、1枚の開示請求書の提出を受けて、開示請求を受け付けるものとする。

(5) 開示請求書の記入事項の確認

ア 「実施機関の名称」欄について

開示請求に係る個人情報に関する事務を所管する実施機関の名称が記入してあること。

イ 「請求者」の区分欄並びに「住所」及び「氏名」欄について

(ア) 本人又は法定代理人用の開示請求書にあっては、開示請求者の区分に応じ、「本人」又は「法定代

理人」の□にレ印が記入であること。

- (イ) 本人又は本人の代理人であることの確認、条例第19条第1項又は第2項に規定する文書（以下「開示決定通知書等」という。）等の送付に必要であるため、正確に記入してあること。
- (ウ) 住所について、代理人である請求者が法人である場合は、主たる事務所（本社、本店、本部等）の所在地が記入してあること。
- (エ) 電話について、請求者が個人である場合は、本人に確実かつ迅速に連絡できる番号（自宅、勤務先、携帯電話等）が、代理人である請求者が法人である場合は、担当者に確実かつ迅速に連絡できる番号及び担当者名が記入してあること。

ウ 本人の「住所」及び「氏名」欄について

開示請求者が代理人の場合、開示請求に係る個人情報の本人の住所、氏名及び電話番号が正確に記入してあること。

エ 「開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名又は当該個人情報の内容」欄について
開示請求に係る個人情報の特定に当たり重要であるため、当該個人情報が記録されている公文書を検索できる程度に具体的に記入してあること。

オ 「個人情報の開示の方法」欄について

開示請求者が希望する方法の□にレ印が記入してあること。

(6) 開示請求書の記入に形式上の不備がある場合の対応

ア 提出を受けた開示請求書の記入に形式上の不備がある場合は、速やかに開示請求者にその箇所の補正を求めるものとする。

なお、補正を求めた日の翌日から当該補正が完了した日までの日数は、条例第20条第1項の規定により決定期間に算入しないものとする。

イ 開示請求者に対し、相当の期間を定めて当該開示請求書の補正を求めたにもかかわらず補正に応じないとき、又は開示請求者に連絡がつかない等の理由により、当該開示請求が条例に規定する要件を満たさず、適法でない場合は、開示請求を却下し、個人情報開示請求却下処分通知書（第1号様式）により通知するものとする。

(7) 開示請求の受付

提出を受けた開示請求書の記入に形式上の不備がない場合は、開示請求を受け付け、「本人又は法定代理人であることを確認した書類」欄（特定個人情報に係る任意代理人用の開示請求書にあっては、「任意代理人であることを確認した書類」欄及び「本人に関する書類」欄）にレ印又は必要な事項を記入して、開示請求書各葉に受付印を押し、副本1通を開示請求者に交付するとともに、次の事項について説明するものとする。

ア 請求の受付窓口において開示請求を受け付けた日（以下「受付日」という。）の翌日から起算して14日以内に、実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定（以下「開示決定」という。）を、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示をしない旨の決定（以下「非開示決定」という。）を行い、その旨及び開示の実施に関する事項をできる限り速やかに通知すること。

イ ただし、正当な理由があるときは、開示決定及び非開示決定（以下「開示決定等」という。）をする

期間（以下「開示決定等期間」という。）が満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することがあり、このときはその旨並びに延長する理由及び期間を個人情報開示決定等期間延長通知書（施行規則第10号様式）により通知すること。

ウ また、開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、受付日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、受付日の翌日から起算して44日以内に相当の部分について開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすることがあり、このときは、14日以内に個人情報開示決定等期間特例延長通知書（施行規則第11号様式）により通知すること。

エ 開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報（以下「第三者情報」という。）が含まれている場合は、当該第三者の意見を聴くことがあること。

オ 個人情報の開示の日時について、事前に連絡を取り調整したうえ、当該文書により通知すること。

カ 個人情報の開示の場所は、原則として、情報公開コーナーとするものであること。ただし、本市が設立した地方独立行政法人が保有する個人情報については、請求者の希望により、当該地方独立行政法人の窓口において開示を行うことができる。

(8) 送付による開示請求の手続

開示請求は、開示請求者が上記(7)カの開示場所に来庁することにより行うことを原則とするが、病気その他やむを得ない理由により来庁が困難な者については、送付による開示請求も受け付けるものとする。

この場合、本人又は本人の代理人であるとの確認は、次の書類を提出させるほか、個人情報開示請求書を開示請求者が申告した住所又は居所に宛てて転送不要扱いで送付し、当該請求者自身が署名した当該請求書の提出を求めるなどの方法により慎重に行うものとする。

ア 本人であることの確認

(ア) (1)のアの書類を複写機により複写したもの

(イ) その者の住民票の写し、又は災害による一時的転居、海外長期滞在、国内短期滞在（外国人）等のやむを得ない理由により、住民票の写しを提出できないか、若しくは住民票の写しに記載された住所と開示請求書記載の住所が異なる場合は、次の書類のいずれかであって、開示請求書の住所と記載が一致するもの（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

a 在外公館の発行する在留証明

b 開示請求書に記載された氏名及び住所が明示された配達済みの郵便物

c 開示請求者が所在している施設の管理者が発行した居住証明書や宿泊証明書 等

イ 本人の法定代理人であることの確認

法定代理人（法定代理人が法人の場合は、法人の代表者）に係る上記アの書類、(1)のイ(イ)の書類及び法定代理人が法人の場合は(1)のイ(ウ)の書類

ウ 本人の任意代理人であることの確認

任意代理人（任意代理人が法人の場合は、法人の代表者）に係る上記アの書類、(1)のウ(イ)及び(ウ)の書類並びに法定代理人が法人の場合は(1)のウ(エ)の書類

(9) 開示請求書の送付

開示請求を受け付けた場合は、開示請求書の副本1通を情報化推進室で保管し、正本を所管課等に送付

するものとする。

(10) 開示決定等期間の起算日

開示決定等期間の起算日は、受付日の翌日とする。

3 個人情報の開示決定又は非開示決定等

(1) 非開示事項に該当するかどうかの検討

所管課等は、開示請求に係る個人情報が条例第16条各号に該当するかどうかについて、次のことを参考にして検討するものとする。

ア 関係する課等及び情報化推進室との協議の結果

イ 開示請求に係る個人情報に第三者情報が記録されており、「第6 第三者保護に関する手続」に定める手続により当該第三者から意見書の提出があった場合におけるその意見

(2) 個人情報の開示決定又は非開示決定

ア 開示等決定者

所管課等は、(1)に定める検討を行った後、専決規程に定める個人情報の開示に関して決定し得る権限を有する者（以下「開示等決定者」という。）の決定により、個人情報の開示決定又は非開示決定をするものとする。この場合は、実施機関が市会であるときを除き、情報化推進室に事前協議を行うものとする。

イ 決定書案の添付書類

決定書案には、次のものを添付するものとする。

(ア) 開示請求書

(イ) 開示決定通知書等の案（施行規則第5・6・7・8・9号様式）

(ウ) 開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の写し（電磁的記録の場合は、当該電磁的記録を用紙に出力したもの。ただし、用紙に出力することができない場合は、その概要を記載したもの）

(エ) 第三者情報に関して当該第三者の意見を聴いた場合における個人情報の開示に関する意見書（施行規則第13号様式）

(オ) 条例第20条又は第21条により決定期間の延長を行った場合は、延長通知書の写し

(カ) その他開示決定等を行うに当たって参考とした資料

(3) 開示決定通知書等の記入事項

ア 「開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」及び「開示請求書に記載されている公文書の件名又は個人情報の内容」欄について

(ア) 「開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」欄には、特定した公文書の名称を正確に記入するものとする。

なお、当該欄に公文書の名称を記載しきれない場合は、当該欄には「別紙のとおり」と記載し、別紙に特定した公文書の名称を正確に記載するものとする。

(イ) 「開示請求書に記載されている公文書の件名又は個人情報の内容」欄には、原則として、開示請求書に記載されている内容をそのまま記入するものとする。

イ 「個人情報の開示の日時」欄及び「個人情報の開示の場所」欄について（施行規則第5・6号様式）

(ア) 「個人情報の開示の日時」欄には、事前に開示請求者と連絡を取り調整した日時を記入するものとする。

- (イ) 「個人情報の開示の場所」欄には、原則として「総合企画局情報化推進室情報公開コーナー」と記入する。ただし、本市が設立した地方独立行政法人の窓口において開示を行う場合は、当該窓口の名称を記載する。
- ウ 「個人情報の開示の方法」欄について（施行規則第5・6号様式）
文書の写しの交付、電磁的記録を用紙に出力したものとの写しの交付、フロッピーディスク、光ディスク（CD-R）又は光ディスク（DVD-R）（以下「フロッピーディスク等」という。）に複写したものの交付、ビデオテープを専用機器により再生したものの視聴など、当該開示請求について、どのような方法により開示するかを具体的に記載する。
なお、開示の方法が閲覧、聴取又は視聴による場合は、原本又は写しの別を併せて記載するものとする。
- エ 「個人情報の一部の開示をしない理由」欄及び「個人情報の開示をしない理由」欄について（施行規則第6・7号様式）
(ア) 開示請求に係る個人情報が非開示情報に該当する条例第16条の号数すべてを記入するものとする。
(イ) ()内には、各号別に詳しい説明を記入するものとする。
()内に記入しきれない場合は、()内には「別紙のとおり」と記載し、別紙に具体的な理由を記載するものとする。
- オ 「開示請求を拒否する理由」欄について（施行規則第8号様式）
以下に掲げる理由その他の開示請求を拒否する理由をできるだけ具体的に記入するものとする。
(ア) 開示請求に係る個人情報の存否を明らかにすることが、非開示情報を開示することと同じことになる理由
(イ) 仮に当該個人情報が存在した場合に適用することとなる非開示情報に該当する条例第16条の号
カ 「開示請求に係る個人情報を保有していない理由」欄について（施行規則第9号様式）
開示請求に係る個人情報の不存在については、当該個人情報が記録された公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない場合、又は当該個人情報が記録された公文書は存在したが、保存年限が経過したために廃棄した場合など、保有していない理由（事実、実情、経過等を含む。）を具体的に記入するものとする。
- キ 「備考」欄について（施行規則第6・7号様式）
以下の事項を記載するものとする。
(ア) 条例第19条第3項後段に該当する場合は、その旨及び開示することができる時期を記入するものとする。この場合、開示することができる時期が到来した場合において、開示請求者が開示を希望するときは、別途開示請求をしなければならないことを教示するものとする。
(イ) その他、開示請求者に通知することが適当と認められる事項
- ク 「担当部局」欄について
所管課等の名称及び電話番号を記入するものとする。
なお、特定した公文書に関し、区役所等の事務で本庁統括課等がある場合等、開示の実施に当たって適切な説明を行うことができる課等がある場合は、これらの課等を併せて記載することができる。
- ケ 「教示」について

開示決定通知書等（施行規則第6・7・8・9号様式）には、行政不服審査法の規定に基づき、審査請求ができる旨の教示を記載するものとする。

また、行政事件訴訟法の規定に基づき、取消訴訟ができる旨の教示も記載するものとする。

(4) 個人情報の開示の日時及び場所の調整

所管課等は、開示請求に係る個人情報の開示をしようとする場合は、その日時及び場所について、事前に開示請求者と連絡を取り調整するものとする。

なお、公文書の写し（複写を含む。以下同じ。）を交付しようとする場合は、その作成に要する費用の額も併せて連絡するものとする。

(5) 開示決定通知書等の送付

所管課等は、個人情報の開示決定等をした場合は、開示決定通知書等を開示請求者に送付するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。

(6) 開示決定等期間の延長

ア 条例第20条第2項の規定による延長

所管課等は、開示決定等期間を更に30日を限度として延長する場合は、個人情報開示決定等期間延長通知書（施行規則第10号様式）を、開示請求者に条例第20条第1項に規定する14日以内に送付するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。

(ア) 「延長する理由」欄について

条例第20条第1項の期間内に開示決定等をすることができないことについて正当な理由を記入するものとする。

(イ) 「当初の開示決定等の期限」欄について

開示決定等期間が満了する日を記入するものとする。

(ウ) 「延長後の開示決定等の期限」欄について

開示決定等期間が満了する日の翌日から起算して30日以内の日で、開示決定等が可能な日を記入するものとする。

なお、開示請求者の利益を考慮して、期限内であっても可及的速やかに開示決定等を行うものとする。

イ 条例第21条の規定による延長

所管課等は、条例第21条の規定により開示決定等の期限の特例を適用する場合は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書（施行規則第11号様式）により、開示請求者に条例第20条第1項に規定する14日以内に通知するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。

(ア) 「特例延長する理由」欄について

対象個人情報が著しく大量であるため、受付日の翌日から起算して44日以内に当該個人情報のすべてについて開示決定等をすることにより、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある理由を具体的に記入するものとする。

(イ) 「開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期限」欄について

受付日の翌日から起算して44日以内の日を記入するものとする。

(ウ) 「上記の期限内に開示決定等をする部分」欄について

開示請求されたもののうち(イ)の期限内に開示決定等ができる部分について、開示することができ

る公文書の件名又は内容等をできるだけ具体的に記入するものとする。

(イ) 「残りの個人情報について開示決定等をする期限」欄について

(ウ) を除く他の残りの部分について開示決定等をすることが可能な期限を記入するものとする。

4 開示請求の却下

- (1) 開示請求が条例に規定する要件を満たさないため補正を求めたにもかかわらず開示請求者が補正に応じない、請求することができない者からの請求である等の理由により、当該開示請求が適法でない場合は、所管課等は、開示等決定者の決定により、当該開示請求を却下するものとする。この場合は、実施機関が市会であるときを除き、情報化推進室に事前協議を行うものとする。
- (2) 所管課等は、開示請求を却下した場合は、その旨及び理由を記入した個人情報開示請求却下処分通知書（第1号様式）を開示請求者に送付するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。
- (3) 個人情報開示請求却下処分通知書の記載事項
 - ア 「開示請求書に記載されている公文書の件名又は個人情報の内容」欄について原則として、開示請求書に記載されている内容をそのまま記入するものとする。
 - イ 「開示請求を却下した理由」欄について開示請求を却下した理由の□にレ印を記入するものとする。
なお、「開示請求することができない者からの請求である」とは、開示請求に係る個人情報が、開示請求者（開示請求者が法定代理人である場合は、被代理人）本人のものでない場合又は条例第14条第2項各号のいずれかに該当するものである場合をいい、「開示請求された個人情報が請求の対象とならない個人情報である」とは、開示請求に係る個人情報が条例第2条第7号に規定する公文書に記録されたものでない場合又は条例第40条各項に規定する個人情報である場合をいう。

5 個人情報の開示の実施

（1）個人情報の開示の方法

ア 文書又は図画に記録されている個人情報の閲覧

個人情報が記録されている文書又は図画の当該個人情報に係る部分の原本を閲覧に供するものとする。マイクロフィルムについては、リーダープリンタによりプリントアウトしたものを利用に供するものとする。ただし、次に掲げる文書は、原則として所管課等が作成した当該文書の写しを閲覧に供するものとする。

(ア) 閲覧に供することにより原本が損傷するおそれがある文書

(イ) 台帳類等常時執務の用に供する文書で、所管課等の外に持ち出すことにより、事務の遂行に支障が生じると認められるもの

(ウ) 部分開示をする場合で、開示をしない個人情報とそれ以外の個人情報が同一ページに記録されているものにおける当該ページ

(エ) その他原本を閲覧に供することができないと認められるもの

イ 文書又は図画に記録されている個人情報の写しの交付

個人情報が記録されている文書又は図画の当該個人情報に係る部分の写しの交付については、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 個人情報が記録されている文書の写しは、原則として所管課等が作成するものとする。

(イ) 原本と等大の用紙を使用し、府内に設置している電子複写機により、当該文書をとじられた順に

従い1枚ずつ複写する。両面に記録されている場合は両面複写とする。ただし、原本の大きさがA3判を超える場合及び原本が彩色されている場合は、開示請求者の求めに応じ、府内に設置しているカラー電子複写機により複写し、又は複製業者に委託する等の方法を探ることができるものとする。

- (ウ) 非開示情報部分については、当該部分を黒く塗りつぶすものとする。請求対象外部分については、当該部分を黒枠で囲み、枠内は空白とする。
- (エ) マイクロフィルムについては、リーダープリンタによりプリントアウトしたものを交付するものとする。

ウ 録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスク（以下「録音テープ等」という。）に記録されている個人情報の開示の方法

- (ア) 録音テープ等の聴取又は視聴は、再生機器の通常の用法により行うものとする。
- (イ) 録音テープ等に非開示情報が含まれている場合で、当該部分を容易に分離できるときは、当該部分を消去することとする。

- (ウ) 録音テープ等の複写は、原則として、所管課等において行う。

エ 録音テープ等以外の電磁的記録に記録されている個人情報の開示の方法

- (ア) 用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
 - a 録音テープ等以外の電磁的記録を部分開示する場合は、用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付により開示を行うものとする。
 - b 用紙に出力することによる電磁的記録の閲覧又は写しの交付は、文書又は図画の場合と同様の方法で行うものとする。
 - c 画面のハードコピー（画面に表示されている状態をそのまま用紙に出力したものという。）による写しの作成は行わない。
 - d 用紙に出力したものの写しは、原則として所管課等が作成するものとする。
- (イ) フロッピーディスク等に複写したものの交付
 - a 1枚のフロッピーディスク等に収まらない量の電磁的記録を複写して交付する場合は、複数枚に分割して複写する。
 - b フロッピーディスク等への複写は、原則として、所管課等において行う。

(2) 個人情報の開示の実施

ア 日時及び場所

個人情報の開示は、個人情報開示決定通知書（施行規則第5号様式）又は個人情報一部開示決定通知書（施行規則第6号様式）で指定した日時及び場所において行うものとする。

イ 個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書の提示

個人情報を開示する際は、開示請求者に対して個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書の提示を求めるとともに、開示請求を受け付ける際と同様の方法で開示請求に係る本人又は本人の法定代理人であることを確認するものとする。

ウ 所管課等の職員の説明及び情報化推進室の職員の立会い

個人情報の開示をするに当たっては、所管課等の職員が開示する個人情報の説明（非開示情報が存在

する場合は具体的に非開示情報に該当している旨の説明)を行い、情報化推進室の職員は、原則として、開示に立ち会うとともに、費用の納入事務を行うものとする。

エ 費用の納入

公文書の写しを交付する際は、その作成に要する費用を次表のとおり徴収するものとする。

公文書の写しの作成の方法	費 用
電子複写機による写し (A3判、A4判、B4判又はB5判)	1枚につき10円 (用紙の両面に複写した場合は、1枚につき20円)
フルカラー電子複写機による写し (A3判、A4判、B4判又はB5判)	1枚につき100円 (用紙の両面に複写した場合は、1枚につき200円)
リーダープリンタによりプリントアウトしたもの	1枚につき10円
上記以外の方法により写しを作成した場合	実 費
録音カセットテープ（記録時間60分から120分まで）に複写したもの	1巻につき200円
ビデオカセットテープ（VHS方式記録時間120分から180分まで）に複写したもの	1巻につき350円
フロッピーディスク（2HD）に複写したもの	1枚につき100円
光ディスク（CD-R）に複写したもの	1枚につき200円
光ディスク（DVD-R）に複写したもの	1枚につき240円

オ 公文書の写しの交付を送付により行う場合は、所管課等は、写しの作成に要する費用及び当該写しの送付に要する費用（切手の額面等）を事前に開示請求者に口頭等により通知し、開示請求者から現金書留等により写しの作成に要する費用及び当該写しの送付に要する費用（切手の額面等）の納付を受けた後に（原則として、所管課等の職員が情報化推進室へ納入し、領収書を受け取る。）、所管課等から領収書と共に当該公文書の写しを開示請求者に送付する。

なお、写しの送付については、開示請求者が病気その他やむを得ない理由で来庁することが困難な場合に限り認めるものとする。

カ 上記ウ及びオの規定にかかわらず、本市が設立した地方独立行政法人が保有する公文書の写しの作成に要する費用の納入事務については、当該地方独立行政法人が行うものとする。

(3) 指定日以外の個人情報の開示の実施

開示請求者が、開示決定通知書等で指定した日時に来なかつた場合は、所管課等は、改めて開示請求者と連絡を取り調整した日時において、個人情報を開示するものとする。

この場合は、その旨を情報化推進室に連絡するとともに、新たに開示決定通知書等を交付しないものとする。

第6 第三者保護に関する手続

1 第三者情報に係る意見照会

所管課等は、開示請求に係る個人情報に第三者情報が記録されている場合は、開示決定等をする前に、当該第三者の権利利益に配慮するとともに、慎重かつ公平な決定を期すために、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができるものとする。

2 意見書提出の機会の付与の方法

(1) 第三者情報が記録されている公文書について請求があつたことを個人情報の開示に関する照会書（施行規則第12号様式）により当該第三者に照会し、これに対して個人情報の開示に関する意見書（施行規則第13号様式）を提出するよう求めることにより行うものとする。

なお、第三者に照会する場合においては、可能な限り開示請求者がだれであるか識別できないように配慮して行うものとする。

(2) 任意的照会を行う場合は、所管課等で必要性を判断し、照会を行うものとする。

なお、1件の公文書に多数の第三者情報が記録されている場合は、必要と認める範囲で行うものとする。

(3) 所管課等は、条例第16条第2号ただし書、第3号ただし書又は第4号ただし書に規定する第三者情報を開示するときは、必ず当該第三者に対し照会を行い、これに対する意見を書面により求めるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

(4) 意見書は、1週間以内に提出するよう依頼するものとする。

3 反対意見書の取扱い

当該第三者から個人情報の開示に反対する旨を記した意見書が提出された場合において、当該第三者情報の開示が含まれる開示決定を行ったときは、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 反対意見書を提出した第三者に対し、個人情報の開示に関する決定通知書（施行規則第14号様式）により通知するものとする。

(2) 開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。

(3) 開示決定に対し審査請求ができることを教示するものとする。

(4) 反対意見書を提出しなかった第三者については、開示に関する決定通知を行う義務はないが、口頭を含め、同様の処置を行うものとする。

第7 個人情報の訂正事務

1 訂正請求の相談等

情報化推進室においては、個人情報の訂正に係る相談に応じるとともに、訂正請求をしようとする者に対しては、その内容が個人情報の訂正に係るものであるかどうかを判断し、訂正請求をすることができない場合は、その旨を説明する等、適切な対応を行うものとする。

また、条例第2条第7号アただし書により公文書から除外され、訂正請求の対象とならない場合及び条例第40条各項に規定する個人情報で、条例の規定が適用されない場合については、その旨を説明する等適切な対応を行うものとする。

2 訂正請求の受付

(1) 本人又は本人の代理人であることの確認

訂正請求者が当該訂正請求に係る個人情報の本人又は本人の代理人であることの確認は、個人情報の開示事務（第5の2(1)）と同様の方法で行うものとする。

(2) 個人情報が特定されていることの確認

訂正請求をすることができる個人情報は、条例第23条第1項の規定による開示又は他の法令等に基づく開示を受けたものである場合等明確に特定されていることが必要であるので、訂正請求者から開示に係る決定通知書等の提示を求め、又は所管課等へ必要な確認を行うことにより、請求対象となる個人情報が明確に特定されているか否かを確認するものとする。

なお、請求対象となる個人情報が明確に特定されていない場合は、まず、条例第14条の規定による開示請求を行い、訂正請求対象の個人情報を特定するよう教示するものとする。

(3) 事実に合致することを証する資料の確認

訂正請求を行うには、訂正を求める内容が事実に合致することを証する資料を個人情報訂正請求書（施行規則第15号様式。以下「訂正請求書」という。）に添付する必要があるので、当該資料が添付されているか否かを確認するものとする。

(4) 訂正請求書の提出

訂正請求書の提出については、個人情報の開示事務（第5の2(4)）と同様の方法により行うものとする。

(5) 訂正請求書の記入事項の確認

ア 「訂正請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」欄について

条例第23条第1項の規定による開示を受けた個人情報である場合は、開示又は一部開示に係る決定通知書の「開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」の欄に記載されている内容と同一であること。

また、その他の方法により個人情報が記録されている公文書の件名が特定されている場合は、当該公文書の件名を記入すること。

イ 「請求する訂正の内容」欄について

訂正を請求する内容が、具体的に分かるように記入してあること。

(6) 訂正請求書の記入に形式上の不備がある場合の対応

提出を受けた訂正請求書の記入に形式上の不備がある場合の対応については、個人情報の開示事務（第5の2(6)）と同様の方法により行うものとする。

(7) 訂正請求の受付

訂正請求の受付については、個人情報の開示事務（第5の2(7)）と同様の方法により行うものとする。

なお、訂正請求に対する決定をする期間（以下「訂正決定等期間」という。）は、訂正請求を受け付けた日の翌日から起算して30日以内であるので注意すること。

(8) 送付による訂正請求の手続等

送付による訂正請求の手続及び訂正請求書の送付については、個人情報の開示事務（第5の2(8)及び(9)）と同様とする。

3 個人情報の訂正又は非訂正の決定等

(1) 訂正するかどうかの検討

所管課等は、当該訂正請求に理由があるか否か、請求に理由があり、かつ実施機関に訂正する権限があると認めるときは、訂正の方法、内容等について、関係する課等及び情報化推進室との協議の結果を参考にして検討するものとする。

(2) 個人情報の訂正又は非訂正の決定

個人情報の訂正又は非訂正の決定については、個人情報の開示事務（第5の3(2)）に準じた方法により行うものとする。

(3) 個人情報の訂正

個人情報の訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに訂正請求に係る個人情報を訂正するものとする。

訂正は、次の方法のほか、個人情報の内容及び記録媒体の種類、性質に応じ、適切な方法により行うものとする。

ア 誤った個人情報を完全に削除したうえで、事実に合致した個人情報を新たに記録する。

イ 誤った個人情報が記録された部分を二重線で抹消し、余白に朱書き等で事実に合致した個人情報を記載する。

ウ 記録された個人情報が誤っている旨及び事実に合致した個人情報を余白等に記載する。

(4) 訂正通知書等の送付

所管課等は、(3)に定める個人情報の訂正をし、又は非訂正の決定をしたときは、遅滞なく、条例第27条第2項又は第3項に規定する文書（以下「訂正通知書等」という。）を訂正請求者に送付するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。

(5) 訂正通知書等の記入事項

ア 「訂正請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」欄について

訂正請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名を記入するものとする。

イ 「訂正の内容」欄について

訂正した内容を具体的に記入するものとする。

ウ 「訂正した日」欄について

訂正した日を記入するものとする。

エ 「訂正をしない部分」欄について

訂正をしない部分を具体的に記入するものとする。

オ 「訂正をしない理由」欄について

(ア) 決定の理由を明確かつ具体的に記入するものとする。

(イ) 欄内に記入できない場合は、別紙に記入するものとする。

(6) 訂正決定等期間の延長

訂正決定等期間の延長については、個人情報の開示事務（第5の3(6)）と同様の方法により行うものとする。

なお、訂正決定等期間は、訂正請求を受け付けた日の翌日から起算して30日以内であるので注意すること。

(7) 提供先への通知

管課等は、個人情報の訂正を行った場合において、個人情報の適正な管理上、必要があると認めるとき

は、個人情報提供先訂正通知書（施行規則第21号様式）を提供先に送付するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。

(8) 訂正請求の却下

ア 訂正請求が条例に規定する要件を満たさないため補正を求めたにもかかわらず訂正請求者が補正に応じない、請求することができない者からの請求である等の理由により、当該訂正請求が適法でない場合は、所管課等は、専決規程に定める個人情報の訂正に関して決定をし得る権限を有する者の決定により、当該訂正請求を却下するものとする。この場合は、実施機関が市会であるときを除き、情報化推進室に事前協議を行うものとする。

イ 所管課等は、訂正請求を却下した場合は、その旨及び理由を記入した個人情報訂正請求却下処分通知書（第2号様式）を請求者に送付するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。

ウ 個人情報訂正請求却下処分通知書の記入事項

(ア) 「訂正請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」欄について
訂正請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名を記入するものとする。

(イ) 「訂正請求を却下した理由」欄について

訂正請求を却下した理由の□にレ印を記入するものとする。

なお、「訂正請求することができない者からの請求である」とは、訂正請求に係る個人情報が訂正請求者（訂正請求者が代理人である場合は、被代理人）本人の個人情報でない場合をいい、「訂正請求された個人情報が請求の対象とならない個人情報である」とは、訂正請求に係る個人情報が条例第2条第7号に規定する公文書に記録されたものでない場合又は条例第40条各項に規定する個人情報である場合をいう。

第8 個人情報の利用停止事務

1 個人情報の利用停止の相談等

情報化推進室においては、個人情報の利用停止に係る相談に応じるとともに、利用停止請求をしようとする者に対しては、その内容が個人情報の利用停止に係るものであるかどうかを判断し、利用停止請求の対象とならない場合及び条例第40条各項に規定する個人情報で、条例の規定が適用されない場合については、その旨を説明する等適切な対応を行うものとする。

2 利用停止請求の受付

(1) 本人又は本人の代理人であることの確認

利用停止請求者が当該利用停止請求に係る個人情報の本人又は本人の代理人であることの確認は、個人情報の開示事務（第5の2(1)）と同様の方法で行うものとする。

(2) 個人情報が特定されていることの確認

利用停止請求をすることができる個人情報は、条例第23条第1項の規定による開示又は他の法令等に基づく開示を受けたものである場合等明確に特定されていることが必要であるので、利用停止請求者から開示に係る決定通知書等の提示を求め、又は所管課等へ必要な確認を行うことにより、請求対象となる個人情報が明確に特定されているか否かを確認するものとする。

なお、請求対象となる個人情報が明確に特定されていない場合は、まず、条例第14条の規定による開示請求を行い、利用停止請求対象の個人情報を特定するよう教示するものとする。

(3) 利用停止請求書の提出

個人情報利用停止請求書（施行規則第22号様式。以下「利用停止請求書」という。）の提出については、個人情報の開示事務（第5の2(4)）と同様の方法により行うものとする。

(4) 利用停止請求書の記入事項の確認

ア 「利用停止請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」欄について

条例第23条第1項の規定による開示を受けた個人情報である場合は、開示又は一部開示に係る決定通知書の「開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」の欄に記載されている内容と同一であること。

また、その他の方法により個人情報が記録された公文書の件名が特定されている場合は、当該公文書の件名を記入すること。

イ 「請求する利用停止の内容」欄について

請求する利用停止の内容が、具体的に分かるように記入してあること。

ウ 「利用停止を請求する理由」欄について

(ア) 利用停止請求者が消去を請求する場合は、条例第6条第1項、第2項若しくは第3項又は番号法第20条の規定に違反して自己の個人情報を収集されたと認める理由が、具体的に記入してあること。

(イ) 利用停止請求者が利用の停止を請求する場合は、条例第8条第1項若しくは第2項若しくは第8条の2の規定に違反して自己の個人情報が利用され、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されていると認める理由が、具体的に記入してあること。

(ウ) 利用停止請求者が提供の停止を請求する場合は、条例第8条第1項若しくは第2項又は番号法第19条の規定に違反して自己の個人情報が提供されていると認める理由が具体的に記入してあること。

(5) 利用停止請求書の記入に形式上の不備がある場合の対応

提出を受けた利用停止請求書の記入に形式上の不備がある場合の対応については、個人情報の開示事務（第5の2(6)）と同様の方法により行うものとする。

(6) 利用停止請求の受付

利用停止請求の受付については、個人情報の開示事務（第5の2(7)）と同様の方法により行うものとする。

なお、利用停止請求に対する決定をする期間（以下「利用停止決定等期間」という。）は、利用停止請求を受け付けた日の翌日から起算して30日以内であるので注意すること。

(7) 送付による利用停止請求の手続等

送付による利用停止請求の手続及び利用停止請求書の送付については、個人情報の開示事務（第5の2(8)及び(9)）と同様とする。

3 個人情報の利用停止又は非利用停止の決定等

(1) 利用停止するかどうかの検討

所管課等は、当該利用停止請求に理由があるか否か、請求に理由があり、かつ実施機関に利用停止する権限があると認めるときは、利用停止の方法、内容等について、関係する課等及び情報化推進室との協議の結果を参考にして検討するものとする。

(2) 個人情報の利用停止又は非利用停止の決定

個人情報の利用停止又は非利用停止の決定については、個人情報の開示事務（第5の3(2)）に準じた方

法により行うものとする。

(3) 利用停止決定通知書等の送付

所管課等は、個人情報の利用停止の決定をし、又は非利用停止の決定をしたときは、遅滞なく、条例第33条第2項又は第3項に規定する文書（以下「利用停止決定通知書等」という。）を請求者に送付するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。

(4) 利用停止決定通知書等の記入事項

ア 「利用停止請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」欄について
利用停止請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名を記入するものとする。

イ 「利用停止の内容」欄について
利用停止の内容を具体的に記入するものとする。

ウ 「利用停止をしない理由」欄について
利用停止をしない理由を具体的に記入するものとする。

エ 「利用停止をしない部分」欄について
利用停止をしない部分を具体的に記入するものとする。

(5) 個人情報の利用停止

個人情報の利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに個人情報の利用停止を行うものとする。

利用停止は、次の方法によるほか、個人情報の内容及び記録媒体の種類、性質に応じ、適切な方法により行うものとする。

- ア 消去又は利用の停止をすべき個人情報を完全に消去する。
- イ 消去又は利用の停止をすべき個人情報が記録された部分を判読不能な状態に黒塗りする。
- ウ 消去又は利用の停止をすべき個人情報が記録された公文書を溶解する。
- エ 利用の停止をすべき個人情報の利用を停止する。
- オ 提供の停止をすべき個人情報の提供を停止する。
- カ 利用の停止をすべき個人情報が記録された特定個人情報ファイルを廃棄する。

なお、実際に利用停止の措置を講じた場合は、条例第33条第5項に基づいて個人情報利用停止通知書（施行規則第26号様式）を請求者に送付するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。

(6) 利用停止決定等期間の延長

利用停止決定等期間の延長については、個人情報の開示事務（第5の3(6)）と同様の方法により行うものとする。

なお、利用停止決定等期間は、利用停止請求を受け付けた日の翌日から起算して30日以内であるので注意すること。

(7) 利用停止請求の却下

ア 利用停止請求が条例に規定する要件を満たさないため補正を求めたにもかかわらず利用停止請求者が補正に応じない、請求することができない者からの請求である等の理由により、当該利用停止請求が適法でない場合は、所管課等は、専決規程に定める個人情報の利用停止に関する決定をし得る権限を有する者の決定により、当該請求を却下するものとする。この場合は、実施機関が市会であるときを除き、情報化推進室に事前協議を行うものとする。

イ 所管課等は、請求を却下した場合は、その旨及び理由を記入した個人情報利用停止請求却下処分通知書（第3号様式）を請求者に送付するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。

ウ 個人情報利用停止請求却下処分通知書の記入事項

- (ア) 「利用停止請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名」欄について
利用停止請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名を記入するものとする。
- (イ) 「利用停止請求を却下した理由」欄について
利用停止請求を却下した理由の□にレ印を記入するものとする。
なお、「利用停止請求することができない者からの請求である」とは、利用停止請求に係る個人情報が利用停止請求者（利用停止請求者が代理人である場合は、被代理人）本人の個人情報でない場合をいい、「利用停止請求された個人情報が請求の対象とならない個人情報である」とは、利用停止請求に係る個人情報が条例第2条第7号に規定する公文書に記録されたものでない場合又は条例第40条各項に規定する個人情報である場合をいう。

第9 審査請求があつた場合の取扱い

1 審査請求書の受付

- (1) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する処分、又は開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為について、審査請求があつた場合は、原則として、情報化推進室で審査請求書の提出を受け、審査請求に対する裁決を所管する所属（以下「裁決所管課」という。）に送付するものとする。
- (2) 審査請求書には、行政不服審査法に規定する事項の記載及び押印がなければならない。

2 裁決所管課における検討

裁決所管課は、情報化推進室から審査請求書の送付を受けた場合は、当該審査請求について、適法であることを確認するとともに、関係する課等及び情報化推進室との協議の結果を参考にして検討するものとする。

3 審査会への諮問

裁決所管課は、審査請求が不適法である場合、又は2に定める検討によって審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）、個人情報の訂正をすることとする場合若しくは個人情報の利用停止をすることとする場合を除き、審査会に諮問しなければならない。却下決定は、請求を拒否し、請求に係る個人情報の全部を開示しない、個人情報の訂正をしない又は個人情報の利用停止をしない決定であるため、諮問が必要である。

なお、審査会への諮問は、情報化推進室を経由して行うものとする。

4 審査請求人等への通知

裁決所管課は、諮問を行った場合は、速やかに審査請求人及び参加人、開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）並びに当該個人情報の開示に対し反対意見書を提出した第三者に対し、審査会に対して諮問を行った旨を情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（施行規則第29号様式）により通知するものとする。

5 審査会からの答申の取扱い

- (1) 裁決所管課は、審査会から答申があつたときは、速やかに、その答申を尊重して、審査請求に対する

裁決に係る手続を行うものとする。

- (2) 裁決所管課は、審査請求に対する裁決を行ったときは、裁決書の謄本を審査請求人及び参加人に送付するとともに、その写しを情報化推進室に送付するものとする。この場合において、裁決が審査請求の全部又は一部を認容するものであるときは、開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）にも裁決書の謄本を送付するものとする。

6 第三者情報を開示する場合の取扱い

第三者情報が記録されている個人情報について、諮詢手続において表示された当該第三者の意思に反して開示する旨の裁決をするときは、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 当該第三者に対し、審査請求に対する裁決に基づく開示実施日等通知書（施行規則第30号様式）により通知するものとする。
- (2) 裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、本市が設立した地方独立行政法人が行う個人情報の保護に関する事務の取扱いについて必要な事項は、当該地方独立行政法人が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年7月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年10月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

第1号様式(第5関係)

個人情報開示請求却下処分通知書

京都市指令〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けの個人情報の開示の請求については、却下したので通知します。	
開示請求書に記載された公文書の件名又は個人情報の内容	
開示請求を却下した理由	<input type="checkbox"/> 開示請求することができない者からの請求である。 <input type="checkbox"/> 開示請求された個人情報が請求の対象とならない個人情報である。 <input type="checkbox"/> 開示請求された個人情報を特定することができない。 <input type="checkbox"/> その他 ()
担当部局	電話 —

注 該当する□には、レ印がしております。

(教示) この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、実施機関（実施機関が消防長である場合は京都市長）に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において京都市を代表するものは、京都市長*となります。)。

*実施機関ごとに訴訟についての権限を有するものの名称を記載してください。

第2号様式(第7関係)

個人情報訂正請求却下処分通知書

京都市指令〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けの個人情報の訂正の請求については、却下したので 通知します。	
訂正請求に係る個人 情報が記録されてい る公文書の件名	
訂正請求を却下した 理由	<input type="checkbox"/> 訂正請求することができない者からの請求である。 <input type="checkbox"/> 訂正請求された個人情報が請求の対象とならない個人情報 である。 <input type="checkbox"/> 訂正請求された個人情報が「事実」に関する個人情報でない。 <input type="checkbox"/> その他 ()
担当部局	電話 —

注 該当する□には、レ印がしております。

(教示) この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、実施機関（実施機
関が消防長である場合は京都市長）に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算
して3箇月以内に審査請求を行うことができます。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して
6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起す
ることもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長＊となります。）。
＊実施機関ごとに訴訟についての権限を有するものの名称を記載してください。

第3号様式(第8関係)

個人情報利用停止請求却下処分通知書

京都市指令〇〇〇第 号

様	年 月 日
	実施機関の名称 印

年 月 日付けの個人情報の利用停止の請求については、却下した ので通知します。	
利用停止請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名	
利用停止請求を却下した理由	<input type="checkbox"/> 利用停止請求することができない者からの請求である。 <input type="checkbox"/> 利用停止請求された個人情報が請求の対象とならない個人情報である。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
担 当 部 局	電話 —

注 該当する□には、レ印がしております。

(教示) この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、実施機関（実施機関が消防長である場合は京都市長）に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長＊となります。）。

*実施機関ごとに訴訟についての権限を有するものの名称を記載してください。

【類型処理】に関する説明

個人情報取扱事務に関し、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、下記1に該当する場合は、あらかじめ京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならぬとされています。

ただし、下記2に該当する事項については、審議会にあらかじめ包括的に意見を聴き、その承認を得ていますので、個別に審議会の意見を聴くことは不要です（類型処理）。

記

1 審議会であらかじめ意見を聴かなければならない事項

- (1) 個人情報の収集の制限に係る例外事由適用の適否に関する事項（条例第6条第4項）
- (2) 個人情報の提供の制限に係る例外事由適用の適否に関する事項（条例第8条第3項）
- (3) 電子計算機による個人情報の処理の適否に関する事項（条例第10条第1項、第2項）
（注） 条例第10条第2項の「新たに個人情報の電子計算機処理をしようとするとき」とは、処理する個人情報の項目や処理システムに大幅な変更を伴う場合も含むものと解します。
- (4) 電子計算機の結合の適否に関する事項（条例第11条）

2 審議会であらかじめ包括的に意見聴取がなされた事項

- (1) 条例第6条第2項第7号若しくは第3項第2号に該当する事務又は条例第8条第1項第5号に該当する事務のうち、類型「別表1」に該当する事務については、審議会への意見聴取は不要です。
- (2) 条例第10条第及び第11条に該当する事務のうち、類型「別表2」に該当する事務については、審議会への意見聴取は不要です。
- (3) 上記(1)及び(2)の類型への該当性については、慎重に判断してください。類型への該当性について疑義がある場合等は、情報管理担当と協議をしてください。（ただし、(2)については、必ず事前協議をしてください。）
- (4) 類型に該当する事務を開始しようとするときは、条例第7条により、施行規則第3条に規定する届出を行ってください。

別表1

1 京都市個人情報保護条例第6条第2項第7号の規定による個人情報の本人外収集の事例について

類型	理由
1	研修生等の受け入れ 研修生等を受け入れる際、当該研修生等に関する個人情報を、本人が所属する団体や関係先から収集する場合。 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。
2	相談、要望、意見等 相談、陳情、要望、意見、苦情等を受ける際、その内容の中に当該相談者等以外の者に関する個人情報が含まれていることがあるため、それらの個人情報を当該相談者等から収集する場合。 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。
3	資料等の受け取り 国、他の地方公共団体、市の機関等から送付された資料等を受け取る際、その中に関係者等の個人情報が含まれていることがあるため、それらの個人情報を国、他の地方公共団体、市の機関等から収集する場合。 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。
4	資格要件、基準、条件等 各種許認可、給付の際の資格要件、基準、条件等の調査確認のため、申請者等に関する個人情報を申請者以外の者から収集する場合。 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。
5	各種申請、届出等 規則等の規定に基づく各種の申請、届出等を受ける際、要件としての当該申請者、届出者等以外の者に関する個人情報を申請者等から収集する場合。 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。
6	団体等に対する補助金交付等 団体等に対する調査や補助金等の交付を行うに当たり、当該団体等の職員、又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の入所者等に関する個人情報を、当該団体等から収集する場合。 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。
7	診療行為、疾病予防等 医療機関、保健所等の機関が、診療行為、疾病予防等のために、本人の主治医、家族等から本人に関する個人情報を収集する場合。 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。
8	医療費の支払、助成 医療費の支払事務や助成事務を行うに当たり、患者を診察した医師や医療機関から、当該患者の治療内容等に関する個人情報を診療報酬明細書等により収集する場合。 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。
9	寄付受納 寄付受納事務において、寄付者として待遇するため、寄付者に関する個人情報を他の実施機関や官公庁から収集する場合。 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。

10	案内状等送付 あいさつ状、各種行事の案内状等を送付するため、個人情報を収集する場合。 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。	市民サービスとして行う事務であり、他の実施機関から情報を収集することについて、合理的な理由があると認められるため。
11	災害対策 災害発生時に迅速かつ適切な対応を行うための基礎資料を整備するため、個人情報を収集する場合。 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。	過去の災害の事例や災害時に必要な施設の情報を集約し、災害に備えるものであり、他の実施機関から情報を収集することについて合理的な理由があるため。
12	既存情報活用事務 効率的に事務を執行し、行政サービスの向上を図るために、本人から収集するよりも、国等が作成した業務において活用するためのデータベース等、既存の情報を有効に活用した方が合理的な場合。 ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。	その都度本人の同意を得ることになると、無用な負担を掛けることになる等の理由から判断して、国等が作成した業務において活用するためのデータベース等、既存の情報を有効に活用することについて、合理的な理由があるため。
13	ドライブレコーダー、ドローンによる撮影 公用車等に設置するドライブレコーダー、ドローン（無人航空機）に搭載するカメラにより、(1)又は(2)の目的の範囲内で撮影する場合。 ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。 (1) 防犯、事故防止、その他の安全管理 (2) 被害状況の把握、事故原因の分析等	不特定の個人の容姿等が映り込むことは、本人の覚知の有無に関わらず避けられないため。

2 京都市個人情報保護条例第6条第3項第2号の規定による個人情報(思想、信条及び宗教等に関するもの)の収集事例について

	類型	理由
1	栄典、表彰等 栄典、表彰等の選考を行うに当たり、選考対象者、候補者の病歴に関する個人情報、その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集する場合。	障害者等が受賞する表彰等については、病歴等に関する個人情報を収集する場合があるため。
2	試験、研修等 試験、研修、イベント等に際し、参加者等の病歴に関する個人情報、その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集する場合。	(1) 各種コンクールや試験の作文等の中に、本人の意思により提出された病歴等に関する個人情報が含まれている場合があるため。 (2) イベント等参加者の健康状態で参加資格を判断したり、参加者の万一の事故に備えるため、病歴等に関する個人情報を収集する場合があるため。 (3) 入学試験の際、試験方法等の配慮を行うため、病歴等に関する個人情報を収集する場合があるため。
3	事業参加者の任免等 事業参加者の任免等を行うに当たり、病歴に関する個人情報、その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集する場合。	事業参加者の任免等において、任用に当たっての適格性の審査や免職等の処分に当たっての事案に応じた的確な処理を行うため、本人の病歴等に関する個人情報を収集する場合があるため。
4	相談、要望、意見等 相談、陳情、要望、意見、苦情等を受ける際、その内容の中に当該相談者等の思想、信条及び宗教に関する個人情報、病歴に関する個人情報、その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの、人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報が含まれている場合。	相談等の内容は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その内容の中に思想、信条等に関する個人情報や病歴等に関する個人情報、人種、民族等に関する個人情報が含まれていても、事務の性質上その部分のみ分離して収集を拒むことができないため。 また、相談等の目的を達成するために収集する場合があるため。
5	資格要件、基準、条件等 各種許認可、給付、あっせん等の事務を行うに当たり、申請者等の病歴に関する個人情報、その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集する場合。	許認可等事務において、許認可等を受ける者の病歴等に関する個人情報を許認可等の要件としているものがあり、これらを収集する場合があるため。

6	災害等事前対策 災害発生時に迅速かつ適切な対応を行うための基礎資料を整備するため、病歴に関する個人情報、その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集する場合	避難困難者や独居高齢者等、特別の配慮を要する市民について、災害発生時に迅速かつ適切な救助活動ができるよう、あらかじめ該当者を把握し、また該当者を対象とした防火安全指導を行うため、病歴等に関する個人情報を収集する場合があるため。
7	災害、事故状況の把握等 災害や事故の被害状況を把握する事務、被害者に給付金等を支給する事務等を行うに当たり、病歴に関する個人情報、その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集する場合。	(1) 災害や事故の被害状況を把握する事務を行う際、適切に対応するため、病歴等に関する個人情報を収集することが必要な場合があるため。 (2) 被害者に給付金等を支給する事務等を行うに当たって、身体に関する被害の程度を把握し、給付等の算定の基礎資料とするために、病歴等に関する個人情報を収集することが必要な場合があるため。
8	訴訟 訴訟の事務を行うに当たり、思想、信条及び宗教に関する個人情報、病歴に関する個人情報、その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの、人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報を収集する場合。	訴訟の事務において、市としての主張立証等を行うに当たり、事案の内容によっては、思想等に関する個人情報、病歴等に関する個人情報、人種、民族等に関する個人情報を、訴訟を担当する実施機関が訴訟を提起された他の実施機関から収集することが必要な場合があるため。
9	社会福祉施設入所者等の指導等 社会福祉施設入所者等の指導、処遇等を行うに当たり、病歴に関する個人情報、その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集する場合。	社会福祉施設等において入所者、通所者等の実状を正確に把握し、指導、処遇等を的確に行うため、病歴等に関する個人情報を収集することが必要な場合があるため。
10	医療機関、保健所での治療等 医療機関、保健所等が、診療行為、疾病予防等を行って、病歴、遺伝子に関する情報その他の身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集する場合。	病気の予防や治療等を行うために、患者の身体の状況を知る必要があるため。
11	地域改善対策事業、差別事象関係事務 地域改善対策事業、差別事象関係事務を行うに当たって、人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがある社会的身分に関する個人情報を収集する場合。	地域改善対策事業、差別事象関係事務を行うに当たって、その対象となる者の人種、民族その他社会的身分に関する個人情報を収集することが必要な場合があるため。
12	市立学校等の生徒の指導等 市立学校等在籍の児童生徒等の指導、教育を行うに当たり、病歴に関する個人情報、その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集する場合。	市立学校等在籍の児童生徒等の適切な指導、教育、健康管理のため、健康診断等により病歴等に関する個人情報を収集する場合があるため。

3 京都市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定による個人情報の目的外利用及び提供の事例について

類型		理由
1	案内状等の送付 会議等の案内や広報誌、あいさつ状等を送付するため、氏名、住所等の個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合。 ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	審議会委員等にあいさつ状等を送付する場合は、儀礼上の必要性から行うものであり、また、事業の参加者等に対し関連する事業や催し物の案内等を送付する場合は、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから、それぞれ既存の情報を利用、提供することに合理的な理由があるため。
2	栄典、表彰等の選考 栄典、表彰等の選考又は委員、講師、指導者、助言者等の選任、委嘱を行うため、選考に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合。 ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	本人から収集すると、公正な選考に支障を生じたり、候補者に事前に期待を抱かせ、選考外となつた際の不信感につながるおそれがあるため。

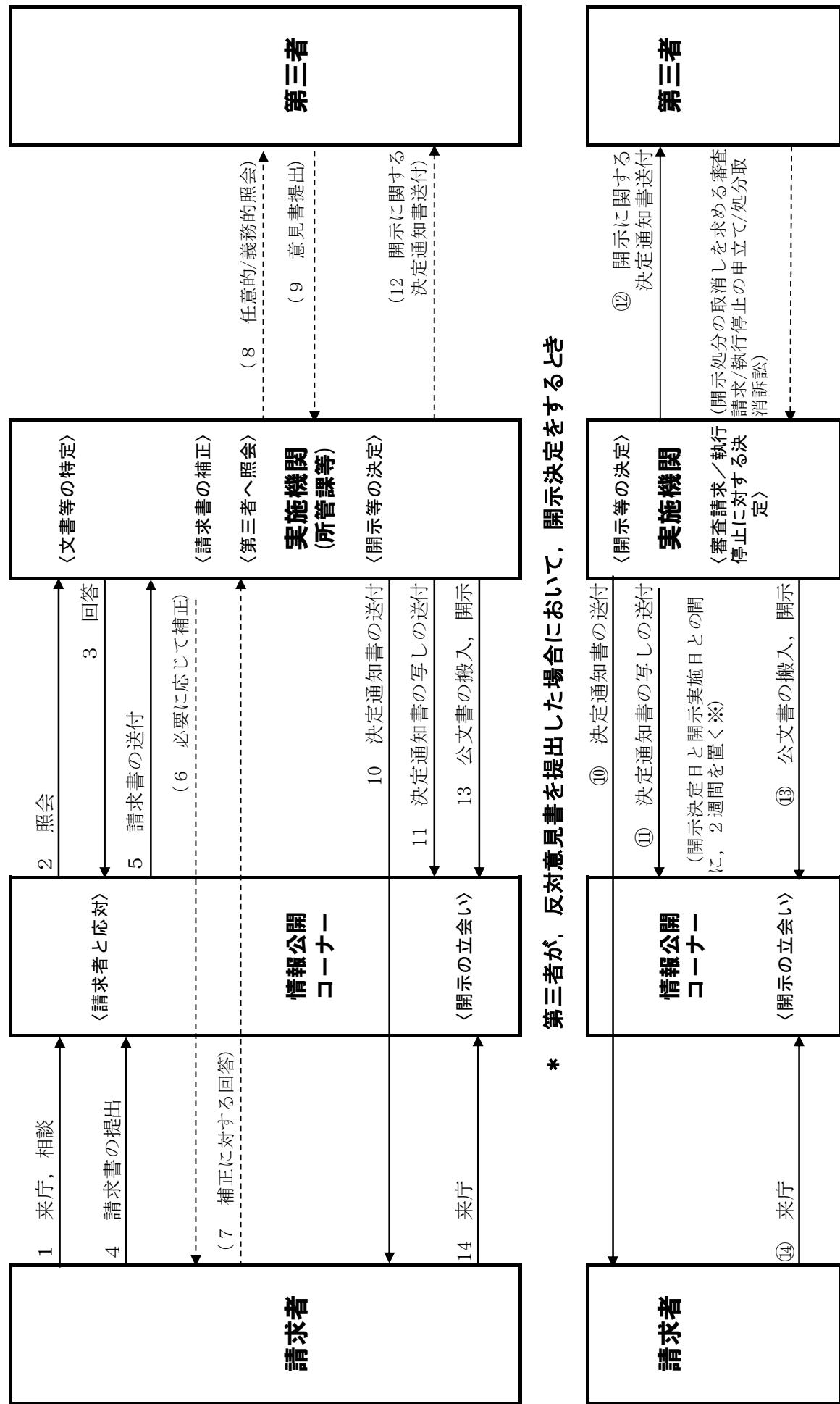
3	報道機関への発表 報道機関へ発表し、又は報道機関からの取材に対応するため、該当者に関する個人情報を提供する場合、又は所管課が作成した個人情報が含まれた資料を、広報を担当する実施機関で利用する場合。 ただし、市民等に知らせることが公益上必要であり、かつ、本人の権利利益を不适当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、報道された場合の影響等から判断して、社会通念上許容される範囲内で報道機関へ提供することが必要な場合があるため。
4	研究、統計作成 専ら学術研究又は統計資料作成のために、当該実施機関内部で利用したり、他の実施機関、国等に個人情報を提供する場合。 いずれも本人の権利利益を不适当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	学術研究又は計画的な行政施策を展開するために統計資料の作成を行う場合は、必要な個人情報を利用又は提供することに公益上の必要性が認められるため。
5	アンケート対象者の抽出等 アンケート調査や実態調査等を行うに当たり、それらの対象者の選定をするため、必要な範囲内で対象者に関する個人情報を実施機関内部で利用したり、他の実施機関、国等に提供する場合。 ただし、本人の権利利益を不适当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	事務事業に係るアンケートを行うに当たり対象者を抽出する場合、既に収集されている個人情報を利用又は提供することについて合理的な理由があるため。
6	資格審査、保険料算定等 更生援護、給付、助成又は貸付等の資格要件の審査のため、また、保険料等を決定するため、課税状況、収入、居住関係、公的扶助等に関する個人情報を実施機関内部で利用したり、他の実施機関に提供する場合。 ただし、本人の権利利益を不适当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	課税状況等が各種の受給等の資格要件として定められている事務や、保険料等の算定の基礎になる事務を行う場合、必要な範囲内ですでに収集されている個人情報を利用又は提供することにより、市民の負担の軽減、行政運営の効率化を図ることができるため。
7	社会福祉施設入所者等の指導等 社会福祉施設入所者等の指導、処遇等を適切に行うに当たり、必要な範囲内で入所者等の個人情報を実施機関内部で利用する場合。 ただし、本人の権利利益を不适当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	社会福祉施設等において入所者、通所者等の実状を正確に把握し、指導、処遇等を的確に行うため、他の目的で収集した個人情報を利用することが必要な場合があるため。
8	依頼、照会等 行政機関が法令等に基づき実施する事務に関して行う依頼、調査、照会等に対し、回答等をする場合。 ただし、本人の権利利益を不适当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	依頼等で求められる情報が、法令等に基づく事務を行うために必要なものであり、当該個人情報を利用又は提供することに公益上の必要性が認められるため。
9	法令に基づく要請等 法令に基づいて、必要な限度で個人情報を提供する場合。 ただし、本人の権利利益を不适当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	法令に基づいて行われる要請、照会等であり、公共的職責を担う機関等の規定に基づいて行われる事務処理に必要とされるものがあるため。 (1) 法律若しくはこれに基づく政令に基づき、国の行政機関等からの個別的かつ具体的な指示により文書等を提供する場合 (2) 裁判所からの求めに応じて文書の送付等を行う場合 (3) 会計検査院の帳簿等の提出要求に従い、帳簿等を提出する場合 (4) 税務署等からの質問及び検査に応ずる場合 (5) 訴訟の当事者からの照会に応じて資料等を提供する場合 (6) 弁護士会からの照会に応じて文書等を提供する場合 (7) 捜査機関からの照会に応じて文書等を提供する場合

京都市個人情報保護条例第10条に規定する個人情報の電子計算機処理事務及び条例第11条に規定する電子計算機の結合事務

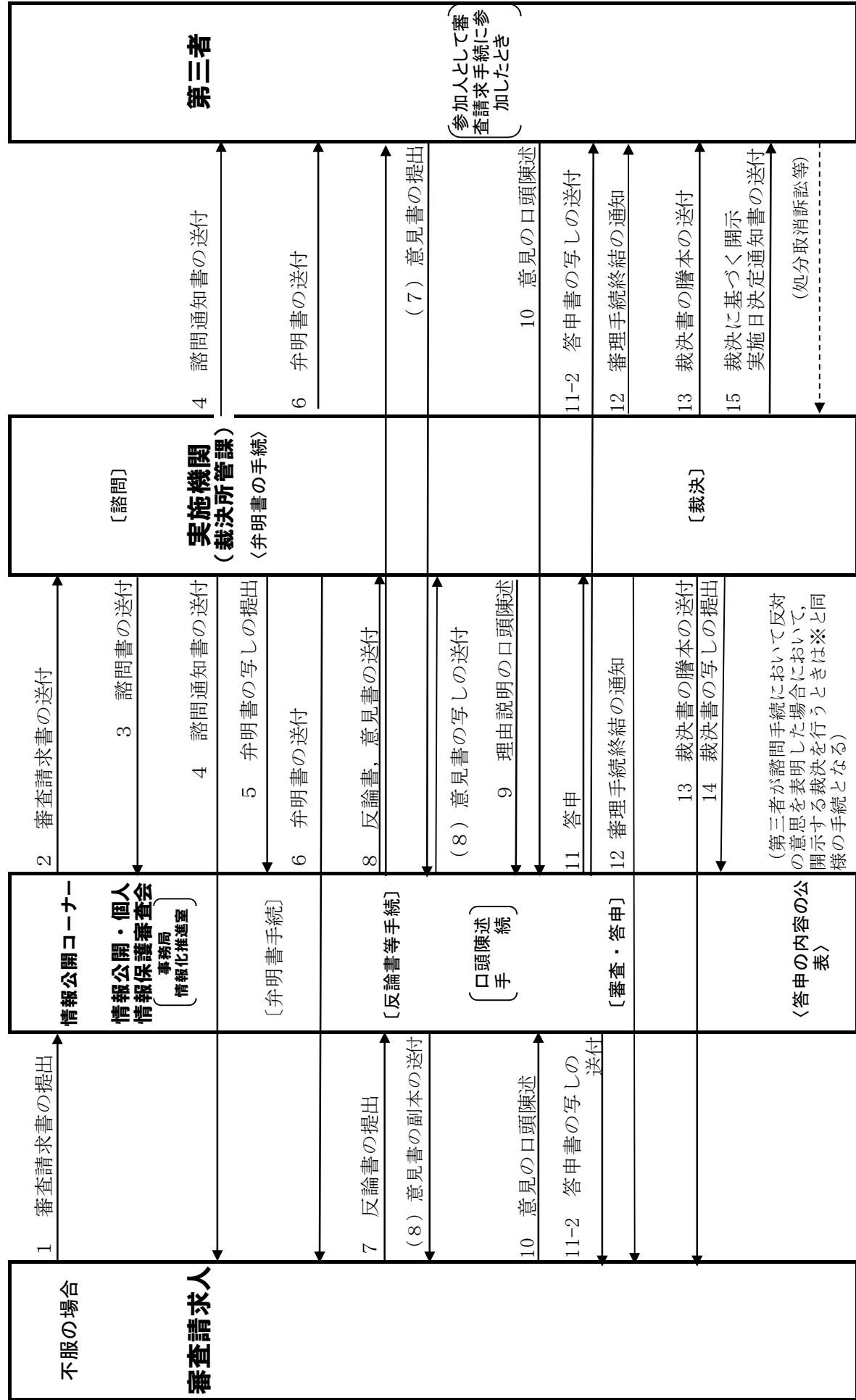
類型	理由	
1 アンケート調査対象者等抽出事務 住民基本台帳データから、各種アンケート調査の対象者や各種モニターの候補者を無作為に抽出する事務について、取り扱う個人情報が、(1)及び(2)の範囲内である場合 (1) 出力する項目の範囲 「氏名（通称名を含む。）」、「住所又は居住地（住所コード又は居住地コードを含む。）」、「性別」及び「年齢」 (2) 抽出条件として用いる個人情報の項目の範囲 「識別番号」、「生年月日」、「京都市民になった日」、「住所又は居住地（区、学区）」及び「続柄」	住民基本台帳に記載されている情報そのものは、既に電子計算機処理がされているため。 また、無作為抽出に関する事務処理も定型化されているため。	
2	既に承認されている事務について、変更の内容が単に出力管理責任者が追加されるだけである場合	
3	電子計算機処理する情報が、主として法人事業者の事業に関するもので、処理する情報の中に含まれる個人情報の項目及びその処理が、(1)及び(2)の範囲内である場合 (1) 項目の範囲 ア 事業者の事業に関する情報 イ 事業者の業務に従事する担当者の氏名、所属、職種、業務上の連絡先、その他これに準じる項目 (2) 処理の範囲 ア 条例第10条第2項に該当する場合 イ 条例第11条に該当する場合で、提供先又は提供元が国、他の地方公共団体又はこれらに準じる団体である	法人情報の中に、一部に個人情報が含まれるものであって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるため。
4	2,500分の1程度又はそれ以下の縮尺の都市地図や道路地図について、取り扱う個人情報及びその処理が、(1)及び(2)の範囲内である場合 (1) 収録されている範囲 ア 個人商店の名称や個人医院の名称等の、個人事業者に係る情報 イ 建物の外郭線 (2) 処理の範囲 ア 実施機関内での利用	地図情報の中に、一部に個人情報が含まれるものであって、個人の権利を不当に侵害するおそれがないと認められるため。
5 汎用の表計算ソフトを利用した名簿、台帳等作成事務 本市が導入している、汎用の表計算ソフト（アクセス等のデータベースソフトは含まない。以下同じ。）を利用した名簿、台帳等（以下「リスト等」という。）の電子計算機処理のうち、個人情報の項目、その処理及び出力帳票等が(1)～(3)の範囲内である場合 (1) 項目の範囲 ア 個人情報取扱事務開始届（規則第1号様式）における個人情報の項目のうち「基本的事項」及び「社会生活」に係るもの、並びに「その他」のうち「基本的事項」と同等のもの（例 メールアドレス、FAX番号）。 イ 試験、研修、イベント等に際し収集する、参加者等の病歴に関する個人情報、その他身体的特質に関する個人情報 (2) 処理の範囲 リスト等の作成（個人情報の修正、更新、消去を含む。） ※ ただし、汎用の表計算ソフト以外のソフトウェアにより電子計算機処理されたデータからリスト等を作成する処理を除く。	汎用の表計算ソフトを利用したリスト等の作成等のみを行う電子計算機処理であり、かつ、取り扱う個人情報を限定していることから、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるため。 試験、研修、イベント等に際し収集する、参加者等の病歴に関する個人情報、その他身体的特質に関する個人情報については、各種試験、研修、イベント等を開催するに当たって参加者名簿を作成し、手話通訳や点字資料による対応など一定の配慮を行う必要がある参加者を把握するという必要最小限の範囲内での電子計算機処理であれば、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるため。	

	(3) 出力帳票等の範囲 リスト等（検索用ファイルを含む。）、宛名シール、送付書類	
6	<p>災害時などの緊急の場合における汎用の表計算ソフトを利用した名簿、台帳等作成事務</p> <p>個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であり、本市が導入している、汎用の表計算ソフト（アクセス等のデータベースソフトは含まない。以下同じ。）を利用して作成した名簿、台帳等（以下「リスト等」という。）の電子計算機処理のうち、個人情報の項目、その処理及び出力帳票等が(1)～(3)の範囲内である場合</p> <p>(1) 項目の範囲 項目の制限は設けないが、事務に必要な範囲内とすること</p> <p>(2) 処理の範囲 リスト等の作成（個人情報の修正、更新、消去を含む。） ※ ただし、汎用の表計算ソフト以外のソフトウェアにより電子計算機処理されたデータからリスト等を作成する処理を除く。</p> <p>(3) 出力帳票等の範囲 リスト等（検索用ファイルを含む。）、宛名シール、送付書類</p>	<p>汎用の表計算ソフトを利用してリスト等の作成等のみを行う電子計算機処理であり、かつ、災害時などの緊急の場合限定していることから、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるため。</p>
7	<p>映像等の非識別化のための処理</p> <p>映像、画像、又は音声のデータを会議等の資料に用いる際に、当該データに含まれる個人の容姿、声等の情報について、個人が識別できないように処理をする場合。</p>	<p>個人情報の非識別化のための処理であり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるため。</p>

個人情報の開示に関する事務のフロー図



審査請求に関する事務のフロー図





個人情報の保護に関する法律

(平成29年5月30日現在)

公 布：平成15年 5月30日法律第57号
 施 行：平成17年 4月 1日
 最終改正：平成28年 5月27日法律第51号

第1章 総則（第1条—第3条）**第2章 国及び地方公共団体の責務等（第4条—第6条）****第3章 個人情報の保護に関する施策等****第1節 個人情報の保護に関する基本方針（第7条）****第2節 国の施策（第8条—第10条）****第3節 地方公共団体の施策（第11条—第13条）****第4節 国及び地方公共団体の協力（第14条）****第4章 個人情報取扱事業者の義務等****第1節 個人情報取扱事業者の義務（第15条—第16条）****第2節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第17条—第39条）****第3節 監督（第40条—第46条）****第4節 民間団体による個人情報の保護の推進（第47条—第58条）****第5章 個人情報保護委員会（第59条—第74条）****第6章 雜則（第75条—第81条）****第7章 罰則（第82条—第88条）****附則****第1章 総則****(目的)**

第1条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。第18条第2項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人

を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するため変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるよう割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 国の機関

(2) 地方公共団体

(3) 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

(4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

6 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

7 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利

益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

8 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

9 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元するとのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元するとのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

10 この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第36条第1項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第5項各号に掲げる者を除く。

（基本理念）

第3条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

第2章 国及び地方公共団体の責務等

（国の責務）

第4条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第6条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るためにその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各國政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第1節 個人情報の保護に関する基本方針

第7条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- (2) 国が講すべき個人情報の保護のための措置に関する事項
- (3) 地方公共団体が講すべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

(4) 独立行政法人等が講すべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

(5) 地方独立行政法人が講すべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

(6) 個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者並びに第50条第1項に規定する認定個人情報保護団体が講すべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

(7) 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

(8) その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要な事項

3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第2節 国の施策

（地方公共団体等への支援）

第8条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

（苦情処理のための措置）

第9条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報の適正な取扱いを確保するための措置）

第10条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第3節 地方公共団体の施策

（地方公共団体等が保有する個人情報の保護）

第11条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(区域内の事業者等への支援)

第12条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第13条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするために、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 国及び地方公共団体の協力

第14条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

第1節 個人情報取扱事業者の義務

(利用目的の特定)

第15条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第17条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国、機関、地方公共団体、第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

(6) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第18条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第19条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第20条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第21条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
(委託先の監督)

第22条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること。

(2) 第三者に提供される個人データの項目

(3) 第三者への提供の方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(5) 本人の求めを受け付ける方法

3 個人情報取扱事業者は、前項第2号、第3号又は第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 個人情報保護委員会は、第2項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 個人情報取扱事業者は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第24条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第25条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第2条第5項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあっては、第23条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。
(保有個人データに関する事項の公表等)

第27条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次項の規定による求め又は次条第1項、第29条第1項若しくは第30条第1項若しくは第3項の規定による請求に応じる手続（第33条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（開示）

第28条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 他の法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

（訂正等）

第29条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第30条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第16条の規定に違反して取り扱われているとき又は第17条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第23条第1項又は第24条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第31条 個人情報取扱事業者は、第27条第3項、第28条第3項、第29条第3項又は前条第5項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第32条 個人情報取扱事業者は、第27条第2項の規定による求め又は第28条第1項、第29条第1項若しくは第30条第1項若しくは第3項の規定による請求(以下この条及び第53条第1項において「開示等の請求等」という。)に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等をすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができます。
- 4 個人情報取扱事業者は、前3項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第33条 個人情報取扱事業者は、第27条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第28条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(事前の請求)

第34条 本人は、第28条第1項、第29条第1項又は第30条第1項若しくは第3項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前2項の規定は、第28条第1項、第29条第1項又は第30条第1項若しくは第3項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第35条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第2節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

(匿名加工情報の作成等)

第36条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(匿名加工情報の提供)

第37条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報(自ら個人情報を加工して作成したもの)を除く。以下この節において同じ。)を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとと

もに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第38条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第36条第1項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第44条の10第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の10第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第39条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第3節 監督

(報告及び立入検査)

第40条 個人情報保護委員会は、前2節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者(以下「個人情報取扱事業者等」という。)に対し、個人情報又は匿名加工情報(以下「個人情報等」という。)の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入りさせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第41条 個人情報保護委員会は、前2節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第42条 個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者が第16条から第18条まで、第20条から第22条まで、第23条(第4項を除く。), 第24条, 第25条, 第26条(第2項を除く。), 第27条, 第28条(第1項を除く。), 第29条第2項若しくは第3項, 第30条第2項, 第4項若しくは第5項, 第33条第2項若しくは第36条(第6項を除く。)の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第37条若しくは第38条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止

その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 個人情報保護委員会は、前2項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第16条, 第17条, 第20条から第22条まで, 第23条第1項, 第24条若しくは第36条第1項, 第2項若しくは第5項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第38条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(個人情報保護委員会の権限の行使の制限)

第43条 個人情報保護委員会は、前3条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者等が第76条第1項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(権限の委任)

第44条 個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第42条の規定による勧告又は命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第40条第1項の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を使用したときは、政令で定めるところにより、その結果について個人情報保護委員会に報告するものとする。

3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第1項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法(平成11年法律第89号)第43条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。

4 内閣総理大臣は、第1項の規定により委任された権限及び第2項の規定による権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。

6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第4項の規定により委任された権限(前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

- 7 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第5項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。
- 9 第5項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求（第7項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

（事業所管大臣の請求）

第45条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に前2節の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（事業所管大臣）

第46条 この節の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣又は国家公安委員会（次号において「大臣等」という。）
- (2) 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等

第4節 民間団体による個人情報の保護の推進

（認定）

第47条 個人情報取扱事業者等の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第3号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

(1) 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第52条の規定による苦情の処理

(2) 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。

3 個人情報保護委員会は、第1項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（次格条項）

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の認定を受けることができない。

(1) この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

- (2) 第58条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- (3) その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるものイ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者ロ 第58条第1項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者

（認定の基準）

第49条 個人情報保護委員会は、第47条第1項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- (1) 第47条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
- (2) 第47条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
- (3) 第47条第1項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

（廃止の届出）

第50条 第47条第1項の認定を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（対象事業者）

第51条 認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

（苦情の処理）

第52条 認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めるなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(個人情報保護指針)

第53条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。

4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならぬ。

（目的外利用の禁止）

第54条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

（名称の使用制限）

第55条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（報告の徴収）

第56条 個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関する報告をさせることができる。

（命令）

第57条 個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（認定の取消し）

第58条 個人情報保護委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第48条第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
- (2) 第49条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- (3) 第54条の規定に違反したとき。
- (4) 前条の命令に従わないとき。
- (5) 不正の手段により第47条第1項の認定を受けたとき。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第5章 個人情報保護委員会

（設置）

第59条 内閣府設置法第49条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

（任務）

第60条 委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第12条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。

（所掌事務）

第61条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 基本方針の策定及び推進に関すること。
- (2) 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い並びに個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱いに関する監督、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する行政機関における同条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の取扱いに関する監視、独立行政法人等における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の取扱いに関する監督並びに個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関する事務（第4号に掲げるものを除く。）。
- (3) 認定個人情報保護団体に関すること。
- (4) 特定個人情報（番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。第63条第4項において同じ。）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関する事務。
- (5) 特定個人情報保護評価（番号利用法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関する事務。
- (6) 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関する事務。
- (7) 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関する事務。
- (8) 所掌事務に係る国際協力に関する事務。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

（職權行使の独立性）

第62条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職權を行う。

（組織等）

第63条 委員会は、委員長及び委員八人をもって組織する。

2 委員のうち四人は、非常勤とする。

- 3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- 4 委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報が利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3第1項の連合組織で同項の規定による届出をしたもの）の推薦する者が含まれるものとする。
- （任期等）
- 第64条** 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員長及び委員は、再任されることができる。
 - 3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
 - 4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第3項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。
 - 5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。
- （身分保障）
- 第65条** 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。
- (1) 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - (2) この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (4) 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。
- （罷免）
- 第66条** 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。（委員長）
- 第67条** 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。
- （会議）
- 第68条** 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
 - 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 第65条第4号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。
- 5 委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、前条第2項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。（専門委員）
- 第69条** 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
 - 4 専門委員は、非常勤とする。
- （事務局）
- 第70条** 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
 - 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。（政治運動等の禁止）
- 第71条** 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。（秘密保持義務）
- 第72条** 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。（給与）
- 第73条** 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。（規則の制定）
- 第74条** 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができる。

第6章 雜則

（適用範囲）

- 第75条** 第15条、第16条、第18条（第2項を除く。）、第19条から第25条まで、第27条から第36条まで、第41条、第42条第1項、第43条及び次条の規定は、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても、適用する。

（適用除外）

- 第76条** 個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。
- (1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
 - (2) 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

- (3) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
 - (4) 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
 - (5) 政治団体 政治活動（これに付隨する活動を含む。）の用に供する目的
- 2 前項第1号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。
- 3 第1項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（地方公共団体が処理する事務）

第77条 この法律に規定する委員会の権限及び第44条第1項又は第4項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととができる。

（外国執行当局への情報提供）

第78条 委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局（以下この条において「外国執行当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（同項において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 委員会は、外国執行当局からの要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

(1) 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

(2) 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

(3) 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国との保証がないとき。

4 委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第1号及び第2号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第3号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

（国会に対する報告）

第79条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（連絡及び協力）

第80条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に關係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第百120号）第3条第2項に規定する機関をいう。）の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

（政令への委任）

第81条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第7章 罰則

第82条 第72条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第83条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第87条第1項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第84条 第42条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第85条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第40条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(2) 第56条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第86条 第82条及び第83条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第87条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第83条から第85条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第88条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 第26条第2項又は第55条の規定に違反した者

(2) 第50条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第4章から第6章まで及び附則第2条から第6条までの規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(本人の同意に関する経過措置)

第2条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第15条第1項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第16条第1項又は第2項の同意があつたものとみなす。

第3条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第23条第1項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があつたものとみなす。

(通知に関する経過措置)

第4条 第23条第2項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第5条 第23条第5項第3号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第6条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第45条の規定は、同条の規定の施行後6月間は、適用しない。

附 則 (平成15年5月30日法律第61号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成15年7月16日法律第119号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条の規定 個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(その他の経過措置の政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成21年6月5日法律第49号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第9条の規定 この法律の公布の日

(处分等に関する経過措置)

第4条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。)の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第5条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第7条第3項の内閣府令又は国家行政組織法第12条第1項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第7条第3項の内閣府令又は国家行政組織法第12条第1項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第8条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成27年9月9日法律第65号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7条第2項、第10条及び第12条の規定 公布の日

(2) 第1条及び第4条並びに附則第5条、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第9条、第13条、第22条、第25条から

第27条まで、第30条、第32条、第34条並びに第37条の規定 平成28年1月1日

(3) 略

(4) 次条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(5) 第3条及び第6条(番号利用法第19条第1号及び別表第一の改正規定を除く。)並びに附則第24条及び第36条の規定 番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(通知等に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律

(以下「新個人情報保護法」という。)第23条第2項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第五号に掲げる事項に相当する事項について本人に通知するとともに、同項各号に掲げる事項に相当する事項について個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

(外国にある第三者への提供に係る本人の同意に関する経過措置)

第3条 施行日前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意

がある場合において、その同意が新個人情報保護法第24条の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同条の同意があったものとみなす。(主務大臣がした処分等に関する経過措置)

第4条 施行日前に第2条の規定による改正前の個人情報の保護に関する法律(以下「旧個人情報保護法」という。)又はこれに基づく命令の規定により旧個人情報保護法第36条又は第49条に規定する主務大臣(以下この条において単に「主務大臣」という。)がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対してされている申請、届出その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 施行日前に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後は、これを、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

(委員長又は委員の任命等に関する経過措置)

第7条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第2号施行日に、第1条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下この条において「第2号新個人情報保護法」という。)第

54条第3項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第2号新個人情報保護法第55条第1項の規定にかかわらず、第2号施行日における従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2 附則第1条第2号に掲げる規定の施行に伴い新たに任命されることとなる個人情報保護委員会の委員については、第2号新個人情報保護法第54条第3項に規定する委員の任命のために必要な行為は、第2号施行日前においても行うことができる。

3 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第2号施行日に、同一の勤務条件をもって、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第9条 この法律(附則第1条第2号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第2号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第10条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定に当たっての配慮)

第11条 個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第8条に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに当たっては、この法律の施行により旧個人情報保護法第2条第3項第5号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(検討)

第12条 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する行政機関が保有する同条第2項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等が保有する同条第2項に規定する個人情報(以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する。)の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報(新個人情報保護法第2条第9項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等匿名加工情報(行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいう。以下この項において同じ。)を含む。)の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘査し、その改善について検討を

加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、附則第1条第6号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関が同条第3項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第1項に規定する農水産業協同組合が同条第3項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第7条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第13条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第1項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

附 則（平成28年5月27日法律第51号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(平成29年5月30日現在)

公 布：平成15年 5月30日法律第58号
 施 行：平成17年 4月 1日

最終改正：平成28年 5月27日法律第51号

第1章 総則（第1条・第2条）**第2章 行政機関における個人情報の取扱い（第3条～第9条）****第3章 個人情報ファイル（第10条・第11条）****第4章 開示、訂正及び利用停止****第1節 開示（第12条～第26条）****第2節 訂正（第27条～第35条）****第3節 利用停止（第36条～第41条）****第4節 審査請求（第42条～第44条）****第4章の2 行政機関非識別加工情報の提供（第44条の2～第44条の16）****第5章 雜則（第45条～第52条）****第6章 罰則（第53条～第57条）****附則****第1章 総則****(目的)**

第1条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項及び行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- (2) 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- (3) 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- (4) 内閣府設置法第39条 及び第55条 並びに宮内庁法（昭

和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

(5) 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの

(6) 会計検査院

2 この法律において「個人情報」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるよう割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

4 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

5 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情

報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

6 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの

7 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

8 この法律において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第44条の10第1項において同じ。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）をいう。

(1) 第2項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

(2) 第2項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

9 この法律において「行政機関非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができ

きることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

(1) 第11条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

(2) 行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書の同条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

(3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第44条の10第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

10 この法律において「行政機関非識別加工情報ファイル」とは、行政機関非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 特定の行政機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの

11 この法律において「行政機関非識別加工情報取扱事業者」とは、行政機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 国の機関

(2) 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

(3) 地方公共団体

(4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

第2章 行政機関における個人情報の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第3条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

(利用目的の明示)

第4条 行政機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第5条 行政機関の長（第2条第1項第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報（行政機関非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。次条、第38条、第48条、第50条及び第51条において同じ。）が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第6条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から個人情報（行政機関非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。次条、第38条、第48条、第50条及び第51条において同じ。）の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第7条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第9条 行政機関の長は、前条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第10条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条、第50条、第51条及び第51条の5から第51条の7までにおいて同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 当該行政機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この章において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第9号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この章において「記録範囲」という。)
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この章において「記録情報」という。)の収集方法
- (5)の2 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (6) 記録情報を当該行政機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (7) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
- (8) 第12条第1項、第27条第1項又は第36条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第27条第1項ただし書又は第36条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- (10) その他政令で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
- (2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- (3) 行政機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
- (4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情

報ファイル

(5) 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

(5)の2 行政機関非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル

(5)の3 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル

(6) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

(7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(8) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

(9) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル

(10) 第3号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

(11) 第2条第6項第2号に係る個人情報ファイル

3 行政機関の長は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、総務大臣に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第11条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 前条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、行政機関の長は、記録項目の一

部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第12条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第13条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第14条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第

2項並びに第23条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると

行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

- (5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるもの
- (7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

- 第15条** 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符合の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第16条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第18条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第4条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第20条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から60日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第21条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第18条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(独立行政法人等への事案の移送)

第22条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が独立行政法人等から提供されたものであるとき、その他独立行政法人等において独立行政法人等個人情報保護法第19条第1項に規定する開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第2条第5項に規定する保有個人情報と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等個人情報保護法第12条第2項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等個人情報保護法第19条第1項中「第13条第3項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第13条第3項」とする。

3 第1項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、

地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第43条第2項及び第44条第1項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えないなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第14条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第16条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第43条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第24条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 行政機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第18条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第25条 行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第26条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第27条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第36条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (2) 第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等個人情報保護法第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (3) 開示決定に係る保有個人情報であって、第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第28条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第29条 行政機関の長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第30条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第31条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第28条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第32条 行政機関の長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げ

る事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第33条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報が第2

1条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第30条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（独立行政法人等への事案の移送）

第34条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報が第27条第1項第2号に掲げるものであるとき、その他独立行政法人等において独立行政法人等個人情報保護法第31条第1項に規定する訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第2条第5項に規定する保有個人情報と、訂正請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等個人情報保護法第27条第2項に規定する訂正請求とみなして、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等個人情報保護法第31条第1項中「第28条第3項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第28条第3項」とする。

3 第1項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が独立行政法人等個人情報保護法第33条第3項に規定する訂正決定をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第35条 行政機関の長は、訂正決定（前条第3項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第37条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第38条 行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第39条 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第40条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第41条 行政機関の長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求につ

いての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第4条(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第44条第2項の規定に基づく政令を含む。)の規定により審査請求がされた行政庁(第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あつたとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会(審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第50条第1項第4号において同じ。)」と、「受けたとき(前条第1項の規定による諮問を要しない場合(同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。)にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき)」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

(審査会への諮問)

第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。)

- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第44条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる。

第4章の2 行政機関非識別加工情報の提供

第44条の2 行政機関の長は、この章の規定に従い、行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）を作成し、及び提供することができる。

2 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために行政機関非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 前項の「削除情報」とは、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この章において同じ。）から削除した記述等及び個人識別符号をいう。（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第44条の3 行政機関の長は、当該行政機関が保有している個人情報ファイルが第2条第9項各号のいずれにも該当すると認めるとときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第11条第1項の規定の適用については、同項中「第9号」とあるのは、「第9号並びに第44条の3各号」とする。

- (1) 第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
 (2) 第44条の5第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
 (3) 当該個人情報ファイルが第2条第9項第2号（口に係る部分に限る。）に該当するときは、第44条の8第1項において準用する行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨
 （提案の募集）

第44条の1 行政機関の長は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。

（行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

第44条の5 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関非識別加工情報をその事業の用に供する行政機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、行政機関の長に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長に提出してしなければならない。

- (1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名
 (2) 提案に係る個人情報ファイルの名称
 (3) 提案に係る行政機関非識別加工情報の本人の数
 (4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関非識別加工情報の作成に用いる第44条の10第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
 (5) 提案に係る行政機関非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関非識別加工情報がその用に供される事業の内容
 (6) 提案に係る行政機関非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
 (7) 提案に係る行政機関非識別加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
 (8) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項
 3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。
 (1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しない

ことを誓約する書面

- (2) 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
(欠格事由)

第44条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくは独立行政法人等個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) 第44条の14の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (5) 独立行政法人等個人情報保護法第44条の14の規定により独立行政法人等個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（提案の審査等）

第44条の7 行政機関の長は、第44条の5第1項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- (1) 第44条の5第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 第44条の5第2項第3号の提案に係る行政機関非識別加工情報の本人の数が、行政機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- (3) 第44条の5第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第44条の10第1項の基準に適合すること。
- (4) 第44条の5第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- (5) 第44条の5第2項第6号の期間が行政機関非識別加工情

報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

- (5) 第44条の5第2項第5号の提案に係る行政機関非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該行政機関非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- 2 行政機関の長は、前項の規定により審査した結果、第44条の5第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。
 - (1) 第44条の9の規定により行政機関の長との間で行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
 - (2) 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3 行政機関の長は、第1項の規定により審査した結果、第44条の5第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。
（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）
- 第44条の8 個人情報ファイル簿に第44条の3第3号に掲げる事項の記載がある個人情報ファイルに係る第44条の5第1項の提案については、当該提案を当該提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書の行政機関情報公開法第3条の規定による開示の請求と、前条第2項の規定による通知を当該行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定とみなして、行政機関情報公開法第13条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「行政機関の長」とあるのは、「行政機関の長（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第5条に規定する行政機関の長をいう。次項において同じ。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。
- 2 前項において準用する行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた同条第1項に規定する第三者が第44条の5第1項の提案に係る行政機関非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章の規定を適用する。
（行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結）

第44条の9 第44条の7第2項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長との間で、行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関非識別加工情報の作成等)

第44条の10 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第44条の11 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成したときは、当該行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第44条の3の規定により読み替えられた第11条第1項の規定の適用については、同項中「並びに第44条の3各号」とあるのは、「、第44条の3各号並びに第44条の11各号」とする。

(1) 行政機関非識別加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項

(2) 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(3) 次条第一項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第44条の12 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された行政機関非識別加工情報をその事業の用に供する行政機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、行政機関の長に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関非識別加工情報について第44条の9の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第44条の5第2項及び第3項、第44条の6、第44条の7並びに第44条の9の規定は、前項の提案について準用する。

この場合において、第44条の5第2項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第8号までに」と、同項第4号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第44条の10第1項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第8号中「前各号」

とあるのは「第1号及び第4号から前号まで」と、第44条の7第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同項第7号中「前各号」とあるのは「第1号及び前3号」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第44条の13 第44条の9の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第2項において準用する第44条の9の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参照して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第44条の14 行政機関の長は、第44条の9(第44条の12第2項において準用する場合を含む。)の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

(2) 第44条の6各号(第44条の12第二項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

(安全確保の措置)

第44条の15 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第44条の10第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「行政機関非識別加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第44条の16 行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関する知り得た行政機関非識別加工情報等の内容をみだりに他

人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第5章 雜則

(適用除外等)

第45条 第4章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に

係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

- 2 保有個人情報（行政機関情報公開法律第5条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、行政機関に保有されていないものとみなす。

(権限又は事務の委任)

第46条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、前2章から前章まで（第10条及び第4章第4節を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第47条 行政機関の長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、当該行政機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

- 2 総務大臣は、この法律（前章を除く。第49条第1項、第50条及び第51条において同じ。）の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情処理)

第48条 行政機関の長は、行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(施行の状況の公表)

第49条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

- 2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(資料の提出及び説明の要求)

第50条 総務大臣は、前条第1項に定めるもののほか、この法

律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求めることができる。

(意見の陳述)

第51条 総務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに關し意見を述べることができる。

(第44条の5第1項等の提案をしようとする者に対する情報の提供等)

第51条の2 行政機関の長は、第44条の5第1項又は第44条の12第1項の提案をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に当該提案をすることができるよう、当該提案に資する情報の提供その他当該提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

- 2 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理)

第51条の3 行政機関の長は、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(報告の要求)

第51条の4 個人情報保護委員会は、行政機関の長に対し、前章の規定の施行の状況について報告を求めることができる。

(資料の提出の要求及び実地調査)

第51条の5 個人情報保護委員会は、前条に定めるもののほか、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

(指導及び助言)

第51条の6 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第51条の7 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いについて勧告をすることができる。

(個人情報保護委員会の権限の行使の制限)

第51条の8 個人情報の保護に関する法律第43条第1項の規定の趣旨に照らし、個人情報保護委員会は、行政機関の長が同法第76条第1項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で行政機関非識別加工情報を取り扱う場合に限る。）に対して行政機関非識別加工情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

（政令への委任）

第52条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第53条 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第6条第2項若しくは第44条の15第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを作成したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行の際現に行政機関が保有している個人情報ファイルについての改正後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行後遅滞なく」とする。

2 この法律の施行前に改正前の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律第13条第1項又は第

2項の規定によりされた請求については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 前3項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成15年7月16日法律第119号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（2）第24条の規定 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（その他の経過措置の政令への委任）

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成17年10月21日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

附 則（平成24年6月27日法律第42号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月13日法律第67号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）附則第14条第2項、第18条及び第30条の規定 公布の日

附 則（平成26年6月13日法律第68号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第5条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の

行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成28年5月27日法律第51号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第3条及び第4条の規定は、公布の日から施行する。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第1条の規定による改正後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下この条において「新行政機関個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する行政機関が保有している同条第6項に規定する個人情報ファイルであつて、新行政機関個人情報保護法第10条第1項第5号に規定する記録情報に新行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報を含むものについての新行政機関個人情報保護法第10条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）の施行後遅滞なく」とする。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（別表略）

(平成29年5月30日現在)

公布：平成25年 5月5日法律第27号
最終改正：平成27年 9月 9日法律第65号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 個人番号（第7条—第16条）

第3章 個人番号カード（第17条・第18条）

第4章 特定個人情報の提供

第1節 特定個人情報の提供の制限等（第19条・第20条）

第2節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第21条—第26条）

第5章 特定個人情報の保護

第1節 特定個人情報保護評価等（第27条—第29条の4）

第2節 行政機関個人情報保護法等の特例等（第30条—第32条の2）

第6章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第33条—第38条）

第6章の2 機構処理事務の実施に関する措置（第38条の2—第38条の7）

第7章 法人番号（第39条—第42条）

第8章 雜則（第43条—第47条）

第9章 訽則（第48条—第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようになるとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の特例を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する行政機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。

3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報であつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報であつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

- 4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第2条第6項に規定する個人情報ファイルであって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第2条第6項に規定する個人情報ファイルであって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報データベース等であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- 5 この法律において「個人番号」とは、第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 6 この法律において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第18条において同じ。）により記録されたカードであって、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。
- 8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- 10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するため必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- 11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- 12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 13 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第7章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第21条第1項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。
- 15 この法律において「法人番号」とは、第39条第1項又は第2項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

(基本理念)

第3条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

- (1) 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること。
- (2) 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。

- (3) 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求める 것을避け、国民の負担の軽減を図ること。
- (4) 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいするがないよう、その管理の適正を確保すること。
- 2 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。
- 3 個人番号の利用に関する施策の推進は、個人番号カードが第1項第1号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないよう配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行われなければならない。
- 4 個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第1項第2号及び第3号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。

- 2 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(事業者の努力)

第6条 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 個人番号

(指定及び通知)

第7条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第30条の3第2項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第2項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カード（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。）により通知しなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第2項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

- 3 市町村長は、前2項の規定による通知をするときは、当該通知を受ける者が個人番号カードの交付を円滑に受けることができるよう、当該交付の手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 4 通知カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第22条第1項の規定による届出をする場合には、当該届出と同時に、

当該通知カードを市町村長に提出しなければならない。この場合において、市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知カードに係る記載事項の変更その他の総務省令で定める措置を講じなければならない。

- 5 前項の場合を除くほか、通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードに係る記載事項に変更があったときは、その変更があった日から14日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該通知カードを提出しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 6 通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。
- 7 通知カードの交付を受けている者は、第17条第1項の規定による個人番号カードの交付を受けようとする場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該通知カードを住所地市町村長に返納しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、通知カードの様式その他通知カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。

(個人番号とすべき番号の生成)

- 第8条** 市町村長は、前条第1項又は第2項の規定により個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。
- 2 機構は、前項の規定により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、政令で定めるところにより、次項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。
 - (1) 他のいざれの個人番号（前条第2項の従前の個人番号を含む。）とも異なること。
 - (2) 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。
 - (3) 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。
 - 3 機構は、前項の規定により個人番号とすべき番号を生成し、並びに当該番号の生成及び市町村長に対する通知について管理するための電子情報処理組織を設置するものとする。

(利用範囲)

- 第9条** 別表第1の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第3項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。
- 2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。
 - 3 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条若しくは第197条第1項、相続税法（昭和25年法律第73号）第59条第1項、第3項若しくは第4項、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条、第29条第3項若しくは第98条第1項、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2第2項、第29条の2第5項若しくは第6項、第37条の11の3第7項、第37条の14第9項、第13項若しくは第26項、第70条の2の2第13項若しくは第70条の2の3第14項、国税通則法（昭和37年法律第66号）第74条の13の2、所得税法（昭和40年法律第33号）第225条から第228条の3の2まで、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条又は内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成9年法律第110号）第4条第1項若しくは第4条の3第1項その他の法令又は条例の規定により、別表第1の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第1項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。
 - 4 前項の規定により個人番号を利用することとされている者のうち所得税法第225条第1項第1号、第2号及

び第4号から第6号までに掲げる者は、激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用できる。

- 5 前各項に定めるもののほか、第19条第12号から第16号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

（再委託）

第10条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

- 2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第2条第12項及び第13項、前条第1項から第3項まで並びに前項の規定を適用する。

（委託先の監督）

第11条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人番号利用事務実施者等の責務）

第12条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第13条 個人番号利用事務実施者は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るように努めなければならない。

（提供の要求）

第14条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

- 2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第19条第4号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報をいう。第19条第4号及び第48条において同じ。）の提供を求めることができる。

（提供の求めの制限）

第15条 何人も、第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。第20条において同じ。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

（本人確認の措置）

第16条 個人番号利用事務等実施者は、第14条第1項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

第3章 個人番号カード

（個人番号カードの交付等）

第17条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとらなければならない。

- 2 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第24条の2第1項に規定する最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。
- 4 第2項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から14日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。
- 6 個人番号カードは、その有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。
- 7 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、個人番号カードの様式、個人番号カードの有効期間及び個人番号カードの再交付を受けようとする場合における手続その他個人番号カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。

(個人番号カードの利用)

第18条 個人番号カードは、第16条の規定による本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例（第2号の場合にあっては、政令）で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るために必要なものとして総務大臣が定める基準に従って個人番号カードを取り扱わなければならない。

- (1) 市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務
- (2) 特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて政令で定めるもの 当該事務

第4章 特定個人情報の提供

第1節 特定個人情報の提供の制限等

(特定個人情報の提供の制限)

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- (1) 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき（個人番号利用事務実施者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条第1項、厚生年金保険法第100条の2第5項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供する場合にあっては、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る。）。
- (2) 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第11号に規定する場合を除く。）。
- (3) 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
- (4) 機構が第14条第2項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- (5) 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。
- (6) 住民基本台帳法第30条の6第1項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。
- (7) 別表第2の第1欄に掲げる者（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第3欄に掲げる者（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限

る。) の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

- (8) 条例事務関係情報照会者 (第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第2の第2欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第26条において同じ。) が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者 (当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。) に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの (条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。) の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- (9) 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税 (国税通則法第2条第1号に規定する国税をいう。以下同じ。) に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- (10) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- (11) 社債、株式等の振替に関する法律 (平成13年法律第75号) 第2条第5項に規定する振替機関等 (以下この号において単に「振替機関等」という。) が同条第1項に規定する社債等 (以下この号において単に「社債等」という。) の発行者 (これに準ずる者として政令で定めるものを含む。) 又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第9条第3項に規定する書面 (所得税法第225条第1項 (第1号、第2号、第8号又は第10号から第12号までに係る部分に限る。) の規定により税務署長に提出されるものに限る。) に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- (12) 第35条第1項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会 (以下「委員会」という。) に提供するとき。
- (13) 第38条の7第1項の規定により求められた特定個人情報を総務大臣に提供するとき。
- (14) 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法 (昭和22年法律第79号) 第104条第1項 (同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。) 若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律 (昭和22年法律第225号) 第1条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査 (第36条において「各議院審査等」という。) が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。
- (15) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (16) その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

(収集等の制限)

第20条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報 (他人の個人番号を含むものに限る。) を収集し、又は保管してはならない。

第2節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

(情報提供ネットワークシステム)

第21条 総務大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 総務大臣は、情報照会者から第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

(1) 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第2に掲げるものに該当しないとき。

(2) 当該特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第28条（第3項及び第5項を除く。）の規定に違反する事実があったと認めるとき。

(特定個人情報の提供)

第22条 情報提供者は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第2項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(情報提供等の記録)

第23条 情報照会者及び情報提供者は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

(1) 情報照会者及び情報提供者の名称

(2) 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時

(3) 特定個人情報の項目

(4) 前3号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

(1) 第31条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

(2) 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。

(3) 第31条第3項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

(4) 第31条第4項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 総務大臣は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、前2項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第1項に規定する期間保存しなければならない。

(秘密の管理)

第24条 総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第19条第7号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第25条 情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(第19条第8号の規定による特定個人情報の提供)

第26条 第21条（第1項を除く。）から前条までの規定は、第19条第8号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第21条第2項第1号中「別表第2に掲げる」とあるのは「第19条第8号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第22条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第19条第8号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第2項中「法令」とあるのは「条例」と、第24条中「情報提供等事務（第19条第7号）」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務（第19条第8号）」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

第5章 特定個人情報の保護

第1節 特定個人情報保護評価等

(特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針)

第27条 委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報保護評価（特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価をいう。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講すべき措置を定めた指針（次項及び次条第3項において単に「指針」という。）を作成し、公表するものとする。

2 委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

(特定個人情報保護評価)

第28条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- (1) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- (2) 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- (3) 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- (4) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- (5) 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。第38条の3において同じ。）の方式
- (6) 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 委員会は、評価書の内容、第35条第1項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4 行政機関の長等は、第2項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第30条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第10条第1項の規定による通知があったものとみなす。

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第19条第7号若しくは第8号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供をこれらの規定により求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第29条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第19条第12号から第16号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(研修の実施)

第29条の2 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。第32条の2において同じ。）の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

(委員会による検査等)

第29条の3 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

2 特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。

(特定個人情報の漏えい等に関する報告)

第29条の4 個人番号利用事務等実施者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとする。

第2節 行政機関個人情報保護法等の特例等

(行政機関個人情報保護法等の特例)

第30条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第23条（第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、行政機関個人情報保護法第8条第2項第2号から第4号まで及び第25条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報 保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第8条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第8条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第10条第1項及び第3項	総務大臣	個人情報保護委員会
第12条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）

第13条第2項、第28条第2項 及び第37条第2項	法定代理人	代理人
第14条第1号、第27条第2項 及び第36条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	
第26条第2項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるとときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第36条第1項第1号	又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項の規定により読み替えて適用する第8条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第36条第1項第2号	第8条第1項及び第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条

2 独立行政法人等が保有する特定個人情報（第23条第1項及び第2項（これらの規定を第26条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項から第4号まで及び第25条の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項	法令に基づく場合を除き	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第4項の規定に基づく場合を除き
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第9条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第9条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第12条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第13条第2項、第28条第2項 及び第37条第2項	法定代理人	代理人
第14条第1号、第27条第2項 及び第36条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第26条第2項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるとときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に關

		する法律第30条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第26条第2項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第36条第1項第1号	又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第2項の規定により読み替えて適用する第9条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第36条第1項第2号	第9条第1項及び第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条

3 個人情報保護法第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第16条第3項第3号及び第4号、第17条第2項並びに第23条から第26条までの規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第16条第1項	あらかじめ本人の同意を得ないで、前条	前条
第16条第2項	あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前	承継前
第16条第3項第1号	法令に基づく場合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第4項の規定に基づく場合
第16条第3項第2号	本人	本人の同意があり、又は本人
第30条第3項	第23条第1項又は第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条

（情報提供等の記録についての特例）

第31条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第8条第2項から第4項まで、第9条、第21条、第22条、第25条、第33条、第34条及び第4章第3節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第10条第1項及び第3項	総務大臣	個人情報保護委員会
第12条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第13条第2項及び第28条第2項	法定代理人	代理人

項		
第14条第1号及び第27条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	
第26条第2項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるとときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第35条	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該行政機関の長以外のものに限る。）

2 総務省が保有し、又は保有しようとする第23条第3項（第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第8条第2項から第4項まで、第9条、第21条、第22条、第25条、第33条、第34条及び第4章第3節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報 保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的 自ら利用し、又は提供してはならない	利用目的 自ら利用してはならない
第10条第1項及び第3項	総務大臣	個人情報保護委員会
第12条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第13条第2項及び第28条第2項	法定代理人	代理人
第14条第1号及び第27条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第26条第2項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるとときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第35条	当該保有個人情報の提供先	当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第23条第3項（同法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された同法第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者

3 独立行政法人等が保有する第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項から第4項まで、第10条、第21条、第22条、第25条、第33条、第34条及び第4章

第3節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第13条第2項及び第28条第2項	法定代理人	代理人
第14条第1号及び第27条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第26条第2項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第26条第2項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第35条	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該独立行政法人等以外のものに限る。）

4 独立行政法人等個人情報保護法第3条、第5条から第9条第1項まで、第12条から第20条まで、第23条、第24条、第26条から第32条まで、第35条及び第46条第1項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第13条第2項及び第28条第2項	法定代理人	代理人
第14条第1号及び第27条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人

第23条第1項	及び開示請求者	、開示請求者及び開示請求を受けた者
第26条第1項	開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない	開示請求を受けた者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第23条第1項及び第2項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。第35条において同じ。）に規定する記録の開示を請求されたときは、当該開示の実施に関し、手数料を徴収することができる
第35条	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。）

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第32条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人情報保護法第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(特定個人情報の保護を図るための連携協力)

第32条の2 委員会は、特定個人情報の保護を図るため、サイバーセキュリティの確保に関する事務を処理するために内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。

第6章 特定個人情報の取扱いに関する監督等

(指導及び助言)

第33条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人における特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第34条 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前2項の規定にかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第35条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる

ことができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第36条 前3条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第19条第14号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。

(措置の要求)

第37条 委員会は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

2 委員会は、前項の規定により同項の措置の実施を求めたときは、同項の関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

(内閣総理大臣に対する意見の申出)

第38条 委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

第6章の2 機構処理事務の実施に関する措置

(機構処理事務管理規程)

第38条の2 機構は、この法律の規定により機構が処理する事務（以下「機構処理事務」という。）の実施に関し総務省令で定める事項について機構処理事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により認可をした機構処理事務管理規程が機構処理事務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(機構処理事務特定個人情報等の安全確保)

第38条の3 機構は、機構処理事務において取り扱う特定個人情報その他の総務省令で定める情報（以下この条において「機構処理事務特定個人情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構処理事務特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の機構処理事務特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(帳簿の備付け)

第38条の4 機構は、総務省令で定めるところにより、機構処理事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(報告書の公表)

第38条の5 機構は、毎年少なくとも1回、機構処理事務の実施の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(監督命令)

第38条の6 総務大臣は、機構処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構処理事務の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第38条の7 総務大臣は、機構処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構処理事務の実施の状況に関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入らせ、機構処理事務の

実施の状況に關し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第35条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第7章 法人番号

(通知等)

第39条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等（国の機関、地方公共団体及び会社法（平成17年法律第86号）その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）であって、所得税法第230条、法人税法（昭和40年法律第34号）第148条、第149条若しくは第150条又は消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

- 2 法人等以外の法人又は人格のない社団等であって政令で定めるものは、政令で定めるところにより、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を国税庁長官に届け出て法人番号の指定を受けることができる。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき（この項の規定による届出に係る事項に変更があった場合を含む。）は、政令で定めるところにより、当該変更があった事項を国税庁長官に届け出なければならない。

4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」という。）の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならない。

(情報の提供の求め)

第40条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であって法人番号により検索することができるもの）をいう。第42条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

- 2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。

(資料の提供)

第41条 国税庁長官は、第39条第1項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和38年法律第125号）第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。）その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第39条第1項若しくは第2項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第4項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(正確性の確保)

第42条 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

第8章 雜則

(指定都市の特例)

第43条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（次項において単に「指定都市」という。）に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。

- 2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(事務の区分)

第44条 第7条第1項及び第2項、第8条第1項（附則第3条第4項において準用する場合を含む。）、第17条第1項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）並びに附則第3条第1項から第3項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(権限又は事務の委任)

第45条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、第2章、第4章、第5章及び前章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(主務省令)

第46条 この法律における主務省令は、内閣府令・総務省令とする。

(政令への委任)

第47条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第9章 罰則

第48条 個人番号利用事務等又は第7条第1項若しくは第2項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第8条第2項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第14条第2項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第49条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第50条 第25条（第26条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第51条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、3年以下の懲役又は150万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用を妨げない。

第52条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 第34条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 第35条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けた者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第38条の4の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

(2) 第38条の7第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出

し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第56条 第48条から第52条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第48条、第49条、第51条又は第53条から第55条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1章、第24条、第65条及び第66条並びに次条並びに附則第5条及び第6条の規定 公布の日
- (2) 第25条、第6章第1節、第54条、第6章第3節、第69条、第72条及び第76条（第69条及び第72条に係る部分に限る。）並びに附則第4条の規定 平成26年1月1日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日
- (3) 第26条、第27条、第29条第1項（行政機関個人情報保護法第10条第1項及び第3項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第31条、第6章第2節（第54条を除く。）、第73条、第74条及び第77条（第73条及び第74条に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日
- (4) 第9条から第11条まで、第13条、第14条、第16条、第3章、第29条第1項（行政機関個人情報保護法第10条第1項及び第3項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第3項まで、第30条第1項（行政機関個人情報保護法第10条第1項及び第3項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）及び第2項（行政機関個人情報保護法第10条第1項及び第3項の規定を読み替えて適用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第63条（第17条第1項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第75条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに第77条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに別表第1の規定 公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日
- (5) 第19条第7号、第21条から第23条まで並びに第30条第1項（行政機関個人情報保護法第10条第1項及び第3項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）及び第2項（行政機関個人情報保護法第10条第1項及び第3項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第4項まで並びに別表第2の規定 公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第2条 行政機関の長等は、この法律（前条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行の日前においても、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(個人番号の指定及び通知に関する経過措置)

第3条 市町村長は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）において現に当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者について、第4項において準用する第8条第2項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

2 市町村長は、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であつて施行日にいづれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないものについて、住民基本台帳法第30条の3第1項の規定により住民票に当該住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、第4項において準用する第8条第2項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

- 3 市町村長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成11年法律第133号）の施行の日以後住民基本台帳に記録されていなかった者について、同法附則第4条の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、次項において準用する第8条第2項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。
- 4 第7条第3項及び第8条の規定は、前3項の場合について準用する。
- 5 第1項から第3項までの規定による個人番号の指定若しくは通知又は前項において準用する第8条第2項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 7 前2項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

（日本年金機構に係る経過措置）

第3条の2 日本年金機構は、第9条第1項の規定にかかわらず、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から平成29年5月31日までの間において政令で定める日までの間においては、個人番号を利用して別表第1の下欄に掲げる事務の処理を行うことができない。

2 日本年金機構は、第19条第7号及び第8号の規定にかかわらず、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から平成29年11月30日までの間において政令で定める日までの間においては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

（委員会に関する経過措置）

第4条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から起算して1年を経過する日（以下この条において「経過日」という。）の前日までの間における第40条第1項、第2項及び第4項並びに第45条第2項の規定の適用については、第40条第1項中「6人」とあるのは「2人」と、同条第2項中「3人」とあるのは「1人」と、同条第4項中「委員には」とあるのは「委員は」と、「が含まれるものとする」とあるのは「のうちから任命するものとする」と、第45条第2項中「3人以上」とあるのは「2人」とし、経過日以後経過日から起算して1年を経過する日の前日までの間における第40条第1項及び第2項並びに第45条第2項の規定の適用については、第40条第1項中「6人」とあるのは「4人」と、同条第2項中「3人」とあるのは「2人」と、第45条第2項中「3人以上」とあるのは「2人以上」とする。

（政令への委任）

第5条 附則第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第6条 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにしてることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、第14条第1項の規定により本人から個人番号の提供を受ける者が、当該提供をする者が本人であることを確認するための措置として選択することができる措置の内容を拡充するため、適時に必要な技術的事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システム（総務大臣の使用に係る電子計算機と第23条第3項に規定する記録に記録された特定個人情報について総務大臣に対して第30条第2項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第12条の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情報保護法第18条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を設置するとともに、

年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 政府は、情報提供等記録開示システムの設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて、情報提供等記録開示システムを利用して次に掲げる手続又は行為を行うこと及び当該手続又は行為を行うために現に情報提供等記録開示システムに電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該手続又は行為を行うべき者であることを確認するための措置を当該手続又は行為に応じて簡易なものとすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 - (1) 法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する手続（前項に規定するものを除く。）
 - (2) 個人番号利用事務実施者が、本人に対し、個人番号利用事務に関して本人が希望し、又は本人の利益になると認められる情報を提供すること。
 - (3) 同一の事項が記載された複数の書面を1又は複数の個人番号利用事務実施者に提出すべき場合において、1の書面への記載事項が他の書面に複写され、かつ、これらの書面があらかじめ選択された1又は複数の個人番号利用事務実施者に対し1の手続により提出されること。
- 5 政府は、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの）の施策の導入を検討する場合には、当該施策に関する事務が的確に実施されるよう、国の税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報に関し、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を実施するために必要な体制の整備を検討するものとする。
- 6 政府は、適時に、地方公共団体における行政運営の効率化を通じた住民の利便性の向上に資する観点から、地域の実情を勘案して必要があると認める場合には、地方公共団体に対し、複数の地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進について必要な情報の提供、助言その他の協力をを行うものとする。

附 則 (平成27年9月9日法律第65号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して2年を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第7条第2項、第10条及び第12条の規定 公布の日
- (2) 第1条及び第4条並びに附則第5条、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第9条、第13条、第22条、第25条から第27条まで、第30条、第32条、第34条並びに第37条の規定 平成28年1月1日
- (3) 第6条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第19条第1号及び別表第1の改正規定に限る。）並びに附則第15条、第16条、第19条及び第29条の規定 番号利用法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成27年政令第171号により平成28年1月1日から施行）
- (4) (略)
- (5) 第3条及び第6条（番号利用法第19条第1号及び別表第1の改正規定を除く。）並びに附則第24条及び第36条の規定 番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
- (6) 第7条並びに附則第14条、第17条及び第20条の規定 公布の日から起算して3年を越えない範囲内において政令で定める日

情報公開・個人情報保護審議会事務の手引

目 次

1	京都市情報公開・個人情報保護審議会条例の趣旨及び運用	
	第1条 設置.....	1
	第2条～第6条 組織、委員の任期、秘密を守る義務、会長及び副会長、招集及び会議.....	3
	第7条、第8条 意見の聴取等、部会.....	5
	第9条 委任.....	7
2	条例、規則及び要綱	
	京都市情報公開・個人情報保護審議会条例.....	8
	京都市情報公開・個人情報保護審議会施行規則.....	10
	京都市情報公開・個人情報保護審議会運営要領.....	11

1 京都市情報公開・個人情報保護審議会条例の趣旨及び運用

第1条 設置

(設置)

第1条 次に掲げる行為を行うため、京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 公文書（京都市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書をいう。）の公開に関する制度の運営に関する重要事項及び当該制度の改善について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。
- (2) 情報の公開に関する事項について、情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関に意見を述べること。
- (3) 個人情報（京都市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運営に関する重要事項及び当該制度の改善について、個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。
- (4) 個人情報の保護に関する事項について、個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関に意見を述べること。
- (5) 前2号に掲げるもののほか、個人情報保護条例によりその権限に属させられた事項を行う

【趣 旨】

- 1 本条例は、公文書公開制度又は個人情報保護制度の運営に関する重要事項について調査、審議するため、市長の附属機関としての京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の設置に関する必要な事項等を定めたものである。
- 2 情報公開条例に基づく情報公開制度及び個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度については、市民や学識経験者等の意見を聴き、公正、的確な運営を図っていくことが望ましく、制度の運営に関する重要事項について調査、審議を行い、制度の改善について提言する機能を持つ審議会を設けるものである。さらに、審議会は情報公開又は個人情報保護に関する事項について実施機関に意見を述べることもできる。
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で定める特定個人情報保護評価書の第三者点検（個人情報の保護に関する学識経験のある者等の意見を聴く。）については、個人情報の保護に関する制度の運営に関する重要事項に当たることから、第3号の規定に基づき、実施機関から審議会に諮問して行う。
なお、第三者点検の実施については、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日 特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に定められている。
- 4 「個人情報保護条例によりその権限に属させられた事項」とは、次のとおりである。
 - (1) 個人情報の収集の制限に係る例外事由適用の適否に関する事項（個人情報保護条例第6条第4項）

- (2) 個人情報取扱事務の届出に関する事項（個人情報保護条例第7条第3項）
- (3) 個人情報の利用又は提供の制限に係る例外事由適用の適否に関する事項（個人情報保護条例第8条第3項）
- (4) 電子計算機による個人情報の処理の適否に関する事項（個人情報保護条例第10条第1項、第2項）
- (5) 電子計算機の結合の適否に関する事項（個人情報保護条例第11条）

第2条～第6条 組織、委員の任期、秘密を守る義務、会長及び副会長、招集及び会議

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

【趣旨】

- 1 審議会は、制度の運営について、情報公開又は個人情報保護に関する事項はもとより、幅広く市民や学識経験者の意見を聴くため、12人以内の委員で構成する。
- 2 委員の任期は、委員の身分保障の点から定めたもので、任期中は、特別の事情がない限り解任されない。
- 2 審議会は、審議事項の内容が個人情報保護システムの具体的検討にまで及ぶ可能性があることから、委員には守秘義務が課されている。また、その職を退いた後も同様である。

【運用】

- 1 審議会の会議は原則として公開し、開催に当たってはあらかじめ広報発表等により周知を行うものとする。
- 2 会議の結果については、会議録及び会議資料を一般の閲覧に供することにより、公表することとする。

関 係 規 則 及 び 要 約

【京都市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則】

(庶務)

第3条 審議会の庶務は、総合企画局において行う。

【京都市情報公開・個人情報保護審議会運営要領】

(審議会の公開)

第3条 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、会長の判断により、会議の全部又は一部の公開をしないことができるものとする。

(1) 会議を公開することにより、非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。）が公になるとき

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められるとき
(公開の方法)

第4条 会議の公開に当たっては、会場に一定の傍聴席を設けるとともに、傍聴席に、会議の内容を理解することができる資料を配布する。

2 傍聴席の定員は、会場の状況等を勘案し、あらかじめ定める。

3 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了する。

4 会長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努め、特に必要と認める場合は、傍聴者に退場を命じることができる。

(会議の開催の周知)

第5条 会議を開催するときは、会議の開催期日までに相当の期間を置いて、会議の開催の日時及び場所並びに議題、傍聴者の定員等を広報発表その他の適当な方法により公表する。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、会場内における発言及び会議の公正かつ円滑な運営を妨げる行為を行ってはならない。

2 傍聴者は、傍聴に当たっては、会長の指示に従うとともに、会議を公開しない旨の判断がなされたとき、又は退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(会議結果の公表)

第7条 会議については、会議録を作成し、会議資料と併せて一般の閲覧に供する。

第7条、第8条 意見の聴取等、部会

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、審議を行うため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる実施機関の職員その他関係人に対して、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- (1) 第1条第1号及び第2号に掲げる行為に関する事項 情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関
- (2) 第1条第3号から第5号までに掲げる行為に関する事項 個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関

(部会)

第8条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

【趣旨】

- 1 審議会は、第1条各号に定める行為を行う上で必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係人に対し、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求める権限が付与されている。
- 2 審議会は、特別の事項を調査、審議させるために部会を設置し、部会で審議させることができる。

【運用】

- 1 審議会は、第1条第5号に定める事項に関する審議に当たっては、個人情報取扱事務を所管する実施機関の職員の出席を求めるとともに、審議事項の内容に関する次の書類の提出を求ることとする。
 - (1) 個人情報の収集又は利用若しくは提供の制限に係る例外事由適用の適否に係る意見の聴取にあっては、事務の名称、事務の主管課、審議事項、事務の趣旨及び内容、その他参考となる事項を記載した書類
 - (2) 電子計算機による個人情報の処理又は電子計算機の結合の適否に係る意見の聴取にあっては、個人情報の電算処理等に係る審議票（別記様式）
- 2 情報公開条例又は個人情報保護条例の大幅な改正等、本市における情報公開制度又は個人情報保護制度の詳細な内容の調査及び審議を行うに当たっては、原則として、審議会に部会を設置することとする。
- 3 部会は、審議会の委員のうち会長が指名する委員及び審議事項についての専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者により構成する。

関 係 規 則 及 び 要 約

【京都市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則】

(部会)

第1条 京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の部会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 会長が指名する委員
- (2) 部会に調査させ、及び審議させる特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者

2 部会ごとに部会長を置く。

3 部会長は、第1項第1号に掲げる者のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、第1項第1号に掲げる者のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

第2条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、その部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

【京都市情報公開・個人情報保護審議会運営要領】

(条例第1条第5号に定める事項の審議手続)

第2条 京都市情報公開・個人情報保護審議会条例第1条第5号に定める事項に関する審議は、審議事項の内容に応じ次の各号に定める書類の提出を求め、当該個人情報取扱事務（以下「事務」という。）を所管する実施機関の職員の出席の下で行う。

- (1) 京都市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第6条第4項又は第8条第3項の規定による意見の聴取（一の事務において次号の規定による意見の聴取を含むときを除く。）事務の名称、事務の主管課、審議事項、事務の趣旨及び内容、その他参考となる事項を記載した書類
- (2) 個人情報保護条例第10条第1項若しくは第2項又は第11条の規定による意見の聴取 個人情報の電算処理等に係る審議票（別記様式）

第9条 委任

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

【趣 旨】

本条は、この条例を施行するに際して必要な事項を、市長が定めることとしたものである。

【運 用】

本条に基づき、京都市情報公開・個人情報保護審議会施行規則が定められた。

また、施行規則第4条の規定により、審議会の運営に関し必要な事項は会長が定めることとされており、これに基づき京都市情報公開・個人情報保護審議会運営要領が定められている。

関 係 規 则 及 び 要 纲

【京都市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則】

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

2 条例、規則及び要綱

京都市情報公開・個人情報保護審議会条例

京都市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則

京都市情報公開・個人情報保護審議会運営要領

京都市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成29年5月30日時点）

(設置)

第1条 次に掲げる行為を行うため、京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 公文書（京都市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書をいう。）の公開に関する制度の運営に関する重要事項及び当該制度の改善について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。
- (2) 情報の公開に関する事項について、情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関に意見を述べること。
- (3) 個人情報（京都市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運営に関する重要事項及び当該制度の改善について、個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。
- (4) 個人情報の保護に関する事項について、個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関に意見を述べること。
- (5) 前2号に掲げるもののほか、個人情報保護条例によりその権限に属させられた事項を行うこと。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、審議を行うため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる実施機関の職員その他関係人に対して、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- (1) 第1条第1号及び第2号に掲げる行為に関する事項 情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関
- (2) 第1条第3号から第5号までに掲げる行為に関する事項 個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関

(部会)

第8条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会は、市長が招集する。

附 則 (平成27年3月27日条例第51号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第3項及び第5項の規定 京都市個人情報保護条例等の一部を改正する条例（平成28年3月30日
京都市条例第40号）の公布の日
(2) 第2条並びに附則第4項、第6項及び第7項の規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
(平成29年5月30日)

附 則 (平成27年3月27日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日条例第40号) 抄

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

京都市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則

(部会)

第1条 京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の部会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 会長が指名する委員
- (2) 部会に調査させ、及び審議させる特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者
- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、第1項第1号に掲げる者のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、第1項第1号に掲げる者のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

第2条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、その部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第3条 審議会の庶務は、総合企画局において行う。

(補則)

第4条 この規則に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

京都市情報公開・個人情報保護審議会運営要領

制定：平成22年6月9日 会長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則第4条の規定に基づき、京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第1条第5号に定める事項の審議手続)

第2条 京都市情報公開・個人情報保護審議会条例第1条第5号に定める事項に関する審議は、審議事項の内容に応じ次の各号に定める書類の提出を求め、当該個人情報取扱事務（以下「事務」という。）を所管する実施機関の職員の出席の下で行う。

(1) 京都市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第6条第4項又は第8条第3項の規定による意見の聴取（一の事務において次号の規定による意見の聴取を含むときを除く。）事務の名称、事務の主管課、審議事項、事務の趣旨及び内容、その他参考となる事項を記載した書類

(2) 個人情報保護条例第10条第1項若しくは第2項又は第11条の規定による意見の聴取 個人情報の電算処理等に係る審議票（別記様式）

(審議会の公開)

第3条 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、会長の判断により、会議の全部又は一部の公開をしないことができるものとする。

(1) 会議を公開することにより、非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。）が公になるとき

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められるとき

(公開の方法)

第4条 会議の公開に当たっては、会場に一定の傍聴席を設けるとともに、傍聴席に、会議の内容を理解することができる資料を配布する。

2 傍聴席の定員は、会場の状況等を勘案し、あらかじめ定める。

3 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了する。

4 会長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努め、特に必要と認める場合は、傍聴者に退場を命じることができる。

(会議の開催の周知)

第5条 会議を開催するときは、会議の開催期日までに相当の期間を置いて、会議の開催の日時及び場所並びに議題、傍聴者の定員等を広報発表その他の適当な方法により公表する。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、会場内における発言及び会議の公正かつ円滑な運営を妨げる行為を行ってはならない。

2 傍聴者は、傍聴に当たっては、会長の指示に従うとともに、会議を公開しない旨の判断がなされたとき、又は退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(会議結果の公表)

第7条 会議については、会議録を作成し、会議資料と併せて一般の閲覧に供する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

別記様式

個人情報の電算処理等に係る審議票

1 事務の名称 (主管課)	(局 部 課)			
2 審議事項				
3 電算化の趣旨及び電算化したい事務の内容	(1) 趣旨 (2) 事務の内容			
4 電算処理の内容	(1)処理サイクル	<input type="checkbox"/> 定期 ()	<input type="checkbox"/> 今回限り	<input type="checkbox"/> 隨時
	(2)処理者	<input type="checkbox"/> 自己処理 (<input type="checkbox"/> 情報化推進室処理 <input type="checkbox"/> 主管課処理) <input type="checkbox"/> 業者委託処理		
	(3)処理機器	<input type="checkbox"/> 汎用機 <input type="checkbox"/> パソコン用コンピュータ等		
	(4)処理方法	<input type="checkbox"/> リモート処理	<input type="checkbox"/> バッチ処理	<input type="checkbox"/> オンライン処理
	(5)実施計画 (処理日程等)	平成 年 月実施予定		
5 電算処理情報	(1)入力情報	ア 収録情報名		
		イ 収録方法	<input type="checkbox"/> 新規収録	<input type="checkbox"/> 既収録
		ウ 収録対象者		
		エ 収録項目		
	(2)出力情報	ア 出力内容 (作成帳票等) (ア) 個人情報 (イ) その他の情報		
		イ 出力対象者		
		ウ 出力項目		
6 個人情報保護対策	(1)電算処理面			
		ア 出力情報取扱上の保護対策		
	(2)運用面	イ 出力情報管理責任者		
		ウ 出力情報保管方法		
		ア 出力情報取扱上の保護対策		
7 備考 〔他都市の状況等〕				